

8B-1 no.38

年少労働資料35号

昭和 55 年版

勤労青少年の現状

労働省婦人少年局

昭和 55 年版

勤 労 青 少 年 の 現 状

労働省婦人少年局

は し が き

この小冊子は、政府関係機関の発表した最新の諸統計資料から、勤労青少年に関するものを取りまとめて紹介することにより、勤労青少年の現状について容易に理解を得られるようにすることを願って作成したものである。

また、本文3の「勤労青少年の福祉施策の現状」については、できるだけ昭和55年度の施策を中心に説明を進めることとした。

勤労青少年問題に関心をもたれる方々に広く御利用いただければ幸いである。

昭和55年12月

労働省婦人少年局長

目 次

はしがき

勤労青少年の現状

1 概 要	1
2 職業生活の動向	11
(1) 就業状況	11
イ 労働力人口	11
ロ 就 業 者	12
ハ 雇 用 者	20
ニ 在學生徒・学生のアルバイト就労状況	24
(イ) 中学生・高校生の状況	24
(ロ) 短期大学生・大学生の状況	26
(2) 新規学校卒業者の就職状況	29
イ 概 況	29
ロ 中学校・高等学校卒業者の状況	46
ハ 短期大学・大学卒業者の状況	58
(3) 離職状況	66
(4) 労働条件	72
イ 賃 金	72
(イ) 概 況	72
(ロ) 新規学校卒業者の初任給	74
ロ 労働時間・休日	78
(5) 労働災害	86
(6) 年少者に係る労働基準法違反状況	88
3 勤労青少年の福祉施策の現状	90
(1) 勤労青少年の福祉増進に関する施策	90
イ 「勤労青少年の日」を中心とした啓発活動	90

ロ	実態調査の実施	91
ハ	職業訓練又は教育を受けている勤労青少年に対する（時間の） 配慮についての事業主等に対する指導，啓発等	91
ニ	勤労青少年ホームの充実	91
ホ	勤労青少年スポーツ活動の振興	93
(2)	勤労青少年指導者の養成，確保に関する施策	94
イ	勤労青少年指導者大学講座の実施	94
ロ	勤労青少年ホーム指導員資格講習会の開催	94
ハ	勤労青少年福祉推進者講習会の開催	94
ニ	勤労青少年福祉員の活動への援助	95
ホ	婦人少年室協助手員及び婦人少年室特別協助手員制度の活用	96
へ	勤労青少年福祉シンポジウムの開催	96
(3)	年少労働者の保護に関する施策	96
(参考資料)		
1	勤労青少年福祉法	108
2	勤労青少年福祉対策基本方針に関する公示	114
3	勤労青少年ホーム一覧	117
4	有給教育訓練休暇奨励給付金	135
5	勤労青少年ホーム災害補償保険制度	137

図 表 目 次

(就業状況等)

表 1	15歳以上青少年人口、労働力人口の推移	11
表 2	従業上の地位別青少年就業者数及び構成比の推移	12
表 3	産業別青少年就業者数及び構成比の推移	14
表 4	職業別青少年就業者数及び構成比の推移	16
表 5	産業別総就業者中に占める青少年の割合の推移	18
表 6	職業別総就業者中に占める青少年の割合の推移	19
表 7	青少年雇用者数、雇用率、総雇用者中に占める青少年 雇用者の割合の推移	20
表 8	規模別青少年雇用者数の推移(非農林業)	21
表 9	親元を離れて寮・寄宿舎・下宿・間借りなどをして生 活している青少年雇用者数の推移(非農林業)	22
表 10	アルバイト就労に対する学校の方針	23
表 11	アルバイト許可の基準	22
表 12	アルバイト生徒の産業別、職種別構成比(学期中)	24
表 13	アルバイト生徒の産業別、職種別構成比(夏休み中)	26
表 14	短期大学・大学(昼間部)学生のアルバイト就労状況	28
表 15	アルバイト就労職種別、短期大学・大学(昼間部)学 生数の割合	28
表 16	新規学卒者の学歴別就職者数及び就職率の推移	29
表 17	進路別、中学校・高等学校卒業生数(昭和55年3月卒)	30
表 18	進路別、短期大学・大学卒業生数(昭和55年3月卒)	32
表 19	短期大学・大学入学数の推移	34
表 20	学生数の地域別分布の推移	35
表 21	各都道府県別にみた短期大学入学者の流動状況(昭和 55年度)	36
表 22	各都道府県別にみた大学入学者の流動状況(昭和55年度)	40
図 1	昭和54年度大学卒就職者の流動状況	44
表 23	新規学卒者の職業紹介状況	46
表 24	新規学卒者を除く(一般)青少年の有効求人倍率の推移	47

表 25 新規学卒者の産業別求人，就職者数の構成比の推移（中卒者）	48
表 26 新規学卒者の産業別求人，就職者数の構成比の推移（高卒者）	50
表 27 新規学卒者の県外就職者数の推移	52
表 28 新規学卒者の地域別職業紹介状況（昭和55年3月卒）	53
表 29 中学卒業者の地域間移動状況（昭和55年3月卒）	54
表 30 高校卒業者の地域間移動状況（昭和55年3月卒）	56
表 31 短期大学卒業者の産業別就職状況の推移	58
表 32 短期大学卒業者の職業別就職状況の推移	59
表 33 大学卒業者の産業別就職状況の推移	60
表 34 大学卒業者の職業別就職状況の推移	61
表 35 短期大学の関係学科別，職業別就職状況の推移	62
表 36 大学の関係学科別，職業別就職状況の推移	64
（離職状況）	
表 37 産業別離職率の推移	66
表 38 規模別離職率の推移	68
表 39 就職後1年間における在職月数別離職状況の推移	70
（労働条件）	
表 40 青少年1人平均月間所定内給与額	72
表 41 産業，学歴別初任給額	74
表 42 規模別，学歴別初任給額	76
表 43 主な週所定労働時間階級別企業数の割合及び労働者数 の割合の推移	78
表 44 主な週休制の形態別企業数の割合及び労働者数の割合の推移	80
表 45 産業及び主な週休制の形態別企業数の割合及び労働者 数の割合	82
表 46 週休以外の休日日数階級別企業数の割合	84
表 47 産業別週休以外の休日の種類別平均休日日数及び採用率	85
（労働災害）	
表 48 産業別労働災害発事件数	86
（労働基準法違反）	
表 49 労働基準法に基づく定期監督実施状況の推移	88

(勤労青少年ホーム)

表 50 年度別，都道府県別，勤労青少年ホーム設置状況…………… 98

表 51 勤労青少年ホーム利用状況…………… 100

(その 1) 登録人員 …………… 100

(その 2) 内容別利用延人員及び構成比の推移 …………… 100

(その 3) 昭和 54 年度年間利用者階級別勤労青少年ホーム数 …………… 101

(その 4) クラブ活動内容別利用状況 …………… 102

(勤労青少年福祉員，勤労青少年福祉推進者)

表 52 勤労青少年福祉員の設置状況及び勤労青少年福祉推進
者制度の推進状況 …………… 105

勤労青少年の現状

1 概要

(労働力人口)

労働力調査によると、昭和54年(年平均)の15～24歳人口は前年より4万人(0.2%)減少して1,605万人となっている。労働力人口は同じく前年より13万人(1.8%)減少して706万人となり、総労働力人口の12.6%(昭和45年21.5%)を占めている。青少年労働力人口がはじめて1,000万人台を割ったのは昭和48年(980万人)で、昭和45年の1,108万人からみると昭和54年には402万人(36.3%)の減少となっている。労働力人口を年齢階級別にみると15～19歳は前年より6万人(3.9%)減少して147万人(昭和45年301万人)となり、20～24歳は同じく7万人(1.2%)減少して559万人(同807万人)となっている。総労働力人口中に占める15～19歳の割合は2.6%(昭和45年5.8%)、20～24歳は10.0%(同15.7%)となっている。

(就業者)

青少年就業者数は前年より11万人(1.6%)減少して681万人となり、昭和45年の1,087万人からみると406万人(37.4%)の減少となっている。なお、青少年人口中に占める割合は42.4%で昭和45年(54.5%)に比べると12.1ポイント低下している。これは主として進学率の上昇によるものである。

○従業上の地位別状況

青少年就業者を従業上の地位別にみると、自営業主13万人(昭和45年20万人)、家族従業者44万人(同125万人)、雇用者621万人(同939万人)で、昭和45年と比べると昭和54年には自営業主で7万人(35%)、家族従業者で81万人(64.8%)、雇用者で318万人(33.9%)いずれも減少している。これを構成比でみると、自営業主

1.9%（昭和45年1.8%）、家族従業者6.5%（同11.5%）、雇用者91.2%（同86.4%）で、昭和45年と比べると家族従業者の減少と雇用者の増加が目立っている。

○産業別の状況

青少年就業者の分布を第1次産業（農業・林業・狩猟業、漁業・水産養殖業）、第2次産業（鉱業、建設業、製造業）、第3次産業（第1次、第2次産業以外の産業）別にみると、第1次産業は前年より2万人（8.3%）減少して22万人となり（昭和45年66万人）、第2次産業は22万人（9.6%）減少して260万人（同44.4万人）、第3次産業は同じく前年より13万人（3.0%）増加して453万人となっている（同57.5万人）。これを構成比でみると、第1次産業は3.2%（昭和45年6.1%）、第2次産業は30.2%（同40.8%）、第3次産業は66.5%（同52.9%）となっており、昭和45年に比べると第1次、第2次産業の割合が低下し、第3次産業の占める割合が大きく伸びている。

また、産業大分類別に青少年の従事している産業をみると、卸売・小売・金融・保険・不動産業が最も多く228万人（構成比33.5%）、次いで製造業152万人（同22.3%）、サービス業151万人（同22.2%）、建設業53万人（同7.8%）、運輸・通信・電気・ガス・水道・熱供給業43万人（同6.3%）、公務31万人（同4.6%）、農業・林業・狩猟業18万人（2.6%）等の順になっている。昭和45年に比べると、いずれの産業でも青少年就業者数が減少しているが、これを減少率でみると農業・林業・狩猟業の70.0%、製造業の58.7%、運輸・通信・電気・ガス・水道・熱供給業の40.3%等が特に目立っている。

次に就業者総数中に占める青少年の割合をみると、産業計では12.4%（昭和45年21.3%）、産業別にみると卸売・小売・金融・保険・不動産業が最も高く16.1%（昭和45年26.0%で順位は2位）、次いでサービス業の15.4%（同22.5%）、公務の15.4%（同22.4%）、製造業の11.4%（同26.7%で順位は首位）、運輸・通信・電気・ガス・

水道・熱供給業の11.3%（同20.4%）、建設業の9.9%（同18.8%）等の順になっている。

○職業別の状況

青少年就業者を職業別にみると、技能工・生産工程作業員及び単純作業員が最も多く209万人（構成比30.7%）、次いで事務従事者203万人（同29.8%）、販売従事者82万人（同12.0%）、保安職業・サービス職業従事者71万人（同10.4%）、専門的・技術的職業従事者69万人（同10.1%）等が主なものとなっている。昭和45年に比べると、実数において専門的・技術的職業従事者のみが18万人（35.3%）増加している以外は、ほとんどの職業で減少しており、なかでも技能工・生産工程作業員及び単純作業員の217万人（減少率50.9%）、事務従事者の63万人（同23.7%）、農林・漁業作業員の44万人（同67.7%）、販売従事者の44万人（同34.9%）、運輸・通信従事者の30万人（同56.6%）等において減少が目立っている。

この結果、構成比は大きく変わり、昭和45年には青少年就業者の4割（39.2%）を占めていた技能工・生産工程作業員及び単純作業員が3割（30.7%）に減じ、農林・漁業作業員（2.9ポイント低下）、運輸・通信従事者（1.5ポイント低下）もそれぞれ低下した一方、4.7%であった専門的・技術的職業従事者は10.1%に上昇、事務従事者（5.3ポイント上昇）、保安職業・サービス職業従事者（1.5ポイント上昇）、販売従事者（0.4ポイント上昇）もそれぞれ増加している。

次に就業者総数中、青少年の占めている割合をみると、事務従事者が最も高く22.6%（昭和45年35.2%）、次いで専門的・技術的職業従事者16.2%（同17.3%）、保安職業・サービス職業従事者14.3%（同25.1%）、技能工・生産工程作業員及び単純作業員11.7%（同24.6%）、販売従事者10.5%（同19.0%）等の順になっている。

○親元を離れて単身で生活している青少年雇用者（非農林業）

非農林業青少年雇用者（619万人）のうち、親元を離れて単身で寮・

寄宿舎，下宿，間借り等をして生活している者は160万人で，非農林業青少年雇用者の25.8%（昭和50年27.9%）を占めており，昭和50年（200万人）に比べると40万人減少（20%）している。減少数を年齢階級別にみると，15～19歳が16万人（同31.4%），20～24歳が24万人（同16.1%）となっている。

○在學生徒・学生のアルバイト就労

中学生・高校生のアルバイト実態調査（労働省一昭和52年）によると，中学校の80.2%，高等学校の94.6%が，生徒のアルバイト就労について条件をつけて認めており，中学生では在校生徒数の3.8%，高校生では同じく15.1%がアルバイト就労している。これを時期別にみると，夏休み中の就労は中学生で0.9%，高校生で9.5%，調査時現在（9月末）就労していた生徒は，中学生で1.9%，高校生で2.2%，それ以外の時期に就労した生徒は，中学生で1.0%，高校生で3.8%となっており，中学生の場合は授業のある学期中のアルバイトの割合が高いのに対して，高校生の場合，夏休み中のアルバイトの割合が高くなっている。

学期中のアルバイト状況を見ると，就労産業では，卸売業・小売業が最も多く，中学生で97.9%，高校生で82.0%，次いでサービス業となっており，中学生で1.5%，高校生で14.3%となっている。

就労職種では，中学生，高校生とも配達業務が最も多く，中学生で96.8%，高校生で44.1%となっている。なお，高校生の場合，男子の58.8%が配達業務に就いているのに対して，女子は，配達業務に就いているのは9.9%と少なく，販売に44.2%（男子14.5%），サービス職業に25.8%（男子20.0%），事務に13.9%（男子1.7%）が就いている。

次に夏休み中のアルバイトの状況をみると，中学生では，卸売業・小売業が最も多く56.4%，次いで建設業12.9%，製造業11.6%，サービス業10.4%の順になっており，主な職種としては配達業務40.2%，サービス職業14.9%，販売13.7%，建設・土木作業11.6%の順になっている。高校生の場合も，卸売業・小売業が最も多く47.1%，次いで製

造業16.5%、サービス業13.5%、建設業7.0%の順になっており、主な職種としては販売27.8%、サービス職業17.4%、製造作業16.7%、事務14.9%の順になっている。

一方、学生生活調査（文部省一昭和53年）により、短期大学生（昼間部）・大学生（昼間部）のアルバイト就労状況をみると、調査時（昭和53年11月）前1年間にアルバイト就労の経験を有する者は、短期大学生で69.3%、大学生で81.0%となっている。主な就労職種をみると、短期大学生の場合、軽労働が最も多く67.2%、次いで事務15.0%、家庭教師6.6%等となっている。大学生の場合も軽労働が最も多く50.2%を占めており、次いで家庭教師26.9%、重労働・危険作業9.2%、事務6.4%の順になっている。

（新規学校卒業者の就職状況）

学校基本調査によると、昭和55年3月、中学校卒業就職者数は、6万7,415人（昭和45年27万1,266人）、高等学校卒業就職者数59万9,693人（同81万6,669人）、短期大学卒業就職者数12万9,156人（同8万7,400人）、大学卒業就職者数28万5,129人（同18万8,227人）で、昭和45年に比べると中学校卒業者（20万3,851人減、減少率75.1%）、高等学校卒業者（21万6,976人減、同26.6%）はいずれも減少しているのに対して、短期大学卒業者（4万8,416人増、増加率60.0%）大学卒業者（9万6,902人増、同51.5%）はともに増加している。

新規学校卒業就職者総数（学歴計）を100として学歴別にその割合をみると、中学校卒業者の占める割合は6.2%（昭和45年20.0%）、高等学校卒業者55.5%（同60.2%）、短期大学卒業者11.9%（同5.9%）、大学卒業者26.4%（同13.9%）で、昭和45年に比べると、中学校卒業者で13.8ポイント、高等学校卒業者で4.7ポイントいずれも低下しているのに対して、短期大学卒業者は6.0ポイント、大学卒業者は12.5ポイントともに上昇しており、新規学校卒業就職者中に占める短期

大学・大学卒業者の割合も38.3%（昭和45年19.8%）となり、高学歴化が顕著である。

なお、卒業者中に占める就職者（就職進学者を含む）の割合は、中学校卒業生3.9%（昭和45年16.3%）、高等学校卒業生4.2%（同58.2%）、短期大学卒業生76.0%（同70.3%）、大学卒業生75.3%（同78.1%）となっている。

○中学校、高等学校卒業生

職業安定業務統計により、昭和55年3月中学校、高等学校卒業生の求人倍率をみると、中学校卒業生2.8倍（昭和45年5.8倍）、高等学校卒業生1.9倍（同7.1倍）で、就職率（就職希望者のうち就職した者の割合）は中学校卒業生99.8%（昭和45年99.1%）、高等学校卒業生99.4%（同98.7%）となっている。

中学校、高等学校卒業生の求人状況を産業別構成比でみると、中学校卒業生の場合、製造業からの求人が最も多く62.1%（昭和45年76.9%）、次いでサービス業の14.5%（同7.2%）、建設業の11.5%（同5.5%）、卸売業・小売業の10.2%（同7.2%）等が主なものである。昭和45年に比べると、昭和45年は製造業がひとり求人の8割弱を占め、他の産業はいずれも1割に満たない低さであったが、昭和55年は製造業からの求人が全体の6割に減じ（構成比で14.8ポイント低下）、サービス業（同7.3ポイント上昇）、建設業（同6.0ポイント上昇）、卸売業・小売業（同3.0ポイント上昇）ではそれぞれ割合が上昇し、求人全体の1割を上回っている。

一方、高等学校卒業生の場合も製造業からの求人が最も多く39.0%（昭和45年60.0%）、次いで卸売業・小売業31.0%（同21.4%）、サービス業12.9%（同5.7%）、建設業6.8%（同2.9%）、金融・保険・不動産業5.6%（同4.7%）等が主なものとなっている。昭和45年に比べると中学校卒業生の場合と同様、昭和55年は製造業からの求人が構成比でみて21ポイント低下しているのに対して、卸売業・小売業で9.6

ポイント、サービス業で7.2ポイント、建設業で3.9ポイントそれぞれ上昇している。

就職状況は、中学校卒業者の場合、製造業に62.5%（昭和45年73.6%）が就職して最も多く、次いでサービス業に16.7%（同10.2%）、建設業9.6%（同6.3%）、卸売業・小売業8.7%（同6.2%）等が主なものである。高等学校卒業者の場合も製造業が最も多く33.6%（昭和45年42.2%）、次いで卸売業・小売業31.1%（同27.1%）、サービス業13.6%（同8.2%）、金融・保険・不動産業10.1%（同10.8%）等が主なものである。

なお、年々低下傾向にあった製造業就職者は構成比で対前年2.8ポイントの上昇をみせ、卸売業・小売業（前年32.7%、製造業は30.8%）と逆転した。これは求人の上昇等による対応の現れである。

県外就職者数は、中学校卒業者1万人（昭和45年6万9千人）、高等学校卒業者13万5千人（同11万3千人）で、県外就職率（就職者全数中に占める県外就職者数の割合）は中学校卒業者で22.0%（昭和45年34.9%）、高等学校卒業者では27.4%（同29.6%）となっており、昭和45年に比べると中学校卒業者の県外就職率の低下（12.9ポイント低下）が顕著である。

○短期大学、大学卒業生

学校基本調査により、昭和55年3月短期大学、大学卒業者の就職状況を産業別にみると、短期大学卒業者の場合、第1次産業に0.7%（昭和45年1.1%）、第2次産業に20.7%（同25.4%）、第3次産業に77.0%（同72.4%）、その他1.5%（同1.1%）となっており、昭和45年に比べると第3次産業の占める割合が全体の7割から8割近くにまで伸びている。これを産業大分類別にみると最も多いのはサービス業の38.7%（昭和45年37.2%）、次いで製造業の18.0%（同23.2%）、卸売業・小売業15.3%（同13.2%）、金融・保険業12.9%（同13.4%）、公務6.3%（同4.1%）等となっており、公務（構成比で2.2ポイント上

昇), 卸売業・小売業(同2.1ポイント上昇), サービス業(同1.5ポイント上昇)で上昇が目立っている。

大学卒業者の場合, 第1次産業に0.6%(昭和45年0.5%), 第2次産業に30.8%(同44.4%), 第3次産業に67.8%(同54.5%), その他0.9%(同0.7%)となっており, 昭和45年に比べると短期大学卒業者の場合と同様, 第2次産業は低下(全体の4割強から3割に低下), 第3次産業は上昇(全体の5割強から7割弱に上昇)している。産業大分類別にみると最も多いのはサービス業の26.5%(昭和45年18.4%), 次いで製造業の24.3%(同38.7%), 卸売業・小売業18.4%(同17.1%), 公務10.8%(同5.8%), 金融・保険業8.6%(同8.0%), 建設業6.3%(同5.5%)等となっており, 昭和45年に比べるとサービス業(構成比で8.1ポイント上昇), 公務(同5.0ポイント上昇)の伸びが目立っている。

職業別にみると, 短期大学卒業者の場合, 事務従事者が55.3%(昭和45年46.1%)を占めて最も多く, 次いで専門的・技術的職業従事者の35.0%(同39.4%)となっており, この2職業に就業者総数の90.3%(同85.5%)が就いている。昭和45年に比へた事務従事者数は約2倍(昭和45年37,234人, 昭和55年71,436人, 増加率91.9%)にも増加している。

一方, 大学卒業者では, 専門的・技術的職業従事者が最も多く40.1%(昭和45年40.3%), 次いで事務従事者33.8%(同31.4%), 販売従事者21.4%(同23.2%)等となっており, 昭和45年に比べると短期大学の場合と同様, 事務従事者数の増加(昭和45年59,046人, 昭和55年96,303人, 増加率63.1%)が目立っている。

(離職状況)

新規学校卒業就職者の就職離職状況調査によると, 昭和53年3月中学校・高等学校卒業就職者の1年後(昭和54年3月末現在)の離職率は, 中学校卒業で26.3%(5年前の昭和48年3月卒業19.1%), 高等

学校卒業者で16.3%（同16.8%）で、中学校卒業者の離職率は最近5年間の推移でみて、年々高まりをみせている。昭和51年3月卒業の就職者により、3年後（昭和54年3月末現在）の離職の状態をみると、中学校卒業者の離職率は48.4%（昭和48年3月卒業45.3%）、高等学校卒業者では41.3%（同41.1%）となっている。

（賃金）

賃金構造基本統計調査によると、昭和54年の17歳以下の1人平均月間所定内給与額は男子83,200円（対前年上昇率7.1%）、女子75,100円（同4.7%）、18～19歳では男子97,100円（対前年上昇率5.3%）、女子90,100円（同4.3%）、20～24歳では男子118,900円（対前年上昇率5.3%）、女子103,600円（同4.3%）となっている。

一方、昭和54年3月新規学校卒業者の初任給は、中学校卒業者の場合、男子75,400円（対前年上昇率3.6%）、女子69,800円（同3.9%）、高等学校卒業男子88,600円（対前年上昇率3.1%）、女子84,700円（同3.3%）、短期大学卒業男子95,800円（対前年上昇率3.0%）、女子93,000円（同2.5%）、大学卒業男子109,500円（対前年上昇率3.8%）、女子103,700円（同3.8%）となっている。

（労働時間及び休日）

賃金労働時間制度総合調査によると、昭和54年の週所定労働時間は1企業平均44時間28分（昭和50年44時間48分）、労働者1人平均41時間50分（同42時間08分）となっている。

また、何らかの形態による週休2日制を採用している企業は、昭和54年9月末現在46.1%（昭和50年43.4%）で、何らかの形態による週休2日制の適用を受けている労働者は72.9%（同69.9%）となっている。

（勤労青少年ホーム）

「勤労青少年ホーム」は「勤労者体育施設」とともに労働省が設置を促

進している労働福祉施設の1つで、主として福祉施設に恵まれない中小企業に働く青少年のために、日々の余暇を利用し、憩いやスポーツ、レクリエーション、文化・教養等、健全な余暇活動の場を提供するとともに、これらの青少年に対する相談・指導を行うこと等を目的としており、その設置には、労働省から地方公共団体に補助金（1箇所3千万円）が交付される。第1号勤労青少年ホームは昭和32年に設置されたが、昭和45年に「勤労青少年福祉法」が制定され、その第15条に地方公共団体の設置の努力義務が規定されるに及び、設置の動きは活発化し、昭和54年度末には全国421箇所に設置されている（P.98, P.117参照）。なお、昭和55年度は更に25箇所増設中である。

なお、婦人少年局調べによると、昭和54年度末現在、勤労青少年ホームの利用登録人員は25万8,017人（昭和50年度26万5,464人）で、性別にみると男子40.3%（同45.8%）、女子59.7%（同54.2%）となっている。実際に勤労青少年ホームを利用した延人員は697万5,440人（昭和50年度684万2,46人）で、これを1ホーム当たり1日平均で見ると58人（同73人）となっている。ホーム利用の方法は個別利用42.4%（昭和50年度44.4%）、クラブ活動等による団体利用32.9%（同25.5%）、ホーム主催行事への参加24.8%（同30.1%）等、多様である（表51参照）。

2 職業生活の動向

(1) 就業状況

イ 労働力人口

昭和54年(年平均)の青少年労働力人口(15～24歳)は706万人で、労働力率(青少年人口中に占める青少年労働力人口の割合)は44.0%であった。前年に比べると労働力人口で13万人、労働力率で0.7ポイント低下している。

また、総労働力人口中に占める青少年労働力人口の割合は12.6%で、前年より0.4ポイント低下している(表1)。

表1 15歳以上青少年人口、労働力人口の推移

区分		15歳以上人口	労働力人口	労働力率	労働力人口の年齢別割合	総労働力人口中に占める青少年労働力人口の割合
		万人	万人	%	%	%
計	昭和45年	1,995	1,108	55.5	100.0	21.5
	50	1,712	819	47.8	100.0	15.4
	51	1,662	767	46.1	100.0	14.3
	52	1,628	735	45.1	100.0	13.5
	53	1,609	719	44.7	100.0	13.0
	54	1,605	706	44.0	100.0	12.6
15～19歳	45	927	301	32.5	27.2	5.8
	50	797	168	21.1	20.5	3.2
	51	791	151	19.1	19.7	2.8
	52	794	151	19.0	20.5	2.8
	53	800	153	19.1	21.3	2.8
	54	804	147	18.3	20.8	2.6
20～24歳	45	1,068	807	75.6	72.8	15.7
	50	915	651	71.1	79.5	12.2
	51	871	616	70.7	80.3	11.5
	52	834	584	70.0	79.5	10.7
	53	809	566	70.0	78.7	10.2
	54	801	559	69.8	79.2	10.0

注1) 昭和45年の数字には沖縄県は含まれていない。

2) 数字は各年とも年平均である。

以上の(注)は以下の各表について同じ。

総理府一労働力調査

ロ 就業者

青少年労働力人口（706万人）のうち、就業者数は681万人で、年齢階級別にみると、15～19歳が20.8%を占めて140万人、20～24歳が79.2%を占めて541万人となっている。

青少年就業者数を従業上の地位別にみると、自営業主が13万人（1.9%）、家族従業者が44万人（6.5%）、雇用者が621万人（91.2%）となっている。

表2 従業上の地位別青少年

区 分		計					
		昭和 45年	50	51	52	53	54
就 業 者 数 （ 万 人 ）	総 数	1,087	795	743	708	692	681
	自 営 業 主	20	15	14	13	13	13
	家 族 従 業 者	125	61	55	51	48	44
	雇 用 者	939	718	672	642	628	621
構 成 比 （ % ）	総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	自 営 業 主	1.8	1.9	1.9	1.8	1.9	1.9
	家 族 従 業 者	11.5	7.7	7.4	7.2	6.9	6.5
	雇 用 者	86.4	90.3	90.4	90.7	90.8	91.2

注) 数字は推定値の千位で四捨五入したものであり、総数は分類不能の数を含むた

就業者数を前年に比べると11万人減少（15～19歳6万人減、20～24歳5万人減）しており、これを従業上の地位別にみると雇用者で7万人（減少率1.1%）、家族従業者で4万人（同8.3%）それぞれ減少している（表2）。

就業者数及び構成比の推移

15 ～ 19 歳						20 ～ 24 歳					
45	50	51	52	53	54	45	50	51	52	53	54
295	163	145	144	146	140	792	632	598	564	546	541
1	1	1	1	1	1	19	14	13	12	12	12
35	13	11	12	11	11	90	48	44	39	37	33
258	149	133	131	134	127	681	569	539	511	494	494
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0.3	0.6	0.7	0.7	0.7	0.7	2.4	2.2	2.2	2.1	2.2	2.2
11.9	8.0	7.6	8.3	7.5	7.9	11.4	7.6	7.4	6.9	6.8	6.1
87.5	91.4	91.7	91.0	91.8	90.7	86.0	90.0	90.1	90.6	90.5	91.3

め、計と内訳の合計とは必ずしも一致しない。以下同じ。

総理府－労働力調査

青少年が比較的多く就業している産業は、卸売・小売・金融・保険・不動産業（33.5%）、製造業（22.3%）、サービス業（22.2%）で、これらの産業に青少年就業者の約8割（78%）が集まっている。

産業別就業者数を前年に比べると、サービス業（増加率5.6%）、運輸・通信・電気・ガス・水道・熱供給業（同2.4%）、卸売・小売・金融・保険・不動産業（同1.8%）で増加しており、漁業・水産養殖業、鉱業、公務は横ばい、製造業（減少率11.6%）、農業・林業・狩猟業（同10.0%）、建設業（同3.6%）では減少している。

表3 産業別青少年就業者数及び構成比の推移

区 分		就 業 者 数 (万人)									
		全 産 業 計	農 狩 業 ・ 狩 猟 業 ・ 林 業	漁 養 業 ・ 殖 水 産 業	鉱 業	建 設 業	製 造 業	卸 融 小 ・ 動 産 ・ 保 険 ・ 金 ・ 業	運 電 道 輸 ・ ガ ス ・ 通 信 水 業	サ ー ビ ス 業	公 務
計	昭和 45年	1,087	60	6	2	74	368	298	72	169	36
	50	795	26	4	1	64	229	242	45	139	43
	51	743	24	4	1	61	202	232	45	137	36
	52	708	20	4	1	54	181	234	40	137	34
	53	692	20	4	1	55	172	224	42	143	31
	54	681	18	4	1	53	152	228	43	151	31
15~ 19歳	45	295	20	2	0	20	122	71	13	41	7
	50	163	6	1	0	12	60	47	7	22	7
	51	145	6	1	0	12	45	46	8	22	5
	52	144	4	1	0	11	45	49	6	22	5
	53	146	5	1	0	12	47	45	7	25	5
	54	140	5	1	0	12	36	50	8	24	5
20~ 24歳	45	792	40	4	2	54	246	227	59	128	29
	50	632	20	3	1	52	169	195	38	117	36
	51	598	18	3	1	49	157	186	37	115	31
	52	564	16	3	1	43	136	185	34	115	29
	53	546	15	3	1	43	125	179	35	118	26
	54	541	13	3	1	41	116	178	35	127	26

また、年齢階級別にみて、15～19歳の占める割合がやや高い産業は、農業・林業・狩猟業（15～19歳27.8%，20～24歳72.2%）、漁業・水産・養殖業（15～19歳25.0%，20～24歳75.0%）、製造業（15～19歳23.7%，20～24歳76.3%）、建設業（15～19歳22.6%，20～24歳77.4%）、卸売・小売・金融・保険・不動産業（15～19歳21.9%，20～24歳78.1%）で、その他の産業はいずれも20～24歳が8割以上を占めて、青少年の年齢は高くなっている（表3）。

構 成 比 (%)											
全 産 業 計	農 業 ・ 林 業	狩 猟 業 ・ 殖 水 産 業	漁 業 ・ 水 産 業	飼 養 業	建 設 業	製 造 業	卸 売 ・ 小 売 ・ 金 融 業	保 險 業 ・ 通 信 業	運 送 業 ・ 道 路 輸 送 業 ・ 電 力 ・ ガ ス ・ 熱 ・ 給 付 業	サ ー ビ ス 業	公 務
100.0	5.5	0.6	0.2	6.8	33.9	27.4	6.6	15.5	3.3		
100.0	3.3	0.5	0.1	8.1	28.8	30.4	5.7	17.5	5.4		
100.0	3.2	0.5	0.1	8.2	27.2	31.2	6.1	18.4	4.8		
100.0	2.8	0.6	0.1	7.6	25.6	33.1	5.6	19.4	4.8		
100.0	2.9	0.6	0.1	7.9	24.9	32.4	6.1	20.7	4.5		
100.0	2.6	0.6	0.1	7.8	22.3	33.5	6.3	22.2	4.6		
27.1	1.8	0.2	0.0	1.8	11.2	6.5	1.2	3.8	0.6		
20.5	0.8	0.1	0.0	1.5	7.5	5.9	0.9	2.8	0.9		
19.5	0.8	0.1	0.0	1.6	6.1	6.2	1.1	3.0	0.7		
20.3	0.6	0.1	0.0	1.6	6.4	6.9	0.8	3.1	0.7		
21.1	0.7	0.1	0.0	1.7	6.8	6.5	1.0	3.6	0.7		
20.6	0.7	0.1	0.0	1.8	5.3	7.3	1.2	3.5	0.7		
72.9	3.7	0.4	0.2	5.0	22.6	20.9	5.4	11.8	2.7		
79.5	2.5	0.4	0.1	6.5	21.3	24.5	4.8	14.7	4.5		
80.5	2.4	0.4	0.1	6.6	21.1	25.0	5.0	15.5	4.2		
79.7	2.3	0.4	0.1	6.1	19.2	26.1	4.8	16.2	4.1		
78.9	2.2	0.4	0.1	6.2	18.1	25.9	5.1	17.1	3.8		
79.4	1.9	0.4	0.1	6.0	17.0	26.1	5.1	18.6	3.8		

総理府 - 労働力調査

表4により、青少年が多く従事している職業をみると、技能工・生産工程作業者及び単純作業者（209万人）、事務従事者（203万人）が目立って多く、次いで販売従事者（82万人）、保安職業・サービス職業従事者（71万人）、専門的・技術的職業従事者等となっている。

職業別就業者数を前年に比べると、専門的・技術的職業従事者（増加率

表4 職業別青少年就業者数及び構成比の推移

区 分		就 業 者 数 (万人)									
		全 職 業 計	専 門 的 ・ 技 術 的 職 業 従 事 者	管 理 的 職 業 従 事 者	事 務 従 事 者	販 売 従 事 者	農 林 ・ 漁 業 作 業 者	採 掘 業 ・ 採 石 作 業 者	運 送 業 ・ 通 信 従 事 者	技 工 ・ 生 産 工 作 業 者 及 び 単 純 作 業 者	保 安 職 業 ・ サ ー ビ ス 職 業 従 事 者
計	昭和45	1,087	51	1	266	126	65	1	53	426	97
	50	795	62	1	218	99	30	0	29	276	79
	51	743	60	1	206	92	27	0	27	251	75
	52	708	62	1	202	90	24	1	25	232	71
	53	692	65	1	200	84	23	0	24	223	71
	54	681	69	1	203	82	21	0	23	209	71
15～ 19歳	45	295	8	0	56	28	22	0	9	144	28
	50	163	7	0	38	17	7	0	4	73	17
	51	145	6	0	34	15	7	0	4	60	18
	52	144	6	0	35	17	6	0	4	61	16
	53	146	8	0	33	15	6	0	3	62	18
	54	140	7	0	35	16	5	0	4	54	19
20～ 24歳	45	792	43	1	210	98	43	1	44	282	69
	50	632	55	1	180	82	23	0	25	203	62
	51	598	54	1	172	77	20	0	23	191	57
	52	564	56	1	167	73	18	1	21	171	55
	53	546	57	1	167	69	17	0	21	161	53
	54	541	62	1	168	66	16	0	19	155	52

6.2%)、事務従事者(同1.5%)は増加、管理的職業従事者、保安職業・サービス職業従事者は横ばい、その他の職業はいずれも減少しており、なかでも実数で14万人減少している技能工・生産工程作業員及び単純作業員が目立っている。

構 成 比 (%)									
全職業計	専門的職業従事者	管理的職業従事者	事務従事者	販売従事者	農林・漁業従事者	採掘業・採石従事者	運輸業・通信従事者	技能工・生産工程単純作業員	保安職業・サービス職業従事者
100.0	4.7	0.1	24.5	11.6	6.0	0.1	4.9	39.2	8.9
100.0	7.8	0.1	27.4	12.5	3.8	0.0	3.6	34.7	9.9
100.0	8.1	0.1	27.7	12.4	3.6	0.0	3.6	33.8	10.1
100.0	8.8	0.1	28.5	12.7	3.4	0.1	3.5	32.8	10.0
100.0	9.4	0.1	28.9	12.1	3.3	0.0	3.5	32.2	10.3
100.0	10.1	0.1	29.8	12.0	3.1	0.0	3.4	30.7	10.4
27.1	0.7	0.0	5.2	2.6	2.0	0.0	0.8	13.2	2.6
20.5	0.9	0.0	4.8	2.1	0.9	0.0	0.5	9.2	2.1
19.5	0.8	0.0	4.6	2.0	0.9	0.0	0.5	8.1	2.4
20.3	0.8	0.0	4.9	2.4	0.8	0.0	0.6	8.6	2.3
21.1	1.2	0.0	4.8	2.2	0.9	0.0	0.4	9.0	2.6
20.6	1.0	0.0	5.1	2.3	0.7	0.0	0.6	7.9	2.8
72.9	4.0	0.1	19.3	9.0	4.0	0.1	4.0	25.9	6.3
79.5	6.9	0.1	22.6	10.3	2.9	0.0	3.1	25.5	7.8
80.5	7.3	0.1	23.1	10.4	2.7	0.0	3.1	25.7	7.7
79.7	7.9	0.1	23.6	10.3	2.5	0.1	3.0	24.2	7.8
78.9	8.2	0.1	24.1	10.0	2.5	0.0	3.0	23.3	7.7
79.4	9.1	0.1	24.7	9.7	2.3	0.0	2.8	22.8	7.6

総理府－労働力調査

次に、就業者総数中に占める青少年の割合をみると、産業別では最も割合の高いのは、卸売・小売・金融・保険・不動産の16.1%、次いでサービス業15.4%、公務15.4%、製造業11.4%、運輸・通信・電気・ガス・水道・熱供給業11.3%となっており、その他の産業ではいずれも青少年の占める割合が1割を割っている。

前年に比べると、産業別では鉱業で上昇（1.6ポイント）、製造業（1.6ポイント）、建設業（0.7ポイント）で低下が目立っている（表5）。

表5 産業別総就業者中に占める青少年の割合の推移

（産業別総就業者数＝100%）

区 分		全 産 業 計	農 狩 業 ・ 猟 林 業 業	漁 養 業 ・ 殖 水 産 業	鉱 業	建 設 業	製 造 業	卸 融 不 小 ・ 動 売 保 産 ・ 險 業 金 ・	運 電 道 輸 ・ 熱 ・ ガ ス ・ 通 信 水 業	サ ー ビ ス 業	公 務
計	昭和 45年	21.3	7.1	13.6	10.0	18.8	26.7	26.0	20.4	22.5	22.4
	50	15.4	4.2	9.3	6.3	13.5	17.2	18.8	12.5	16.4	22.2
	51	14.1	4.0	9.5	5.6	12.4	15.0	17.5	12.0	15.6	18.9
	52	13.3	3.4	8.9	5.3	10.8	13.5	17.1	10.8	15.2	17.7
	53	12.8	3.4	9.1	6.7	10.6	13.0	16.1	11.2	15.2	15.7
	54	12.4	3.2	8.9	8.3	9.9	11.4	16.1	11.3	15.4	15.4
15～ 19歳	45	5.8	2.4	4.5	0.0	5.1	8.9	6.2	3.7	5.5	4.3
	50	3.1	1.0	2.3	0.0	2.5	4.5	3.7	1.9	2.6	3.6
	51	2.8	1.0	2.4	0.0	2.4	3.3	3.5	2.1	2.5	2.6
	52	2.7	0.7	2.2	0.0	2.2	3.4	3.6	1.6	2.5	2.6
	53	2.7	0.8	2.3	0.0	2.3	3.5	3.2	1.9	2.7	2.5
	54	2.6	0.9	2.2	0.0	2.2	2.7	3.5	2.1	2.4	2.5
20～ 24歳	45	15.5	4.7	9.1	10.0	13.7	17.8	19.8	16.7	17.0	18.1
	50	12.3	3.2	7.0	6.3	11.0	12.7	15.1	10.6	13.8	18.6
	51	11.3	3.0	7.1	5.6	10.0	11.7	14.1	9.9	13.1	16.3
	52	10.6	2.7	6.7	5.3	8.6	10.1	13.5	9.2	12.7	15.1
	53	10.1	2.5	6.8	6.7	8.3	9.4	12.9	9.4	12.5	13.2
	54	9.9	2.3	6.7	8.3	7.6	8.7	12.6	9.2	13.0	12.9

総理府一労働力調査

職業別では、事務従事者の場合が最も高く、事務従事者総数の22.6%を青少年が占めて最も高く、次いで専門的・技術的職業従事者の16.2%、保安職業・サービス職業従事者の14.3%、技能工・生産工程作業員及び単純作業員の11.7%、販売従事者の10.5%等となっている。前年に比べると、技能工・生産工程作業員及び単純作業員(0.9ポイント)、運輸・通信従事者(0.5ポイント)で若干低下が目立っている(表6)。

表6 職業別総就業者中に占める青少年の割合の推移

(職業別総就業者数=100%)

区 分		全 職 業 計	専 門 的 ・ 技 術 的 職 業 従 事 者	管 従 事 者 職 業	事 務 従 事 者	販 売 従 事 者	農 林 業 ・ 漁 業	採 作 鉋 業 ・ 採 石	運 従 輸 事 ・ 通 信	技 工 び 単 純 工 程 作 業 者 及 生 産 者	保 安 職 業 ・ サ ー ビ ス 職 業
計	昭和 45年	21.3	17.3	0.7	35.2	19.0	7.4	9.1	22.8	24.6	25.1
	50	15.4	17.2	0.5	26.7	13.5	4.6	0.0	12.4	16.1	17.4
	51	14.1	15.8	0.5	24.9	12.2	4.3	0.0	11.2	14.4	16.4
	52	13.3	15.9	0.5	23.8	11.6	3.8	10.0	10.5	13.2	15.3
	53	12.8	16.3	0.5	23.0	10.6	3.7	0.0	9.9	12.6	14.6
	54	12.4	16.2	0.5	22.6	10.5	3.5	0.0	9.4	11.7	14.3
15～ 19歳	45	5.8	2.7	0.0	7.4	4.2	2.5	0.0	3.9	8.3	7.2
	50	3.1	1.9	0.0	4.7	2.3	1.1	0.0	1.7	4.3	3.7
	51	2.8	1.6	0.0	4.1	2.0	1.1	0.0	1.7	3.4	3.9
	52	2.7	1.5	0.0	4.1	2.2	1.0	0.0	1.7	3.5	3.4
	53	2.7	2.0	0.0	3.8	1.9	1.0	0.0	1.2	3.5	3.7
	54	2.6	1.6	0.0	3.9	2.0	0.8	0.0	1.6	3.0	3.8
20～ 24歳	45	15.5	14.6	0.7	27.8	14.8	4.9	9.1	18.9	16.3	17.9
	50	12.3	15.3	0.5	22.0	11.2	3.5	0.0	10.7	11.8	13.7
	51	11.3	14.2	0.5	20.8	10.2	3.2	0.0	9.5	11.0	12.5
	52	10.6	14.4	0.5	19.6	9.4	2.9	10.0	8.8	9.7	11.8
	53	10.1	14.3	0.5	19.2	8.7	2.7	0.0	8.6	9.1	10.9
	54	9.9	14.6	0.5	18.7	8.4	2.6	0.0	7.8	8.6	10.5

総理府—労働力調査

ハ 雇用者

昭和54年の青少年雇用者数は621万人で、総雇用者中に占める青少年の割合は16.0%（前年16.5%）である。

青少年雇用者数を年齢階級別構成比で見ると15～19歳が20.5%（前年21.3%）、20～24歳が79.5%（同78.7%）で、20～24歳が8割を占めている。前年に比べると15～19歳で0.8ポイント低下、20～24歳で0.8ポイント上昇している（表7）。

表7 青少年雇用者数、雇用率、総雇用者中に占める
青少年雇用者の割合の推移

区 分	雇用者数（万人）			雇 用 率（%）			総雇用者中に占める 青少年雇用者の割合（%）		
	計	15～ 19歳	20～ 24歳	計	15～ 19歳	20～ 24歳	計	15～ 19歳	20～ 24歳
昭和 45年	939	258	681	47.1	27.8	63.8	28.4	7.8	20.6
50	718	149	569	41.9	18.7	62.0	19.7	4.1	15.6
51	672	133	539	40.4	16.8	61.9	18.1	3.6	14.5
52	642	131	511	39.4	16.5	61.3	17.0	3.5	13.6
53	628	134	494	39.0	16.8	61.1	16.5	3.5	13.0
54	621	127	494	38.7	15.8	61.7	16.0	3.3	12.7

注) 雇用率……年齢階級別青少年人口中に占める年齢階級別青少年雇用者の割合

表8により青少年の雇用状況を企業規模別にみると、29人以下規模が30.9%（191万人）で最も多く、次いで1,000人以上規模22.8%（141万人）、100～499人規模16.3%（101万人）、30～99人規模14.1%（87万人）、500～999人規模5.8%（36万人）等となっている。前年に比べると、1,000人以上規模で6.0%（9万人）、30～99人規模で2.2%（2万人）減少しているほかは、500～999人規模で横ばい、100～499人規模で2.0%（2万人）、29人以下規模で0.5%（1万人）、官公で1.6%（1万人）といずれも若干の増加をみせている。

表8 規模別青少年雇用者数の推移
（非農林業）

（万人）

区 分	規 模 計	1,000人 以 上	500～ 999	100～ 499	30～ 99	1～ 29	官 公	
計	昭和 47年	894	232	50	140	121	274	76
	50	718	201	36	111	91	200	76
	51	670	177	38	101	93	192	69
	52	640	163	33	100	88	193	63
	53	626	150	36	99	89	190	61
	54	619	141	36	101	87	191	62
15～ 19歳	47	203	60	13	33	25	61	11
	50	149	48	8	24	17	41	10
	51	132	36	9	21	18	40	8
	52	131	36	7	22	19	41	7
	53	133	35	8	21	20	42	7
	54	127	28	8	22	18	43	7
20～ 24歳	47	691	172	37	107	96	213	65
	50	569	153	28	87	74	159	66
	51	538	141	29	80	75	152	61
	52	509	127	26	78	69	152	56
	53	493	115	28	78	69	148	54
	54	492	113	28	79	69	148	55

総理府－労働力調査

表9により、親元を離れて単身で寮・寄宿舎、下宿、間借り、あるいは一戸を構えて生活している青少年雇用者数は160万人で、前年より5万人（3.0%）減少している。年齢階級別にみると、15～19歳で8万人（対

表9 親元を離れて寮・寄宿者・下宿・間借りなどをして生活している青少年雇用者数の推移（非農林業）（万人）

区分	計			男 子			女 子		
	計	15～19歳	20～24歳	計	15～19歳	20～24歳	計	15～19歳	20～24歳
昭和47年	224	65	159	138	32	106	86	33	53
50	200	51	149	122	23	99	78	28	50
51	182	42	140	113	21	92	69	21	48
52	168	41	127	98	18	80	71	23	48
53	165	43	122	93	17	76	73	26	47
54	160	35	125	92	15	77	67	19	48

総理府一労働力調査

表11 アルバイト許可の基準（昭和52年）

区 分	アルバイト許可の基準（条件をつけ					
	計	本人の学業成績	家庭の状況	アルバイトの目的	アルバイトの	
					小 計	長期休暇のみ
中 学 校	100.0	14.7	56.8	53.2	15.3	6.8
高 等 学 校						
計	100.0	62.5	69.2	39.4	51.9	50.0
普通高校	100.0	68.6	74.3	57.1	57.1	54.3
職業高校	100.0	60.7	60.8	19.6	43.1	41.2
総合高校	100.0	55.6	77.8	61.1	66.7	66.7

注) アルバイト就労生徒のいる学校 = 100%

前年18.6%)減少、20～24歳で3万人(対前年2.5%)増加している。

親元を離れて単身で生活している青少年雇用者は青少年雇用者(非農林業)総数中、4人に1人の割合を占めている。

表10 アルバイト就労に対する学校の方針
(昭和52年)

(%)

区 分	計(注)	条件をつけ認 めている	特に条件をつ けていない	禁止している
中 学 校	100.0	80.2	10.0	9.7
高 等 学 校				
計	100.0	94.6	2.7	2.7
普通高校	100.0	94.6	2.7	2.7
職業高校	100.0	92.7	3.6	3.6
総合高校	100.0	100.0	—	—

注) アルバイト就労生徒のいる学校 = 100%

労働省—中学生・高校生のアルバイト実態調査

(%)

認めている学校 = 100% (M・A)

時期	仕 事 の 内 容					
	小 計	風俗営業 でない	夜間の就業 でない	危険な作業 でない	労働条件が 劣悪でない	その他
8.5	85.8	60.5	57.4	63.7	54.2	31.1
5.8	92.3	88.5	83.7	82.7	59.6	11.5
2.9	94.3	94.3	85.7	88.6	68.6	5.7
7.8	90.2	86.3	82.4	78.4	56.9	17.6
5.6	94.4	83.3	83.3	73.3	50.0	5.6

労働省—中学生・高校生のアルバイト実態調査

ニ 在生徒・学生のアルバイト就労状況

(イ) 中学生・高校生の状況

中学生・高校生のアルバイト調査によると、生徒のアルバイト就労に対する学校の方針として、中学校では9.7%が禁止、80.2%が条件をつけて認めており、10.0%は特に条件をつけていないとなっている。一方、高等学校でも、94.6%が条件をつけて認めており、禁止している学校は2.7%、特に条件をつけていない学校2.7%となっている(表10)。

次に、条件をつけてアルバイトを認めている学校について、その許可基準の内容をみると表11のとおりで、仕事の内容(中学校85.8%、高校92.3%)、家庭の状況(中学校56.8%、高校69.2%)、アルバイトの目的(中

表12 アルバイト生徒の産業別、職種別構成比(学期中)

区分		産業								計	小計
		計	卸売業・小売業				サービス業	その他	計		
			小計	新聞販売店	飲食店	その他の卸売小売					
中学生	計	100.0	97.9	90.7	0.5	6.7	1.5	0.7	100.0	96.8	
	男子	100.0	97.8	92.0	0.4	5.4	1.5	0.7	100.0	97.1	
	女子	100.0	97.4	78.4	0.9	18.1	1.7	0.9	100.0	94.0	
高校生	計	100.0	82.0	39.1	14.1	28.8	14.3	3.7	100.0	44.1	
	男子	100.0	79.9	52.0	8.3	19.5	15.9	4.2	100.0	58.8	
	女子	100.0	86.9	9.1	27.4	50.4	10.6	2.6	100.0	9.9	

注) 対象は昭和52年9月末現在アルバイトをしている生徒

学校 5.3.2%)、本人の学業成績(高校 6.2.5%)、アルバイトの時期(高校 5.1.9%)などが主なものとなっている。

なお、アルバイト就労生徒数(昭和 52 年 4 月から 9 月末までの 6 カ月間)は、中学生の場合、在校生徒総数の 3.8% (男子 6.5%, 女子 0.8%)、高校生では 15.1% (男子 18.5%, 女子 11.8%)となっている。就労時期別にみると、調査時の 9 月末現在就労していた生徒は中学生で 1.9%, 高校生で 2.2%, 夏休み中に就労した生徒は中学生 0.9%, 高校生 9.5%, 上記以外の時期に就労した生徒は中学生 1.0%, 高校生 3.8%となっている。表 12 は学期中のアルバイト生徒の主な産業と職種を示したもので、中学生・高校生とも卸売業・小売業が最も多く、その職種は配達業務となっている。

(%)

配 達			サ ー ビ ス 職 業					事 務	販 売	そ の 他
新 聞 配 達	牛 乳 配 達	商 品 配 達 等	小 計	皿 洗 い 等 (ウ エ イ タ ー) ウ エ イ ト レ ス	清 掃	キ ャ デ イ	そ の 他			
90.7	4.3	1.8	1.9	0.1	0.1	1.1	0.7	0.1	0.6	0.6
92.0	3.8	1.3	2.0	0.1	0.1	1.2	0.6	—	0.4	0.5
78.4	9.5	6.0	1.7	—	—	—	1.7	0.9	2.6	0.9
38.5	1.8	3.8	21.4	11.6	3.2	4.1	2.5	5.4	24.4	5.7
52.0	2.0	4.7	20.0	7.1	4.6	5.8	2.5	1.7	14.5	5.0
6.9	1.1	1.8	25.8	22.3	—	—	2.4	13.9	44.2	7.3

労働省—中学生・高校生のアルバイト実態調査

表13は夏休み中のアルバイト生徒の主な産業と職種を示したもので、学期中のアルバイトに比べると、就労分野も広がっている。

(ロ) 短期大学生・大学生の状況

学生生活調査によると、短期大学生・大学生（昼間部）で、調査時（昭和53年11月）前1年間にアルバイト就労の経験を有する者は、短期大学生の場合、全学生の69.3%（前回調査—昭和51年11月66.7%）、大学生は81.0%（同79.1%）となっており、このうち、家庭からの仕送りのみで修学可能な者の割合は、短期大学生で81.0%（同79.5%）、大学生で60.3%（同56.8%）、アルバイトによらないと修学不自由・困難な者は短期大学生で19.0%（同20.5%）、大学生で39.7%（同43.2%）

表13 アルバイト生徒の産業別、職種別構成比（夏休み中）

区 分		産 業											
		計	農 業	建 設 業	製 造 業	卸売業・小売業				運 輸 通 信 業	サ ー ビ ス 業	公 務	そ の 他
						小 計	新 聞 販 売 店	飲 食 店	そ 店 の ・ 他 の 卸 売 小 売				
中 学 生	計	100.0	5.8	12.9	11.6	56.4	26.6	7.5	22.4	1.2	10.4	—	1.7
	男 子	100.0	5.9	16.0	11.8	52.4	27.3	3.2	21.9	1.6	10.2	—	2.1
	女 子	100.0	5.6	1.9	11.1	70.4	24.1	22.2	24.1	—	11.1	—	—
高 校 生	計	100.0	2.8	7.0	16.5	47.1	1.2	14.6	31.4	5.8	13.5	5.6	1.7
	男 子	100.0	4.7	16.0	17.8	35.0	2.2	9.9	22.9	8.5	14.8	1.9	1.3
	女 子	100.0	1.6	1.0	15.7	55.2	0.5	17.7	37.0	4.0	12.6	8.1	1.9

注) 対象は昭和52年の夏休み中にアルバイトをした生徒

となっており、アルバイト就労者のうち、家庭からの仕送りのみで修学が可能な者の割合が伸びている（表14）。

表15は短期大学生・大学生のアルバイトの職種を示したもので、短期大学生では軽労働が最も多く67.2%（前回調査—昭和51年11月64.0%）、次いで事務15.0%（同17.7%）となっており、この2職種で8割を超えている。一方、大学生では半数（前回もほぼ同じ）が軽労働、次いで家庭教師26.9%（同28.0%）、重労働・危険作業9.2%（同8.4%）などとなっており、この3職種でアルバイト学生の86.3%（同87.0%）を占めている。

(%)

計	職 種												建設・土木作業	農 業	そ の 他
	事 務	販 売	製 造 作 業	配 達			サ ー ビ ス 職 業								
				小 計	新 聞 配 達	商 品 配 達 等	小 計	ウエイトレス (ウエイター)	皿洗い等	清 掃	キ ャ デ イ	そ の 他			
1000	1.2	13.7	9.5	40.2	2.6	13.7	14.9	5.0	1.7	—	8.3	11.6	6.2	2.5	
100.0	0.5	12.3	9.6	43.3	2.7	16.0	10.2	1.1	1.1	—	8.0	15.0	6.4	2.7	
100.0	3.7	18.5	9.3	29.6	2.4	5.6	31.5	18.5	3.7	—	9.3	5.5	—	1.9	
100.0	1.4	27.8	16.7	8.9	1.0	8.0	17.4	8.1	1.2	0.5	7.6	6.5	2.7	5.1	
100.0	3.9	14.6	17.8	20.2	2.0	18.3	15.8	4.5	2.3	0.8	8.2	16.0	5.0	6.6	
100.0	22.2	36.6	15.9	1.4	0.3	1.1	18.5	10.5	0.5	0.3	7.2	0.1	1.2	4.0	

労働省—中学生・高校生アルバイト実態調査

表 14 短期大学・大学（昼間部）学生のアルバイト就労状況

(%)

区 分		47年度	49年度	51年度	53年度	
短期 大 学	アルバイト者	計	69.3 (100.0)	71.5 (100.0)	66.7 (100.0)	69.3 (100.0)
		修学可能	(76.5)	(74.7)	(79.5)	(81.0)
		修学不自由・困難	(23.5)	(25.3)	(20.5)	(19.0)
	アルバイト非従事者	30.7	28.5	33.3	30.7	
大 学	アルバイト者	計	80.3 (100.0)	83.0 (100.0)	79.1 (100.0)	81.0 (100.0)
		修学可能	(47.7)	(51.3)	(56.8)	(60.3)
		修学不自由・困難	(52.3)	(48.7)	(43.2)	(39.7)
	アルバイト非従事者	19.7	17.0	20.9	19.0	

注 1) 「修学可能」とは、家庭からの給付のみで修学可能な者をいう。

2) 「修学不自由・困難」とは、家庭からの給付では修学に不自由及び修学継続が困難な者をいう。

文部省一学生生活調査

表 15 アルバイト就労職種別短期大学・大学（昼間部）
学生数の割合（昭和53年度）

(%)

区 分	計	家庭教師	事 務	軽 労 働	重 労 働 危険作業	特殊技能 その他
短期大学	100.0	(8.4)	(17.7)	(64.0)	(2.1)	(7.8)
		6.6	15.0	67.2	2.2	9.0
大 学	100.0	(28.0)	(6.0)	(50.6)	(8.4)	(7.0)
		26.9	6.4	50.2	9.2	7.3

注) ()は、前回調査の割合である。

文部省一学生生活調査

(2) 新規学校卒業者の就職状況

イ 概 況

昭和55年3月卒業の新規就職者数は、表16で示したとおりで、これを学歴別構成比でみると、中学校卒業者6.2%、高等学校卒業者55.5%、短期大学卒業者11.9%、大学卒業者26.4%となっており、新規学校卒業就職者の約4割が高等教育機関（短大・大学）卒業者である。

卒業者数に対する就職者の割合は、中学校卒業者を除いて、いずれも前年より上昇しているが、短期大学の3.7ポイント、大学卒業者の1.7ポイントと高等教育機関卒業者の上昇が目立っている。

表16 新規学卒者の学歴別就職者数及び就職率の推移

区分	中 卒 者		高 卒 者		短 大 卒 者		大 卒 者	
	就職者数 (人)	就職率 (%)	就職者数 (人)	就職率 (%)	就職者数 (人)	就職率 (%)	就職者数 (人)	就職率 (%)
昭和 45年	271,266 (57,092)	16.3	816,669 (13,895)	58.2	80,740	70.3	188,227	78.1
50	93,987 (30,772)	5.9	590,893 (14,659)	44.6	103,314	73.3	232,683	74.3
51	80,984 (26,177)	5.2	559,232 (11,675)	42.2	104,168	69.0	230,463	70.7
52	76,263 (27,257)	4.8	596,942 (20,571)	42.5	114,340	71.4	244,617	72.0
53	70,637 (23,908)	4.4	596,482 (19,986)	42.9	115,423	71.0	256,817	71.9
54	65,172 (21,398)	4.0	591,183 (18,313)	42.7	123,442	72.3	275,850	73.6
55	67,415 (23,017)	3.9	599,693 (18,263)	42.9	129,156	76.0	285,129	75.3

注1) 就職者数は就職進学者数を含む。

2) ()内の数字は就職進学者数で内数。

3) 就職率 = $\frac{\text{就職者数}}{\text{卒業者数}} \times 100$

文部省一学校基本調査

表17は、昭和55年3月、中学校・高等学校を卒業した者について、進路別状況をみたものである。これによると中学校卒業者は172万3,022人で、このうち就職者（就職進学者を含む）は3.9%となっている。一方、高

表17 進路別中学校・高等学校卒業生数（昭和55年3月卒）

区 分		計 (A+B+C +D+E)	A 進学者	B 教育訓練機 関等入学者	C 就職者	D 無業者			
中 学 校	計	計	1,723,022	1,623,759	42,876	44,398	11,354		
		男	880,725	820,339	26,132	27,847	6,040		
		女	842,297	803,420	16,744	16,551	5,314		
	国 立	計	計	11,955	11,714	76	18	146	
			男	6,343	6,176	52	14	100	
			女	5,612	5,538	24	4	46	
		公 立	計	計	1,659,439	1,560,687	42,719	44,312	11,091
				男	854,483	794,368	26,061	27,791	5,899
				女	804,956	766,319	16,658	16,521	5,192
	私 立	計	計	51,628	51,358	81	68	117	
			男	19,899	19,795	19	42	41	
			女	31,729	31,563	62	26	76	
高 等 学 校	計	計	1,399,292	445,875	282,627	581,430	86,243		
		男	698,801	211,462	155,189	275,962	54,635		
		女	700,491	234,413	127,438	305,468	31,608		
	全 日 制	計	計	1,364,575	443,837	279,860	554,412	83,564	
			男	680,095	210,259	154,359	260,215	53,805	
			女	684,480	233,578	125,501	294,197	29,759	
		定 時 制	計	計	34,717	2,038	2,767	27,018	2,679
				男	18,706	1,203	830	15,747	830
				女	16,011	835	1,937	11,271	1,849
	国 立	計	計	3,229	1,733	208	158	1,128	
			男	1,834	796	127	97	812	
			女	1,395	937	81	61	316	
公 立		計	計	1,003,758	305,572	213,259	424,051	58,927	
			男	519,291	146,996	119,487	212,291	39,435	
			女	484,467	158,576	93,772	211,760	19,492	
私 立	計	計	392,305	138,570	69,160	157,221	26,188		
		男	177,676	63,670	35,575	63,574	14,388		
		女	214,629	74,900	33,585	93,647	11,800		

注1) 「…」 計数があり得ない場合、又は計数を入手していない場合
「-」 計数が「0」の場合

等学校卒業者は139万9,292人で、このうち就職者（就職進学者を含む）は42.9%となっている。

E 死亡・不詳	左のAのうち (再掲) 進学者のうち 他県への進学者	左のA及びBのうち(再掲)			進学率 (%)	就職率 (%)
		F 就職している者				
		計	Aのうち	Bのうち		
635	65,063	23,017	20,907	2,110	94.2	3.9
367	34,988	12,195	11,615	580	93.1	4.5
268	30,075	10,822	9,292	1,530	95.4	3.2
1	609	4	2	2	98.0	0.2
1	320	2	—	2	97.4	0.3
—	289	2	2	—	98.7	0.1
630	63,430	22,979	20,875	2,104	94.0	4.1
364	33,915	12,174	11,596	578	93.0	4.7
266	29,515	10,805	9,279	1,526	95.2	3.4
4	1,024	34	30	4	99.5	0.2
2	753	19	19	—	99.5	0.3
2	271	15	11	4	99.5	0.1
3,117	…	18,263	7,222	11,041	31.9	42.9
1,553	…	4,623	3,473	1,150	30.3	40.2
1,564	…	13,640	3,749	9,891	33.5	45.6
2,902	…	15,819	6,088	9,731	32.5	41.8
1,457	…	3,691	2,771	920	30.9	38.8
1,445	…	12,128	3,317	8,811	34.1	44.8
215	…	2,444	1,134	1,310	5.9	84.9
96	…	932	702	230	6.4	89.2
119	…	1,512	432	1,080	5.2	79.8
2	…	2	2	—	53.7	5.0
2	…	2	2	—	43.4	5.4
—	…	—	—	—	67.2	4.4
1,949	…	15,038	6,269	8,769	30.4	43.7
1,082	…	4,031	3,040	991	28.3	41.7
867	…	11,007	3,229	7,778	32.7	46.0
1,166	…	3,223	951	2,272	35.3	40.9
469	…	590	431	159	35.8	36.1
697	…	2,633	520	2,113	34.9	44.9

$$2) \text{ 就職率} \dots \frac{C + F}{\text{卒業者数}(A+B+C+D+E)}$$

文部省一学校基本調査

表18は、昭和55年3月、短期大学・大学を卒業した者について、進路別状況をみたものである。これによると短期大学卒業者は16万9,930人で、このうち就職者（就職進学者を含む）は76.0%となっている。

表18 進路別短期大学・大学卒業業者数（昭和55年3月卒）

区 分		計	進 学 者	就 職 者	就職進学者
短 期 大 学	計	169,930	5,178	128,941	215
	国 立	3,426	173	2,803	17
	公 立	7,955	186	6,772	5
	私 立	158,549	4,819	119,366	193
	昼 間	160,931	4,730	122,736	39
	夜 間	8,999	448	6,205	176
	男	14,730	1,606	10,457	121
	女	155,200	3,572	118,484	94
大 学	計	378,659	16,742	285,056	73
	国 立	74,283	10,168	52,325	9
	公 立	9,809	601	7,410	1
	私 立	294,567	5,973	225,321	63
	昼 間	357,731	16,563	271,006	52
	夜 間	20,928	179	14,050	21
	男	284,961	14,732	223,523	48
	女	93,698	2,010	61,533	25

注1) 無業者……専修学校・各種学校等の入学者を含む。

2) 進学率……卒業者のうち進学者及び就職進学者の占める割合である。

3) 就職率……卒業者のうち就業者及び就職進学者の占める割合である。

一方、大学卒業者は37万8,659人で、このうち就職者（就職進学者を含む）は75.3%となっている。

無業者	その他		進学率(%)	就職率(%)
	死亡・不詳	臨床研修医予定者		
27,075	8,521	—	3.2	76.0
311	122	—	5.5	82.3
620	372	—	2.4	85.2
26,144	8,027	—	3.2	75.4
26,058	7,368	—	3.0	76.3
1,017	1,153	—	6.9	70.9
1,333	1,213	—	11.7	71.8
25,742	7,308	—	2.4	76.4
36,476	35,021	5,291	4.4	75.3
6,350	2,709	2,722	13.7	70.5
851	529	417	6.1	75.6
29,275	31,783	2,152	2.0	76.5
35,015	29,804	5,291	4.6	75.8
1,461	5,217	—	1.0	67.2
17,826	24,255	4,577	5.2	78.5
18,650	10,766	714	2.2	65.7

ちなみに新規学校卒業就職者の約4割を占めている短期大学・大学卒業者との関連から、その入学数の推移をみたのが表19である。これによると昭和55年度入学者数は、短期大学17万8,215人（構成比国立2.7%、公立4.8%、私立92.5%）、大学41万2,437人（構成比国立20.5%、公立2.6%、私立76.8%）で前年度に比べると、短期大学は1,236人の増加（増加率0.7%）、大学は4,802人の増加（増加率1.2%）といずれ

表19 短期大学・大学入学者数の推移

(人)

区 分		計	国 立	公 立	私 立
短 期 大 学	昭和45年度	126,659 (△1.2)	3,024 (△2.9)	7,409 (△0.2)	116,226 (△1.2)
	50	174,930 (6.6)	4,371 (14.5)	8,189 (2.3)	162,370 (6.6)
	51	174,683 (△0.2)	4,076 (△6.8)	8,259 (0.9)	162,348 (△0.0)
	52	183,224 (4.9)	4,310 (5.7)	8,369 (1.3)	170,545 (5.0)
	53	181,181 (△1.1)	4,296 (△0.3)	8,525 (1.9)	168,360 (△1.3)
	54	176,979 (△2.3)	4,408 (2.6)	8,405 (△1.4)	164,166 (△2.5)
	55	178,215 (0.7)	4,743 (7.6)	8,615 (2.5)	164,857 (0.4)
大 学	昭和45年度	333,037 (1.1)	64,519 (4.9)	10,215 (△6.0)	258,303 (0.5)
	50	423,942 (4.0)	75,479 (3.1)	10,673 (2.3)	337,790 (4.3)
	51	420,616 (△0.8)	76,537 (1.4)	10,479 (△1.8)	333,600 (△1.3)
	52	428,412 (1.9)	78,323 (2.3)	10,718 (2.3)	339,371 (1.7)
	53	425,718 (△0.6)	80,237 (2.4)	10,797 (0.7)	334,684 (△1.4)
	54	407,635 (△4.2)	82,533 (2.9)	10,578 (△2.0)	314,524 (△6.0)
	55	412,437 (1.2)	84,731 (2.7)	10,848 (2.6)	316,858 (0.7)

注) () 内の数値は、対前年度増減率である。

文部省 — 学校基本調査

も前年を上回っている。

なお、進学率の上昇に伴って学生数の地域別分布も変化をみせているが、これを表で示したのが表 2 0 である。

表 2 0 学生数の地域別分布の推移

区 分		昭和						
		4 5 年度	5 0	5 1	5 2	5 3	5 4	5 5
短 期 大 学	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	東 京 都	28.1	24.4	23.5	21.2	21.0	21.5	21.1
	計	41.3	42.8	42.8	43.1	43.5	43.6	43.9
	北 海 道	4.5	4.5	4.6	4.5	4.4	4.5	4.4
	神 奈 川 県	3.8	3.7	3.8	4.2	4.3	4.4	4.3
	愛 知 県	7.2	7.5	7.3	7.3	7.2	7.2	7.2
	京 都 府	3.6	4.2	4.3	4.5	4.5	4.5	4.5
	大 阪 府	9.7	10.1	10.0	9.9	10.1	10.1	10.4
	兵 庫 県	4.9	5.8	5.9	6.0	6.1	6.0	6.1
	広 島 県	2.6	2.2	2.2	2.1	2.1	2.1	2.1
福 岡 県	5.0	4.8	4.7	4.6	4.8	4.8	4.9	
そ の 他	30.6	32.8	33.7	35.7	35.5	34.9	35.0	
大 学	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	東 京 都	41.7	37.6	36.7	35.9	35.3	34.6	34.3
	計	38.8	40.9	41.2	41.1	41.3	41.4	41.3
	北 海 道	2.6	2.6	2.7	2.7	2.8	2.9	3.0
	神 奈 川 県	4.0	5.1	5.2	5.3	5.4	5.5	5.5
	愛 知 県	6.1	6.2	6.3	6.3	6.4	6.3	6.3
	京 都 府	6.8	6.6	6.4	6.3	6.1	6.1	6.1
	大 阪 府	9.4	10.0	10.0	9.9	9.9	9.9	9.8
	兵 庫 県	3.4	3.6	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7
	広 島 県	1.6	1.6	1.7	1.7	1.8	1.8	1.8
福 岡 県	4.9	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.1	
そ の 他	19.5	21.5	22.1	23.0	23.4	24.0	24.4	

注 1) 学生数の都道府県別区分は、短期大学・大学の所在地による。

2) 「八道府県」とは、政令指定都市の所在する県を意味する。

表 21, 22 は昭和 55 年度短期大学・大学入学者について、自県（出身高校の所在地県）と入学した大学の所在地県との関係をみたものである。

まず、表 21 により短期大学入学者をみると、自県内の短期大学へ入学した者の割合は全国平均で 58.9% となっており、これを都道府県別にみると北海道が最も高く 90.6%、島根県が最も低く 8.6% となっている。

表 21 各都道府県別にみた短期大学入学者の流動状況（昭和 55 年度）

区 分	自県内の A 卒業の短期大学入 学者数	B [A] のうち自県内の短期大 学への入学者数			C 自県内にある短期大学 の収容規模	
		実 数	比 率 B/A×100	全 国 順 位	倍 率 倍	全 国 順 位
北 海 道	8,228	7,458	90.6	1	0.98	12
青 森	1,517	760	50.1	20	0.72	21
岩 手	1,602	481	30.0	44	0.39	42
宮 城	2,126	1,490	70.1	8	0.99	11
秋 田	1,703	820	48.2	25	0.52	35
山 形	1,324	476	36.0	36	0.55	34
福 島	2,904	1,392	47.9	26	0.61	31
茨 城	3,044	1,504	49.4	22	0.63	29
栃 木	2,427	911	37.5	34	0.63	28
群 馬	2,349	1,177	50.1	19	0.79	17
埼 玉	4,378	765	17.5	45	0.38	43
千 葉	5,157	1,550	30.1	43	0.89	15
東 京	18,678	15,506	83.0	3	2.02	1
神 奈 川	8,707	4,198	48.2	24	0.89	14
新 潟	2,711	962	35.5	38	0.43	39
富 山	1,728	737	42.7	31	0.48	37
石 川	1,795	1,281	71.4	7	0.97	13
福 井	1,396	529	37.9	33	0.41	41
山 梨	1,586	808	50.9	17	0.72	22
長 野	3,616	1,355	37.5	35	0.43	40
岐 阜	2,954	1,339	45.3	28	1.49	3

一方、表22により大学入学者の状況をみると、自県内の大学へ入学した者の割合は、全国平均で38.1%となっており、これを都道府県別にみると東京都が最も高く76.5%、滋賀県が最も低く7.7%となっている。

なお、昭和54年度他県の大学を卒業後、自県に帰って就職した者の割合は全国平均で47.9%となっており、これを都道府県別に図でみたのが図1である。

D 他県の短期大学へ入学した者の流出先県別割合（流出率）

第1位		第2位		第3位		第4位	
	%		%		%		%
東京	4.0	神奈川	1.0	青森	1.0	岐阜	0.5
東京	20.5	北海道	6.9	宮城	3.8	岐阜	3.0
東京	20.5	宮城	15.9	青森	4.4	千葉	2.7
東京	7.8	福島	6.9	山形	3.2	神奈川	2.0
東京	19.0	青森	7.4	山形	3.3	宮城	3.2
東京	24.8	宮城	9.3	神奈川	4.9	福島	4.5
東京	24.3	千葉	4.6	茨城	4.4	神奈川	4.2
東京	31.9	千葉	8.8	栃木	3.2	神奈川	2.8
東京	38.6	群馬	8.1	千葉	4.4	神奈川	3.8
東京	30.8	栃木	6.4	神奈川	4.3	千葉	2.6
東京	66.5	千葉	7.7	群馬	4.8	神奈川	1.4
東京	63.2	神奈川	3.0	埼玉	0.8	茨城	0.6
神奈川	6.5	千葉	5.9	埼玉	3.2	北海道	0.3
東京	48.0	千葉	1.3	静岡	0.7	岐阜	0.5
東京	29.8	神奈川	6.4	千葉	6.0	岐阜	5.5
石川	16.0	東京	11.3	京都	7.2	岐阜	5.6
京都	5.3	岐阜	4.8	東京	4.6	大阪	3.0
京都	12.5	愛知	11.7	大阪	9.5	岐阜	8.0
東京	34.9	神奈川	6.7	千葉	2.0	静岡	1.5
東京	30.8	岐阜	7.7	神奈川	5.1	山梨	3.8
愛知	42.7	京都	2.5	東京	2.1	大阪	1.6

区 分	自県内の A 高等学校 卒業の短期 大学入学 者数	B [A]のうち自県内の短期大 学への入学 者数			C 自県内にあ る短期大学 の収容規模	
		実 数	比 率 B/A×100	全 国 順 位	倍 率 注	全 国 順 位
	人	人	%	位	倍	位
静 岡	5,657	2,780	49.1	23	0.59	32
愛 知	10,027	8,846	88.2	2	1.28	5
三 重	2,365	1,057	44.7	29	0.62	30
滋 賀	1,714	660	38.5	32	0.67	25
京 都	4,594	2,622	57.1	14	1.75	2
大 阪	15,311	11,020	72.0	5	1.23	7
兵 庫	10,062	7,221	71.8	6	1.12	9
奈 良	2,376	845	35.6	37	1.22	8
和 歌 山	1,770	291	16.4	46	0.18	46
鳥 取	997	315	31.6	42	0.51	36
島 根	1,236	106	8.6	47	0.11	47
岡 山	2,918	1,820	62.4	11	1.10	10
広 島	5,447	2,892	53.1	15	0.72	23
山 口	2,804	1,211	43.2	30	0.72	20
徳 島	1,350	941	69.7	9	1.27	6
香 川	1,647	820	49.8	21	0.67	24
愛 媛	2,747	1,398	50.9	18	0.58	33
高 知	1,484	469	31.6	41	0.35	45
福 岡	6,932	5,495	79.3	4	1.30	4
佐 賀	1,483	681	45.9	27	0.80	16
長 崎	2,814	1,468	52.2	16	0.75	18
熊 本	2,870	1,715	59.8	13	0.73	19
大 分	2,038	708	34.7	39	0.47	38
宮 崎	1,675	537	32.1	40	0.35	44
鹿 児 島	3,323	2,045	61.5	12	0.66	26
冲 縄	2,381	1,508	63.3	10	0.64	27
計	178,215	104,970	58.9	—	—	—

注)

C欄の倍率= $\frac{\text{自県内の短期大学への入学者総数}}{\text{自県内の高等学校卒業の短期大学入学者数}}$

(続 き)

D 他県の短期大学へ入学した者の流出先県別割合 (流出率)

第 1 位			第 2 位			第 3 位			第 4 位		
東 京	22.5	%	愛 知	8.9	%	神 奈 川	7.2	%	岐 阜	3.5	%
岐 阜	5.1		東 京	1.7		静 岡	0.9		京 都	0.8	
愛 知	31.0		大 阪	5.9		奈 良	4.5		京 都	4.3	
京 都	28.2		大 阪	13.2		岐 阜	11.9		愛 知	21.6	
大 阪	23.6		奈 良	7.2		兵 庫	4.4		滋 賀	4.1	
兵 庫	11.4		京 都	9.0		奈 良	5.1		東 京	0.6	
大 阪	18.0		京 都	5.1		東 京	1.0		岡 山	0.8	
大 阪	44.8		京 都	14.8		兵 庫	2.6		滋 賀	0.3	
大 阪	52.0		京 都	8.7		兵 庫	8.1		滋 賀	7.9	
大 阪	16.3		京 都	13.2		兵 庫	11.0		岡 山	7.9	
大 阪	15.0		広 島	11.3		兵 庫	11.2		岡 山	9.2	
兵 庫	8.8		大 阪	7.7		京 都	5.1		広 島	5.0	
岡 山	13.8		兵 庫	7.3		大 阪	6.2		山 口	4.6	
福 岡	16.3		広 島	13.0		京 都	5.1		大 阪	4.4	
大 阪	6.4		京 都	6.1		兵 庫	4.5		東 京	4.1	
徳 島	10.1		大 阪	9.3		京 都	8.6		兵 庫	7.6	
徳 島	8.5		大 阪	5.6		京 都	6.0		兵 庫	4.6	
徳 島	19.1		大 阪	8.8		兵 庫	7.0		香 川	6.9	
山 口	5.3		佐 賀 長 崎	2.5		東 京	2.4		大 分	1.4	
福 岡	24.9		長 崎	6.2		東 京	2.9		京 都	1.3	
福 岡	22.0		佐 賀	5.6		愛 知	4.1		東 京	3.3	
福 岡	15.3		東 京	3.8		佐 賀	3.4		岐 阜	3.2	
福 岡	28.9		東 京	7.2		長 崎	6.0		京 都	4.0	
福 岡	22.9		東 京	9.0		長 崎	6.7		京 都	4.7	
東 京	7.7		福 岡	7.0		岐 阜	3.8		愛 知	3.7	
東 京	7.4		岐 阜	6.5		愛 知	5.1		千 葉 大 阪	2.8	
—	—		—	—		—	—		—	—	

文部省一学校基本調査

表 2 2 各都道府県別にみた大学入学者の流動状況(昭和55年度)

区 分	自県内の A 卒業の大学 高等学校 卒業者の 大学入学者 数	B [A]のうち自県内の大学へ の入学者数			自県内にあ C る大学の収 容規模	
		実 数	比 率 B/A ×100	全 国 順 位	倍 率 (B)	全 国 順 位
北 海 道	16,017	10,182	63.6	3	0.82	11
青 森	3,744	860	23.0	17	0.58	17
岩 手	3,738	704	18.8	22	0.46	26
宮 城	6,443	3,901	60.5	5	1.39	3
秋 田	3,708	677	18.3	23	0.33	37
山 形	3,518	611	17.4	27	0.42	30
福 島	6,058	853	14.1	37	0.39	32
茨 城	6,457	1,166	18.1	24	0.58	18
栃 木	5,673	601	10.6	44	0.30	42
群 馬	5,731	839	14.6	36	0.35	34
埼 玉	12,496	2,073	16.6	28	0.95	7
千 葉	13,555	2,668	19.7	21	0.82	10
東 京	56,248	43,050	76.5	1	2.48	2
神 奈 川	25,759	6,605	25.6	15	0.88	8
新 潟	6,697	1,084	16.2	30	0.33	38
富 山	3,977	708	17.8	25	0.35	35
石 川	4,287	1,189	27.7	14	0.85	9
福 井	2,932	611	20.8	18	0.44	27
山 梨	3,446	519	15.1	32	0.54	19
長 野	7,297	760	10.4	45	0.29	43
岐 阜	6,912	760	11.0	42	0.33	40
静 岡	11,797	1,303	11.0	43	0.27	44
愛 知	22,860	14,800	64.7	2	1.13	6
三 重	5,602	660	11.8	41	0.23	45
滋 賀	3,266	252	7.7	47	0.22	47
京 都	9,273	4,569	49.3	8	2.66	1
大 阪	33,050	17,570	53.2	7	1.20	5
兵 庫	20,911	7,016	33.6	11	0.76	14
奈 良	4,055	531	13.1	40	0.51	20
和 歌 山	3,735	388	10.4	46	0.23	46

D他県の大学へ入学した者の流出先県別割合（流出率）

第 1 位		第 2 位		第 3 位		第 4 位	
	%		%		%		%
東 京	17.5	神 奈 川	3.2	宮 城	2.4	青 森	2.4
東 京	32.9	宮 城	10.1	北 海 道	7.8	神 奈 川	6.2
東 京	34.5	宮 城	18.4	神 奈 川	6.3	青 森	3.5
東 京	19.0	山 形	2.8	神 奈 川	2.5	岩 手	2.3
東 京	37.8	宮 城	9.5	神 奈 川	6.6	青 森	3.8
東 京	36.1	宮 城	13.6	神 奈 川	6.6	千 葉	3.5
東 京	44.1	宮 城	11.4	神 奈 川	7.2	千 葉	3.8
東 京	52.6	神 奈 川	6.3	千 葉	5.6	埼 玉	5.4
東 京	50.6	神 奈 川	7.7	埼 玉	7.4	千 葉	4.4
東 京	50.5	神 奈 川	7.5	埼 玉	6.5	千 葉	3.3
東 京	65.9	神 奈 川	4.5	千 葉	3.9	群 馬	1.4
東 京	58.0	神 奈 川	9.0	埼 玉	4.7	茨 城	1.8
神 奈 川	7.0	埼 玉	6.6	千 葉	4.6	茨 城	0.7
東 京	64.7	千 葉	2.5	埼 玉	1.5	北 海 道	0.7
東 京	48.9	神 奈 川	8.2	埼 玉	4.2	千 葉	4.0
東 京	28.4	石 川	11.5	愛 知	6.1	京 都	5.9
東 京	24.8	大 阪	7.8	京 都	7.6	愛 知	5.9
東 京	17.5	大 阪	13.0	京 都	10.8	石 川	7.0
東 京	54.2	神 奈 川	9.9	千 葉	4.6	埼 玉	4.2
東 京	49.5	神 奈 川	9.1	埼 玉	5.2	千 葉	4.7
愛 知	43.2	東 京	16.6	京 都	6.4	大 阪	4.1
東 京	43.4	神 奈 川	10.3	愛 知	7.8	千 葉	4.6
東 京	12.3	京 都	3.6	岐 阜	3.3	大 阪	2.2
愛 知	31.4	東 京	17.9	大 阪	11.2	京 都	9.7
京 都	27.9	大 阪	27.0	東 京	7.3	愛 知	7.1
大 阪	25.1	兵 庫	6.4	東 京	5.9	愛 知	1.8
京 都	18.8	兵 庫	12.8	東 京	4.4	奈 良	1.8
大 阪	29.5	京 都	9.7	東 京	7.9	愛 知	1.8
大 阪	43.3	京 都	19.7	兵 庫	7.7	東 京	5.0
大 阪	36.6	京 都	13.1	東 京	11.1	兵 庫	8.8

区 分	自県内の 高等学校 A卒業の大学 入学者 数	B [A]のうち自県内の大学へ の入学者数			自県内にあ る大学の収 容規模	
		実 数	比 率 B/A×100	全 国 順 位	倍 率 (注)	全 国 順 位
	人	人	%	位	倍	位
鳥 取	2,395	351	14.7	35	0.36	33
島 根	2,931	453	15.5	31	0.34	36
岡 山	7,413	1,873	25.3	16	0.59	16
広 島	11,522	4,351	37.8	10	0.66	15
山 口	6,296	1,098	17.4	26	0.49	21
徳 島	3,246	640	19.7	20	0.47	22
香 川	4,008	554	13.8	38	0.33	39
愛 媛	6,357	1,776	27.9	13	0.43	29
高 知	2,390	354	14.8	33	0.46	24
福 岡	15,569	9,427	60.5	4	1.30	4
佐 賀	2,708	399	14.7	34	0.47	23
長 崎	4,843	955	19.7	19	0.43	28
熊 本	5,710	2,237	39.2	9	0.76	13
大 分	4,289	712	16.6	29	0.41	31
宮 崎	3,455	466	13.5	39	0.31	41
鹿 児 島	5,901	1,750	29.7	12	0.46	25
沖 縄	3,005	1,792	59.6	6	0.77	12
計	411,280	156,698	38.1	—	—	—

注)

C欄の倍率＝ $\frac{\text{自県内の大学への入学者総数}}{\text{自県内の高等学校卒業の大学入学者数}}$

(続 き)

D他県の大学へ入学した者の流出先県別割合 (流出率)

第 1 位			第 2 位			第 3 位			第 4 位		
		%			%			%			%
東 京	東 京	22.2	大 阪	大 阪	12.5	京 都	京 都	10.1	兵 庫	兵 庫	5.9
東 京	東 京	19.7	大 阪	大 阪	10.3	広 島	広 島	8.5	京 都	京 都	7.5
東 京	東 京	16.0	大 阪	大 阪	13.5	京 都	京 都	8.9	兵 庫	兵 庫	7.1
東 京	東 京	16.9	大 阪	大 阪	8.4	京 都	京 都	6.2	福 岡	福 岡	5.4
東 京	東 京	20.0	福 岡	福 岡	17.5	広 島	広 島	10.0	大 阪	大 阪	5.9
東 京	東 京	19.0	大 阪	大 阪	14.0	京 都	京 都	9.3	愛 知	愛 知	6.7
東 京	東 京	19.5	大 阪	大 阪	15.7	京 都	京 都	8.6	兵 庫	兵 庫	6.0
東 京	東 京	14.8	大 阪	大 阪	8.9	広 島	広 島	8.7	福 岡	福 岡	6.2
東 京	東 京	26.0	大 阪	大 阪	11.9	京 都	京 都	5.6	福 岡	福 岡	4.7
東 京	東 京	13.3	熊 本	熊 本	3.2	山 口	山 口	2.8	京 都	京 都	2.4
福 岡	福 岡	39.5	東 京	東 京	16.9	長 崎	長 崎	4.2	熊 本	熊 本	3.4
福 岡	福 岡	29.9	東 京	東 京	18.0	熊 本	熊 本	4.8	佐 賀	佐 賀	3.4
福 岡	福 岡	20.8	東 京	東 京	17.4	神 奈 川	神 奈 川	2.7	鹿 児 島	鹿 児 島	2.4
福 岡	福 岡	24.7	東 京	東 京	20.2	熊 本	熊 本	6.0	京 都	京 都	3.6
東 京	東 京	22.3	福 岡	福 岡	21.6	熊 本	熊 本	7.3	鹿 児 島	鹿 児 島	6.4
東 京	東 京	23.3	福 岡	福 岡	19.3	大 阪	大 阪	3.7	熊 本	熊 本	3.4
東 京	東 京	11.7	福 岡	福 岡	9.4	愛 知	愛 知	2.7	神 奈 川	神 奈 川	2.4
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

文部省一学校基本調査

图1 昭和54年度大学卒



就職者の流動状況



この図は、他県の大学を卒業後、出身高校の所在地県に戻って就職した者の割合を、全国平均（47.9%）を中心に見たものである。

文部省 — 学校基本調査

ロ 中学校・高等学校卒業者の状況

表23により、昭和55年3月の新規学卒者の需給状況をみると、求職者は中学校卒業生4万6千人（前年4万6千人）、高等学校卒業生49万5千人（同47万9千人）で、前年に比べると高等学校卒業生の大幅な増加（増加率3.3%）が目立っている。

求人数は中学校卒業生12万9千人（前年13万1千人）、高等学校卒業

表23 新規学卒者の職業紹介状況

区 分		① 求職 申込件数 (千人)	② 求人数 (千人)	③ 就 職者数 (千人)	求人倍率 ②/① (倍)	就職率 ③/① (%)	充足率 ③/② (%)
中 卒 者	昭和45年3月卒	199	1,144	197	5.8	99.1	17.2
	50	70	418	70	5.9	99.8	16.8
	51	59	245	59	4.1	99.9	24.2
	52	56	216	56	3.9	99.4	25.7
	53	50	161	49	3.3	99.9	30.7
	54	46	131	45	2.9	99.7	34.6
	55	46	129	46	2.8	99.8	35.4
高 卒 者	45	666	4,701	657	7.1	98.7	14.0
	50	481	1,628	480	3.4	99.8	29.5
	51	452	1,005	451	2.2	99.8	44.9
	52	483	976	481	2.0	99.6	49.3
	53	478	862	477	1.8	99.8	55.4
	54	479	805	476	1.7	99.2	59.1
	55	495	925	492	1.9	99.4	53.2

注) 昭和46年3月卒以降、高校卒の求人数、求人倍率及び充足率は、求人確認制度の実施に伴い、求人数の把握方法を変更したため、昭和45年の数と接続しない。

者92万5千人（同80万5千人）で前年に比べると、中学校卒業生では1.3%の減少となっているがこれは従来からの減少幅からみると著しく小幅になっている。一方、高等学校卒業生では14.9%の増加をみせているが、この大幅な増加は昭和49年以来6年ぶりのことである。

このため求人倍率は、中学校卒業生では2.8倍と前年（2.9倍）より若干下回っているが、高等学校卒業生では1.9倍と前年（1.7倍）を上回っている。

就職者数は、中学校卒業生で4万6千人（前年4万5千人）、高等学校卒業生では49万2千人（同47万6千人）で、前年に比べると、中学校卒業生で1.0%、高等学校卒業生で3.4%、それぞれ増加している。

充足率は、中学校卒業生35.4%（前年34.6%）、高等学校卒業生53.2%（同59.1%）で、前年に比べると中学校卒業生は0.8ポイント上昇、高等学校卒業生は5.9ポイントの低下となっている。

なお、ちなみに新規学卒者を除く一般青少年の求人倍率の状況をみると、表24のとおりである。

表24 新規学卒者を除く（一般）青少年の有効求人倍率の推移

区 分	(倍)					
	昭和45年	50	51	52	53	54
全 年 齢 計	1.63	0.65	0.72	0.57	0.63	0.82
19歳以下	5.06	2.78	2.89	2.19	2.24	2.81
20～24歳	1.31	0.70	0.83	0.68	0.82	1.09

注1) 昭和45年の年齢区分は20～25歳である。

2) 各年10月

表 2 5 により、中学校卒業者の求人、就職状況を産業別構成比でみると、求人の場合、製造業が最も多く 6 2.1%，次いでサービス業 1 4.5%，建設業 1 1.5%，卸売業・小売業 1 0.2%等の順になっている。これを第 1 次・第 2 次・第 3 次産業別にみると、第 1 次産業からの求人は 0.2%（前年 0.3%）、第 2 次産業 7 3.6%（同 7 2.3%）、第 3 次産業 2 6.0%（同 2 7.5%）で前年に比べると第 2 次産業の伸びが著しい。

ちなみに求人のもっとも多い製造業について、更に業種別にみると、鉄鋼（対前年増加率 2 2.7%）、輸送用機械（同 2 0.1%）等の機械関連業種で、これまでの減少から著しい増加をみせており、食料品・たばこ（対前年減少率 5.0%）、繊維（同 3.1%）、木材・木製品（同 4.0%）等では引き続き減少している。

表 2 5 新規学卒者の産業別求人、就職者数の構成比の推移（中卒者）

区 分	昭和 4 5 年 3 月 卒		5 0 年 3 月 卒	
	求 人	就 職 者	求 人	就 職 者
計	(1,143,505)	(196,934)	(417,730)	(70,134)
	100.0	100.0	100.0	100.0
農 ・ 林 ・ 水 産 業	0.2	0.2	0.2	0.3
鉱 業	0.0	0.1	0.0	0.0
建 設 業	5.5	6.3	7.3	7.2
製 造 業	76.9	73.6	69.3	64.4
卸 売 業 ・ 小 売 業	7.2	6.2	8.9	8.0
金 融 ・ 保 険 ・ 不 動 産 業	0.1	0.2	0.2	0.1
運 輸 ・ 通 信 業	2.5	2.5	2.0	1.4
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 ・ 熱 供 給 業	0.2	0.6	0.3	1.0
サ ー ビ ス 業	7.2	10.2	11.8	17.4
公 務	0.1	0.1	0.1	0.2

注) () 内の数字は実数で単位は (人)

次に就職者について主な産業をみると、製造業が最も多く62.5%（前年59.6%）、次いでサービス業16.7%（同19.5%）、建設業9.6%（同9.5%）、卸売業・小売業8.7%（同9.0%）等となっている。第1次・2次・3次産業別に就職者の割合をみると、第1次産業0.3%（前年0.3%）、第2次産業72.2%（69.1%）、第3次産業27.6%（同30.5%）で前年に比べると第2次産業が大きく伸びている。

なお、就職者の最も多い製造業についてみると、求人の場合と同じく鉄鋼（対前年増加率22.1%）、一般機械（同32.6%）、輸送用機械（同30.4%）等の金属・機械関連業種で増加をみせ、繊維（対前年減少率0.8%）、木材・木製品（同6.8%）等の業種で減少しており、求人の変化にはほぼ対応している。

(%)

53年3月卒		54年3月卒		55年3月卒	
求 人	就 職 者	求 人	就 職 者	求 人	就 職 者
(161,145)	(49,463)	(131,362)	(45,439)	(129,645)	(45,905)
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0.2	0.3	0.3	0.3	0.2	0.3
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
9.3	8.4	11.1	9.5	11.5	9.6
64.1	59.8	61.2	59.6	62.1	62.5
9.2	9.2	10.0	9.0	10.2	8.7
0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1
1.1	0.6	0.9	0.5	0.7	0.6
0.5	1.4	0.5	1.3	0.5	1.4
15.3	20.1	15.9	19.5	14.5	16.7
0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1

表26により、高等学校卒業者の求人、就職状況を産業別構成比でみると、求人の場合、製造業から39.0%（前年36.7%）、卸売業・小売業から31.0%（同31.9%）、サービス業から12.9%（同13.0%）となっており、この3産業からの求人が全体の82.9%（前年81.6%）を占めている。求人の状況を第1次・2次・3次産業別にみると、第1次産業からの求人は0.3%（前年0.3%）、第2次産業45.9%（同43.5%）、第3次産業53.8%（同56.3%）の割合となっている。

なお、求人の最も多い製造業についてみると石油・石炭製品（対前年減少

表26 新規学卒者の産業別求人、就職者数の構成比の推移（高卒者）

区 分	昭和45年3月卒		50年3月卒	
	求 人	就 職 者	求 人	就 職 者
計	(1,956,337)	(380,654)	(1,627,882)	(480,182)
	100.0	100.0	100.0	100.0
農・林・水産業	0.1	0.3	0.2	0.3
鉱業	0.1	0.1	0.1	0.1
建設業	2.9	2.7	5.6	3.9
製造業	60.0	42.2	44.8	33.4
卸売業・小売業	21.4	27.1	27.5	26.7
金融・保険・不動産業	4.7	10.8	6.5	14.2
運輸・通信業	3.6	4.4	4.5	4.9
電気・ガス・水道・熱供給業	0.8	1.2	0.6	1.5
サービス業	5.7	8.2	9.6	10.7
公務	0.7	3.0	0.6	2.3

注) () 内の数字は実数で単位は(人)

率7.1%)を除くすべての業種で増加しており、なかでも、金属・機械関連の業種、繊維・木材・紙関連の業種等での増加が目立っている。

次に就職者について、主な産業別にみると、製造業が最も多く33.6%、(前年30.8%)、次いで卸売業・小売業31.1%(同32.7%)、サービス業13.6%(同14.3%)、金融・保険・不動産業10.1%(同10.2%)等となっている。第1次・2次・3次産業別に就職者の割合をみると、第1次産業0.3%(前年0.3%)、第2次産業38.1%(同35.6%)、第3次産業61.5%(同64.1%)となっている。

(%)

53年3月卒		54年3月卒		55年3月卒	
求 人	就 職 者	求 人	就 職 者	求 人	就 職 者
(862,170)	(477,408)	(805,385)	(475,603)	(925,239)	(492,000)
100.0	100.0	100.0	100.0		
0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
5.5	4.3	6.7	4.7	6.8	4.4
38.2	31.4	36.7	30.8	39.0	33.6
31.9	31.8	31.9	32.7	31.0	31.1
7.5	11.9	6.6	10.2	5.6	10.1
3.7	4.5	4.0	4.8	3.6	4.5
0.7	1.2	0.7	1.2	0.6	1.3
12.0	13.3	13.0	14.3	12.9	13.6
0.2	1.2	0.1	0.9	0.1	0.9

—地域別状況—

表27により、新規学卒者（昭和55年3月卒）の県外就職者数をみると、中学校卒業生1万人、高等学校卒業生13万5千人で、県外就職率（就職者全数中に占める県外就職者数の割合）は、中学校卒業生22.0%（前年23.2%）、高等学校卒業生27.4%（同28.4%）で、いずれも前年より低下しており、地元就職する者の割合が引き続き高まっている。

表28は昭和55年3月中学校、高等学校新規学校卒業生の求人、求職の状況を示したものである。主な特徴としては、中学校卒業者の場合、京浜、

表27 新規学卒者の県外就職者数の推移

区 分		県外就職者数 (千人)	性別構成 (%)		県外就職率 (%)
			男 子	女 子	
中 学 校 卒 業 者	昭和45年3月卒	69	41.7	58.3	34.9
	50	23	35.9	64.1	33.4
	51	18	30.7	69.3	29.7
	52	15	31.3	68.7	27.5
	53	12	29.7	70.3	25.2
	54	11	28.4	71.6	23.2
高 等 学 校 卒 業 者	55	10	30.0	70.0	22.0
	45	113	49.2	50.8	29.6
	50	167	50.8	49.2	34.7
	51	148	47.4	52.6	32.7
	52	150	47.7	52.3	31.1
	53	143	47.0	53.0	29.9
者	54	135	46.9	53.1	28.4
	55	135	48.4	51.6	27.4

注) 県外就職率 = $\frac{\text{県外就職者数}}{\text{就職者全数}} \times 100$

東海、近畿等の従前から求人倍率（求職者1人当たりの求人数の割合）の高い地域での求人数が減少したのに対して東北、北海道、北九州等の求人倍率の低い地域では逆に求職者数の減少が比較的大きかったことなどのため求人倍率の地域間の差は縮小している。

一方、高等学校卒業者では、関東、京浜、京阪神等の従前から求人倍率の高い地域において、求職者数の伸びに比べ、求人数の伸びがより大きかったため、これらの工業地域において求人倍率の上昇が目立った。

表28 新規学卒者の地域別職業紹介状況（昭和55年3月卒）

区 分	中 卒 者			高 卒 者		
	求 人 数	求 職 者 数	求 人 倍 率	求 人 数	求 職 者 数	求 人 倍 率
計	129,645	45,986	2.82	925,239	495,159	1.87
北海道	4,257	2,256	1.89	31,648	25,063	1.26
東北	7,453	4,845	1.54	66,153	60,474	1.09
北関東	6,042	2,086	2.90	55,227	31,484	1.75
南関東	8,894	2,751	3.23	52,103	28,670	1.82
京 浜	17,554	5,084	3.45	211,977	47,141	4.50
北陸	4,474	1,848	2.42	43,406	27,438	1.58
甲信	2,459	764	3.22	26,527	15,253	1.74
東海	37,735	8,235	4.58	138,058	60,826	2.27
近畿	3,897	1,347	2.89	18,547	13,688	1.35
京 阪 神	18,199	6,587	2.76	129,643	51,304	2.53
山陰	1,197	604	1.98	8,460	8,201	1.03
山陽	4,186	1,227	3.41	42,513	26,258	1.62
四国	4,829	2,185	2.21	24,703	18,027	1.37
北九州	4,193	2,627	1.60	43,853	34,518	1.27
南九州	4,263	3,290	1.30	30,883	38,671	0.80
沖繩	13	250	0.05	1,538	8,143	0.19

注) 地域区分は次のとおりである。

東北（青森，岩手，宮城，秋田，山形，福島），北関東（茨城，栃木，群馬），南関東（埼玉，千葉），京浜（東京，神奈川），北陸（新潟，富山，石川，福井），甲信（山梨，長野），東海（岐阜，静岡，愛知，三重），近畿（滋賀，奈良，和歌山），京阪神（京都，大阪，兵庫），山陰（鳥取，島根），山陽（岡山，広島，山口），四国（徳島，香川，愛媛，高知），北九州（福岡，佐賀，長崎），南九州（熊本，大分，宮崎，鹿児島）

労働省 — 職業安定業務統計

中学校卒業者の全就職者のうち、他地域へ就職した者は8,748人（対前年減少率5.4%）で、全就職者の19.1%（対前年1.2ポイント低下）であった。

送出数の多い地域は、東北（他地域へ就職した者全数の25.9%）、南九州（同20.3%）、北九州（同14.9%）で、この3地域からの送出数は送

表29 中学卒業者の地域間移動状況（昭和55年3月卒）

区 分	他地域からの 受 入 数	送						
		北海道	東 北	北関東	南関東	京 浜	北 陸	甲 信
他地域への 送 出 数	8,748 (100.0)	772 (8.8)	2,266 (25.9)	283 (3.2)	251 (2.9)	79 (0.9)	424 (4.8)	148 (1.7)
受 入 地 域	北海道	13(0.1)	1,484	11			1	
	東 北	11(0.1)	4	2,577	3		2	1
	北関東	103(1.2)	5	73	1,803	11	2	9
	南関東	491(5.6)	16	277	79	2,500	37	35
	京 浜	1,382(15.8)	79	590	143	220	5,005	82
	北 陸	251(2.9)	125	109	1		1	1,424
	甲 信	58(0.7)	19	15	1			18
	東 海	4,017(45.9)	478	1,093	48	19	28	228
	近 畿	535(6.1)	20	63	8	1	1	28
	京阪神	1,345(15.4)	22	27			6	22
	山 陰	4(0.0)						
	山 陽	441(5.0)	4					1
	四 国	5(0.1)						
	北九州	61(0.7)		8				
	南九州	31(0.4)					1	
沖 縄								
出身地域別就職者数		2,256	4,843	2,086	2,751	5,084	1,848	764

注1) 地域区分は表28の(注)と同じ。

2) ()内は構成比(%)

出数全体の6割(61.1%)を占めている。また、受入数の多い地域をみると、東海(他地域から受け入れた者全数の45.9%)、京浜(同15.8%)、京阪神(同15.4%)の地域で、この3地域で受入数全体の8割弱(77.1%)を占めている(表29)。

										(人)
出 地										就職地
東海	近畿	京阪神	山陰	山陽	四国	北九州	南九州	沖縄	他	域別就職者数
173	135	124	145	151	497	1,307	1,774	219		
(2.0)	(1.5)	(1.4)	(1.7)	(1.7)	(5.7)	(14.9)	(20.3)	(2.5)		
1										1,497
										2,588
									2	1,906
18		1				1	3	13	6	2,991
98	3	2			5	19	34	54	21	6,387
4		2					2	6		1,675
5										674
8,060	41	21	21	51	149	705	951	79		12,077
16	1,212	57	11	6	50	93	165	13		1,747
27	90	6,446	55	80	228	270	441	77		7,791
		1	459	3						463
1		40	55	1,076	48	174	97	21		1,517
1		1	2		1,661	1				1,666
			1	4	1	1,318	47			1,379
2				2	1	25	1,514			1,545
								2		2
8,233	1,347	6,570	604	1,227	2,158	2,625	3,288	221		45,905

一方、高等学校卒業者の他地域就職者数は107,820人で、全就職者の21.9%（対前年1.1ポイント低下）を占めている。表30により、送出数の多い地域をみると、東北（他地域へ就職した者全数の19.2%）、南九州（同16.3%）、南関東（同11.2%）で、この3地域で送出数全体の46.7

表30 高校卒業者の地域間移動状況（昭和55年3月卒）

区 分	他地域からの 受 入 数	送							
		北海道	東 北	北関東	南関東	京 浜	北 陸	甲 信	
他地域への 送 出 数	107,820 (100.0)	2,666 (2.5)	20,702 (19.2)	6,954 (6.4)	12,126 (11.2)	1,247 (1.2)	6,166 (5.7)	3,787 (3.5)	
受 入 地	北海道	75(0.1)	22,382	49		1	7	2	2
	東 北	208(0.2)	42	39,760	31	9	9	101	2
	北関東	1,858(1.7)	56	870	24,530	509	53	106	44
	南関東	5,615(5.2)	174	1,892	1,459	16,544	701	395	138
	京 浜	58,523(54.3)	1,986	16,767	5,307	11,478	45,891	3,633	2,873
	北 陸	430(0.4)	16	69	20	9	17	21,272	14
	甲 信	218(0.2)	3	13	15	4	27	125	11,446
	東 海	11,519(10.7)	298	870	64	39	297	833	671
	近 畿	1,736(1.6)	2	24	3	6	5	104	5
	京阪神	23,555(21.8)	88	128	48	60	107	857	35
	山 陰	37(0.0)					1		
	山 陽	1,897(1.8)	1	9	3	4	14	6	2
	四 国	125(0.1)		5	2	1	3	1	
	北九州	1,604(1.5)		4	2	5	4	2	1
南九州	420(0.4)		2		1	2	1		
沖 縄									
出身地域別就職者数		25,048	60,462	31,484	28,670	47,138	27,438	15,233	

注1) 地域区分は表28の(注)と同じ。

2) ()内は構成比(%)

%を占めている。他方、受入地をみると、京浜（他地域から受け入れた者全数の54.3%）が最も多く、次いで京阪神（同21.8%）、東海（同10.7%）で、この3地域で全体の86.8%を受け入れている。

										(人)
出 地										就 職 地
東 海	近 畿	京阪神	山 陰	山 陽	四 国	北九州	南九州	沖 縄		域 別 就 職 者 数
4,256	4,964	1,956	3,451	4,202	4,833	8,929	17,551	4,030		
(3.9)	(4.6)	(1.8)	(3.2)	(3.9)	(4.5)	(8.3)	(16.3)	(5.7)		
8		2		1		2	1			22,457
7	1	3			1		1	1		39,968
15	2	14	7	19	10	19	39	95		26,388
77	13	12	20	55	30	146	277	226		22,159
2,844	221	1,083	267	753	681	2,861	5,421	2,348		104,414
26	7	53	3	18	7	15	143	13		21,702
13	5	4				2	3	4		11,664
56,563	305	381	297	606	621	2,013	3,503	721		68,082
153	8,723	274	104	116	121	221	483	115		10,459
1,068	4,399	49,307	1,997	2,412	3,063	2,926	5,888	479		72,862
1	1	18	4,748	13	1	2				4,785
18	3	66	747	22,016	291	339	385	9		23,913
3	2	23	2	59	13,165	5	19			13,290
10	3	14	7	142	3	25,570	1,388	19		27,174
13	2	9		8	4	378	20,862			21,282
								1,401		1,401
60,819	13,687	51,263	8,199	26,218	17,998	34,499	38,413	5,431		492,000

ハ 短期大学・大学卒業者の状況

表31により、短期大学卒業就職者の産業別分布をみると、サービス業が38.7%を占めて最も多く、次いで製造業18.0%、卸売業・小売業15.3%、金融・保険業12.9%等の順となっている。

第1次・2次・3次産業別にみると第1次産業0.7%（前年0.7%）、第2次産業20.7%（同19.4%）、第3次産業77.0%（同78.3%）の構

表31 短期大学卒業者の産業別就職状況の推移

区 分	実 数 (人)				構 成 比 (%)				
	昭 和 4 5 年	5 0	5 4	5 5	昭 和 4 5 年	5 0	5 4	5 5	
計	80,740	103,314	123,442	129,156	100.0	100.0	100.0	100.0	
第1次産業	(小計)	(924)	(855)	(832)	(931)	(1.1)	(0.8)	(0.7)	(0.7)
	農 業	685	691	674	756	0.8	0.7	0.5	0.6
	林業・狩猟業	101	88	39	19	0.1	0.1	0.0	0.0
	漁業・水産養殖業	138	76	119	156	0.2	0.1	0.1	0.1
第2次産業	(小計)	(20,502)	(22,720)	(23,958)	(26,769)	(25.4)	(22.0)	(19.4)	(20.7)
	鉱 業	123	183	167	147	0.2	0.2	0.1	0.1
	建 設 業	1,678	2,667	3,327	3,313	2.1	2.6	2.7	2.6
	製 造 業	18,701	19,870	20,464	23,309	23.2	19.2	16.6	18.0
第3次産業	(小計)	(58,462)	(78,241)	(96,708)	(99,485)	(72.4)	(75.7)	(78.3)	(77.0)
	卸売業・小売業	10,652	14,253	18,928	19,758	13.2	13.8	15.3	15.3
	金融・保険業	10,812	15,314	13,550	16,612	13.4	14.8	11.0	12.9
	不動産業	227	612	691	639	0.3	0.6	0.6	0.5
	運輸・通信業	2,841	2,388	3,394	3,223	3.5	2.3	2.7	2.5
	電気・ガス・水道業	560	905	1,021	1,170	0.7	0.9	0.8	0.9
	サービス業	30,075	40,136	51,111	49,952	37.2	38.8	41.4	38.7
	公 務	3,295	4,633	8,013	8,131	4.1	4.5	6.5	6.5
そ の 他	852	1,498	1,944	1,971	1.1	1.4	1.6	1.5	

注1) 就職者数には、就職進学者を含む。

2) この表は、学科系統別に抽出された学生の産業別就職者数を、全就職者数に引き伸ばしたものである。

文部省 — 学校基本調査

成比となっている。

表32により職業別分布をみると、事務従事者が全体の55.3%（前年53.4%）を占めて最も多く、次いで専門的・技術的職業従事者が35.0%（同36.7%）、販売従事者4.6%（同4.4%）等の順になっている。前年と比べると、事務従事者（増加率8.3%）、販売従事者（同9.9%）の伸びが目立っている。

表32 短期大学卒業者の職業別就職状況の推移

区 分	実 数 (人)				構 成 比 (%)			
	昭 和 4 5 年	5 0	5 4	5 5	昭 和 4 5 年	5 0	5 4	5 5
計	80,740	103,314	123,442	129,156	100.0	100.0	100.0	100.0
専門的・技術的職業従事者	31,796	39,621	45,255	45,198	39.4	38.4	36.7	35.0
管理的職業従事者	587	333	202	192	0.7	0.3	0.2	0.1
事務従事者	37,234	53,178	65,975	71,436	46.1	51.5	53.4	55.3
販売従事者	5,769	3,802	5,427	5,963	7.1	3.7	4.4	4.6
農林業作業者	363	563	581	639	0.4	0.5	0.5	0.5
漁業作業者	3	8	13	5	0.0	0.0	0.0	0.0
採鉱・採石者	4	22	5	10	0.0	0.0	0.0	0.0
運輸・通信従事者	326	171	298	294	0.4	0.2	0.2	0.2
技能工・生産工程作業者	1,392	1,710	2,080	2,077	1.7	1.7	1.7	1.6
保安従事者	193	308	365	290	0.2	0.3	0.3	0.2
サービス従事者	2,279	2,248	2,002	1,908	2.8	2.2	1.6	1.5
その他	794	1,350	1,239	1,144	1.0	1.3	1.0	0.9

注1) 就職者数には、就職進学者を含む。

2) この表は、学科系統別に抽出された学生の職業別就職者数を、全就職者数に引き伸ばしたものである。

文部省 — 学校基本調査

表33により、大学卒業就職者の産業別分布をみると、サービス業が26.5%を占めて最も多く、次いで製造業24.3%、卸売業・小売業18.4%、公務10.8%等の順となっている。

第1次・2次・3次産業別にみると、第1次産業0.6%（前年0.7%）、第2次産業30.8%（同30.4%）、第3次産業67.8%（同67.7%）の構成比となっている。

表33 大学卒業者の産業別就職状況の推移

区 分	実 数 (人)				構 成 比 (%)			
	昭 和 4 5 年	5 0	5 4	5 5	昭 和 4 5 年	5 0	5 4	5 5
計	188,227	232,683	275,850	285,129	100.0	100.0	100.0	100.0
第1次産業	(857)	(1,164)	(1,813)	(1,706)	(0.5)	(0.5)	(0.7)	(0.6)
農 業	413	667	1,344	1,223	0.2	0.3	0.5	0.4
林業・狩猟業	130	245	120	145	0.1	0.1	0.0	0.1
漁業・水産養殖業	314	252	349	338	0.2	0.1	0.1	0.1
第2次産業	(85,616)	(78,758)	(83,764)	(87,727)	(44.4)	(33.8)	(30.4)	(30.8)
鉱 業	500	520	369	435	0.3	0.2	0.1	0.2
建 設 業	10,327	15,838	18,733	17,984	5.5	6.8	6.8	6.3
製 造 業	72,789	62,400	64,662	69,308	38.7	26.8	23.4	24.3
第3次産業	(102,514)	(150,033)	(186,672)	(193,220)	(54.5)	(64.5)	(67.7)	(67.8)
卸売業・小売業	32,228	40,732	54,276	52,325	17.1	17.5	19.7	18.4
金融・保険業	15,139	27,864	22,634	24,562	8.0	12.0	8.2	8.6
不動産業	1,015	1,395	1,593	1,345	0.5	0.6	0.6	0.5
運輸・通信業	7,529	7,622	7,524	6,960	4.0	3.3	2.7	2.4
電気・ガス・水道業	1,183	1,304	1,698	1,886	0.6	0.6	0.6	0.7
サービス業	34,554	49,071	70,388	75,440	18.4	21.1	25.5	26.5
公 務	10,866	22,045	28,559	30,702	5.8	9.5	10.4	10.8
そ の 他	1,240	2,728	3,601	2,476	0.7	1.2	1.3	0.9

注1) 就職者数には、就職進学者を含む。

2) この表は、学科系統別に抽出された学生の産業別就職者数を、全就職者数に引き伸ばしたものである。

文部省 — 学校基本調査

表 3.4 により職業別分布をみると、専門的・技術的職業従事者が全体の 40.1%（前年 38.1%）を占めて最も多く、次いで事務従事者 33.8%（同 31.1%）、販売従事者 21.4%（同 24.0%）等の順になっている。前年と比べると、事務従事者（増加率 12.2%）、専門的・技術的職業従事者（同 8.8%）の伸びが目立っている。

表 3.4 大学卒業者の職業別就職状況の推移

区 分	実 数 (人)				構 成 比 (%)			
	昭 和 4 5 年	5 0	5 4	5 5	昭 和 4 5 年	5 0	5 4	5 5
計	188,228	232,683	275,850	285,129	100.0	100.0	100.0	100.0
専門的・技術的職業従事者	75,780	90,964	105,136	114,347	40.3	39.1	38.1	40.1
管理的職業従事者	2,750	1,875	970	1,566	1.5	0.8	0.4	0.5
事務従事者	59,046	82,777	85,816	96,303	31.4	35.6	31.1	33.8
販売従事者	43,729	44,532	66,319	60,917	23.2	19.1	24.0	21.4
農林業作業者	100	448	746	697	0.1	0.2	0.3	0.2
漁業作業者	11	11	62	70	0.0	0.0	0.0	0.0
採鉱・採石作業者	14	19	102	19	0.0	0.0	0.0	0.0
運輸・通信従事者	1,270	611	1,168	942	0.7	0.3	0.4	0.3
技能工・生産工程作業者	611	1,996	2,668	1,276	0.3	0.9	1.0	0.4
保安職業従事者	1,020	4,043	4,076	3,406	0.5	1.7	1.5	1.2
サービス職業従事者	2,961	3,076	5,090	3,297	1.6	1.3	1.8	1.2
そ の 他	955	2,331	3,697	2,289	0.5	1.0	1.3	0.8

注 1) 就職者数には、就職進学者を含む。

2) この表は、学科系統別に抽出された学生の職業別就職者数を、全就職者数に引き伸ばしたものである。

文部省 — 学校基本調査

表35は短期大学卒業就職者の学校における専攻分野と職業との関係をみたものである。

まず、就職者中、最も大きな割合を占めている事務従事者をみると、人文関係専攻者の88.4%，教養関係専攻者の88.4%，社会関係専攻者の74.8%，家政関係専攻者の71.0%が目立っている。次に多い専門的・技術的職業従事者では保健関係専攻者の86.9%，教育関係専攻者の75.7%，芸術

表35 短期大学の関係学科別，職業別就職状況の推移

区 分	計	人 文	社 会	教 養	工 業	農 業	保 健	家 政	教 育	芸 術	そ の 他
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
年度											
専門的・ 技術的職 業従事者	45 50 55	39.4 38.4 35.0	6.4 2.7 5.5	7.0 7.6 7.2	7.6 3.0 2.9	58.5 25.4 20.1	39.9 95.6 86.9	92.7 25.1 21.6	29.5 85.6 75.7	84.7 63.6 63.0	74.9 60.4 23.9
管理的職 業従事者	45 50 55	0.7 0.3 0.1	0.4 — 0.0	1.1 1.3 0.4	0.3 0.2 —	1.2 1.3 0.7	0.3 — 0.4	— — 0.2	1.2 0.4 0.0	0.1 0.0 0.0	0.1 — —
事 務 者	45 50 55	46.1 51.5 55.3	79.8 90.6 88.4	64.5 72.4 74.8	80.7 89.1 88.4	4.4 8.8 8.0	19.1 19.0 24.9	6.2 2.8 11.7	58.7 68.0 71.0	9.6 9.0 19.7	15.5 20.8 23.5
販 売 者	45 50 55	7.3 3.7 4.6	5.6 3.0 3.4	16.9 10.3 11.8	6.7 3.3 6.8	18.8 9.9 6.0	10.1 7.3 13.1	0.4 0.3 0.6	7.0 3.3 4.9	1.0 0.4 1.8	3.8 6.3 10.0
農 林 業 者	45 50 55	0.4 0.5 0.5	0.1 — —	0.4 0.1 0.2	0.2 0.1 0.0	— 0.0 0.1	27.5 44.2 34.5	— 0.0 —	0.1 0.0 0.2	0.0 0.0 0.0	0.1 — —
漁 業 者	45 50 55	0.0 0.0 0.0	— — —	— 0.0 —	0.1 — —	— — 0.1	— 0.4 —	— — —	— — —	— — —	0.1 — —

関係専攻者の63.0%が目立っている。

なお、農業関係専攻者はその34.5%が農林業作業者となっているが、事務従事者(24.9%)、専門的・技術的職業従事者(20.1%)、販売従事者(13.1%)としても就職している。工業関係専攻者はその45.7%が専門的・技術的職業従事者となっているが、技能工・生産工程作業者としても25.7%が就職している。

区分		(%)										
		計	人 文	社 会	教 養	工 業	農 業	保 健	家 政	教 育	芸 術	そ の 他
採鉱・採石 作業	45	0.0	—	—	—	0.1	—	—	—	—	—	—
	50	0.0	—	0.0	—	—	—	—	0.1	—	—	—
	55	0.0	—	—	—	0.0	—	—	—	0.0	—	—
運輸・通 信従事者	45	0.4	1.0	0.7	0.5	1.4	0.4	0.1	—	0.1	0.1	—
	50	0.2	0.3	0.7	0.1	0.6	—	—	—	—	0.0	—
	55	0.2	0.2	0.2	—	3.4	0.3	—	0.1	—	0.0	—
技能工・ 生産工程 作業	45	1.7	0.2	2.6	—	13.2	1.2	—	1.0	0.5	0.6	—
	50	1.7	0.1	2.9	—	15.7	0.7	—	0.8	0.5	1.5	3.4
	55	1.6	0.0	1.7	0.1	25.7	2.4	—	0.2	0.6	2.2	—
保安職業 従事者	45	0.2	0.2	1.1	0.1	0.7	0.2	—	0.1	—	0.1	—
	50	0.3	0.2	1.2	0.1	1.2	0.2	—	1.1	0.1	—	—
	55	0.2	0.1	0.9	0.4	0.8	1.2	0.0	0.1	0.1	0.0	—
サービス 職業 従事者	45	2.8	5.9	3.9	3.3	0.9	0.8	0.1	1.5	2.9	2.3	—
	50	2.2	2.5	1.2	1.4	0.8	1.6	0.2	1.5	3.2	4.9	1.7
	55	1.5	2.0	1.7	1.3	6.2	1.3	0.5	0.9	1.1	0.4	—
上記以外 のもの	45	1.0	0.4	1.8	0.5	0.8	0.5	0.5	0.9	1.1	2.4	—
	50	1.2	0.6	2.3	2.7	4.0	1.2	1.1	0.7	1.3	2.8	—
	55	0.9	0.4	1.1	0.1	3.3	1.8	0.3	0.8	1.0	0.9	—

表36は大学卒業就職者の学校における専攻分野と職業との関係のみたものである。

まず、就職者中、最も大きな割合を占めている専門的・技術的職業従事者をみると、保健関係専攻者の95.1%，教育関係専攻者の91.1%，芸術関係専攻者の87.5%，工学関係専攻者の80.3%，理学関係専攻者の67.5%，家政関係専攻者の61.2%，農学関係専攻者の54.7%が目立っている。

表36 大学の関係学科別，職業別就職状況の推移

区分	計	人文	社会	理	工	農	保	商	家	教	芸	そ	
		科学	科学	学	学	学	健	船	政	育	術	他	
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
年度													
専門的・ 技術的職 業従事者	45 50 55	40.3 39.1 40.1	20.4 20.6 33.8	2.8 3.7 3.7	84.2 70.6 67.5	92.2 84.0 80.3	67.3 55.7 54.7	86.6 95.3 95.1	12.8 17.9 37.9	55.9 55.7 61.2	85.0 85.7 91.1	96.4 81.8 87.5	19.1 11.8 17.1
管理的職 業従事者	45 50 55	1.5 0.8 0.5	1.1 0.3 0.0	2.2 1.2 0.9	1.0 0.5 0.1	1.0 0.7 0.5	0.6 0.5 0.3	0.1 0.0 —	— — —	0.5 0.2 —	0.4 0.5 0.2	0.3 0.2 0.2	0.5 — —
事務 従事者	45 50 55	31.4 35.5 33.8	49.3 59.7 47.9	51.3 56.0 54.2	7.1 17.7 15.0	1.1 3.9 5.9	13.7 20.0 20.7	0.9 1.2 1.4	2.6 25.4 35.3	33.4 38.3 32.9	8.7 9.3 5.9	1.5 8.2 4.4	59.6 78.3 60.4
販売 従事者	45 50 55	23.2 19.1 21.4	20.7 13.0 14.8	40.0 33.6 36.4	5.6 6.7 13.2	3.7 5.5 8.8	15.8 15.9 16.6	11.8 2.9 2.6	2.0 2.8 5.7	5.1 3.2 4.0	3.2 2.4 1.4	0.7 2.9 5.2	12.8 6.3 14.4
農林業 作業	45 50 55	0.1 0.2 0.2	— 0.0 0.0	0.1 0.2 0.2	— 0.1 0.1	— — 0.1	0.5 2.7 3.4	— — —	— — —	— — —	0.0 0.1 0.0	— — —	— — 0.3
漁業 作業	45 50 55	0.0 0.0 0.0	— — —	0.0 — 0.1	— — 0.1	— — 0.0	0.1 0.1 0.3	— — —	— — —	— — —	— — 0.0	— — —	— — 0.1

次いで就職者の多い事務従事者をみると、社会科学関係専攻者の54.2%、人文科学関係専攻者の47.9%が目立っている。なお、商船関係専攻者はその37.9%が専門的・技術的職業従事者として就職しているが、事務従事者として35.3%、運輸・通信従事者として18.7%が就職している。

(%)

区 分	計	人文	社会	理 工	農	保	商	家	教	芸	そ の 他	
		科学	科学	学 学	学 学	健	船	政	育	術		
採鉱・採石 作業 者	45	0.0	—	0.1	0.0	—	—	—	—	—	—	
	50	0.0	—	0.0	—	0.0	—	—	—	—	—	
	55	0.0	—	0.0	—	—	0.1	—	—	—	—	
運輸・通 信従事 者	45	0.7	1.4	0.6	0.3	0.5	0.1	—	80.6	0.0	0.2	—
	50	0.3	0.1	0.1	0.1	0.6	0.1	0.0	51.9	—	0.0	0.1
	55	0.3	0.2	0.3	0.1	0.6	0.2	—	18.7	0.2	0.0	0.1
技能工・ 生産工程 作 業 者	45	0.3	0.0	0.1	0.1	1.0	0.6	—	1.0	0.2	0.0	0.2
	50	0.9	0.1	0.1	1.2	3.0	2.1	0.0	—	0.1	0.1	—
	55	0.4	0.1	0.2	0.1	1.3	1.1	0.0	—	—	0.1	0.5
保安職業 従 事 者	45	0.5	0.2	0.9	0.3	0.0	0.1	0.1	—	0.2	0.8	0.2
	50	1.7	1.5	2.8	0.9	0.9	0.7	—	—	0.1	0.4	0.1
	55	1.2	0.6	1.9	0.6	0.8	0.7	—	2.1	0.1	0.5	0.1
サービ ス 職 業 従 事 者	45	1.6	6.3	1.5	0.4	0.2	0.7	0.0	0.7	2.6	1.1	0.5
	50	1.3	3.0	1.6	0.8	0.5	0.4	0.1	0.3	1.5	0.6	2.5
	55	1.2	2.1	1.4	1.2	0.9	0.5	0.2	0.3	0.8	0.4	0.3
上記以外 の も の	45	0.4	0.6	0.5	0.9	0.3	0.5	0.5	0.3	2.1	0.6	0.2
	50	1.1	1.7	0.7	1.4	0.9	1.8	0.5	1.7	0.9	0.9	4.2
	55	0.8	0.5	0.8	2.0	0.8	1.4	0.7	—	0.8	0.4	1.9

文部省 — 学校基本調査

(3) 離職状況

表37により、昭和53年3月中学校、高等学校新規卒業就職者の1年後（昭和54年3月末日現在）の離職率をみると、中学校卒業者は26.3%（前年24.4%）、高等学校卒業者16.3%（同15.8%）で、前年に比べると中学校卒業者は1.9ポイント、高等学校卒業者は0.5ポイントともに上昇している。

また、昭和51年3月の新規卒業就職者について、昭和54年3月末日までの就職後3年間の離職率をみると、中学校卒業者48.4%（50年3月卒46.0%）、高等学校卒業者41.3%（同37.7%）で、中学校卒業者、高等学校卒業者いずれも前年より上昇している。

表37 産業別離職率の推移（就職1年後・3年後）

区 分	中 卒 者								
	1 年 後						3 年		
	昭 和 48年 3月卒	49	50	51	52	53	昭 和 48年 3月卒	49	50
計	19.1	19.6	20.1	22.5	24.4	26.3	45.3	44.1	46.0
鉱 業	24.3	18.2	51.6	29.4	33.3	20.2	52.6	50.0	65.6
建 設 業	31.4	30.0	32.3	36.0	36.9	36.3	55.4	55.2	58.7
製 造 業	17.8	18.9	18.9	21.4	23.6	25.1	44.0	42.8	44.4
卸売業・小売業	29.1	27.6	29.1	32.9	33.5	36.6	58.0	58.7	58.9
金融・保険・不動産業	20.0	34.7	22.5	27.0	46.3	32.8	58.4	54.7	51.0
運輸・通信業	20.5	19.7	21.9	25.1	27.1	31.1	49.8	46.3	49.8
電気・ガス・水道・熱供給業	6.7	3.7	5.2	3.6	4.3	4.8	8.1	8.3	9.7
サービス業	17.7	16.7	17.5	19.0	20.6	23.6	42.8	41.4	43.0
そ の 他	33.2	37.1	42.8	43.6	40.6	48.1	87.4	90.2	91.9

注1) 調査対象者は新規学校卒業就職者で卒業年の3月1日から同年4月30日

$$2) \text{離職率} = \frac{\text{離職者数}}{\text{就職者数}} \times 100$$

次に産業別に離職率をみると、中学校卒業者の場合、1年後では卸売業・小売業（36.6%）、建設業（36.3%）、金融・保険・不動産業（32.8%）、運輸・通信業（31.1%）等で高く、電気・ガス・水道・熱供給業（4.8%）で低くなっている。3年間では卸売・小売業（63.0%）、建設業（59.0%）、鉱業（56.3%）、運輸・通信業（53.8%）、金融・保険・不動産業（53.5%）等が50～60%台の高さをみせている。

高等学校卒業者の場合、1年後では運輸・通信業が30%台（36.1%）で最も高く、3年間では運輸・通信業（57.7%）が50%台で目立っている。なお、離職率の最も低い産業は中学校卒業者の場合と同様、電気・ガス・水道・熱供給業となっている。

(%)

後	高 卒 者						3 年 後			
	1	年 後					3	年 後		
51	昭和 48年 3月卒	49	50	51	52	53	昭和 48年 3月卒	49	50	51
48.4	16.8	13.9	13.8	16.8	15.8	16.3	41.1	37.3	37.7	41.3
56.3	18.0	13.5	14.5	14.9	12.9	14.9	38.9	37.7	35.7	34.5
59.0	18.8	16.9	17.7	21.4	20.9	21.8	38.6	36.7	40.4	44.9
47.0	16.3	12.9	12.6	16.8	15.0	15.2	40.5	35.7	36.1	42.0
63.0	21.0	17.3	17.5	19.8	18.7	19.5	49.2	46.4	47.1	48.4
53.5	6.3	5.2	4.2	4.3	4.0	3.9	24.3	21.9	20.3	19.5
53.8	23.5	25.7	29.0	38.7	37.2	36.1	43.3	43.4	46.5	57.7
8.7	4.5	2.7	2.1	2.1	1.9	2.3	11.5	8.3	7.3	6.6
44.4	18.5	15.6	14.3	15.4	14.7	15.4	44.4	40.9	39.4	40.2
87.0	31.0	38.6	42.5	44.7	47.0	51.3	79.4	81.7	81.6	84.1

までに雇用保険適用事業所に雇用されて新規に被保険者資格を取得した者

表38により、企業規模別に昭和53年3月中学校・高等学校新規卒業就職者の離職率をみると、中学校卒業者の場合、1年後の離職率は1,000人以上規模では12.6%、500～999人規模で20.0%、100～499人規模で26.4%、100人未満規模で30%台となっている。また、昭和51年3月新規卒業就職者の3年後（昭和54年3月末日現在）の離職率をみると、1,000人以上規模では32.0%、500～999人規模では39.0%、100～499人規模では50.2%、100人未満規模でも同じく50%台（53%～57%）となっており、小規模企業で離職率の高さが目立つ

表38 規模別離職率の推移（就職1年後・3年後）

規 模	中 卒 者								
	1 年 後						3 年		
	昭 和 48年 3月卒	49	50	51	52	53	昭 和 48年 3月卒	49	50
計	19.1	19.6	20.1	22.5	24.4	26.3	45.3	44.1	46.0
1,000人以上	11.8	12.5	13.0	12.2	12.5	12.6	34.6	32.9	32.0
500～999人	14.8	17.6	14.4	15.8	17.8	20.0	39.7	39.0	37.6
100～499	21.6	21.8	21.0	23.1	26.2	26.4	49.2	48.0	48.7
30～99	24.1	24.8	25.2	27.7	30.6	32.1	52.6	52.4	54.2
5～29	22.8	22.4	23.1	27.1	27.2	30.0	50.1	50.3	50.4
5人未満	35.2	28.2	30.0	32.5	33.9	35.3	57.6	52.8	54.4

注) 表37の(注)参照

ている。

こうした傾向は高等学校卒業者についても同様で、1年後の離職率は1,000人以上規模で8.5%、500～999人規模で15.3%、100～499人規模で16.4%と規模が小さくなるに従って、だんだんと離職率は高まっており、5人未満規模では30%台（33.5%）の高さをみせている。更に3年後についてみると、1,000人以上規模では29.3%、500～999人規模では39.1%、100～499人規模では42.1%と、1年後の場合と同様、規模が小さくなるに従って離職率は高くなっており、5人未満規模では58.7%となっている。

(%)

後	高 卒 者									
	1 年 後						3 年 後			
	昭 和 48年 3月卒	49	50	51	52	53	昭 和 48年 3月卒	49	50	51
48.4	16.8	13.9	13.8	16.8	15.8	16.3	41.1	37.3	37.7	41.3
32.0	11.8	9.1	8.6	9.4	9.5	8.5	32.8	28.4	28.0	29.3
39.0	14.9	13.0	12.5	16.0	15.4	15.3	38.8	35.4	36.0	39.1
50.2	17.4	14.5	14.3	16.6	15.6	16.4	42.6	39.5	39.6	42.1
56.5	18.7	15.8	15.1	18.2	17.6	17.9	44.0	41.2	40.6	43.6
53.2	25.4	23.2	22.6	24.7	23.6	24.8	52.6	51.0	50.1	52.0
57.1	36.0	35.0	30.9	32.0	31.4	33.5	62.7	61.8	59.5	58.7

表39により、昭和53年3月中学校、高等学校新規卒業者の1年間の離職者数を在職月数別構成比でみると、中学校卒業者の場合、就職後1箇月を超えた月から10.0%台に上昇し、5箇月目（11.1%）が最も高くなっている。

高等学校卒業者の場合は、5箇月を超えて6箇月に達するころがピーク

表39 就職後1年間における在職月数別離職状況の推移

区 分	中 卒 者				
	51年3月卒		52年3月卒		53年
	離職者数	構成比	離職者数	構成比	離職者数
1年間の離職者数	11,448	100.0	11,457	100.0	10,668
在職1カ月以下	813	7.1	836	7.3	807
1箇月を超えて2箇月以下	1,140	10.0	1,161	10.1	1,150
2箇月を超えて3箇月以下	1,103	9.6	1,152	10.1	1,165
3箇月を超えて4箇月以下	1,153	10.1	1,209	10.6	1,133
4箇月を超えて5箇月以下	1,250	10.9	1,212	10.6	1,189
5箇月を超えて6箇月以下	1,045	9.1	1,082	9.4	1,059
6箇月を超えて7箇月以下	796	7.0	821	7.2	798
7箇月を超えて8箇月以下	627	5.5	615	5.4	525
8箇月を超えて9箇月以下	882	7.7	972	8.5	771
9箇月を超えて10箇月以下	857	7.5	771	6.7	705
10箇月を超えて11箇月以下	728	6.4	696	6.1	616
11箇月を超えて12箇月以下	1,054	9.2	930	8.1	750

注) 表37の(注1)参照

(13.4%)で、11箇月を超えて1年目に達するころ、再び大きな高まり(12.6%)をみせている。

なお、離職者の最も少ない月は、中学校卒業者、高等学校卒業者ともに7箇月を超えて8箇月以下となっている。

3月卒	高 卒 者					
	51年3月卒		52年3月卒		53年3月卒	
構 成 比	離職者数	構 成 比	離職者数	構 成 比	離職者数	構 成 比
%	人	%	人	%	人	%
100.0	70,743	100.0	72,959	100.0	73,154	100.0
7.6	4,858	6.9	5,385	7.4	5,097	7.0
10.8	5,110	7.2	5,779	7.9	5,668	7.7
10.9	5,262	7.4	5,547	7.6	5,625	7.7
10.6	5,849	8.3	6,164	8.4	6,151	8.4
11.1	6,603	9.3	7,063	9.7	7,143	9.8
9.9	9,293	13.1	9,830	13.5	9,812	13.4
7.5	4,437	6.3	4,614	6.3	4,663	6.4
4.9	2,601	3.7	2,690	3.7	2,639	3.6
7.2	6,162	8.7	5,808	8.0	5,940	8.1
6.6	5,770	8.2	5,585	7.7	5,618	7.7
5.8	5,680	8.0	5,483	7.5	5,569	7.6
7.0	9,118	12.9	9,011	12.4	9,229	12.6

(4) 労働条件

イ 賃 金

(イ) 概 況

表40により、昭和54年6月分の1人当たり月間所定内給与額をみると、17歳以下では男子8万3,200円、女子7万5,100円、18～19歳では男子9万7,100円、女子9万100円、20～24歳では男子11万8,900円、女子10万3,600円となっている。対前年上昇率は17歳以下では男子7.1%（上昇額5,500円）、女子4.7%（同3,400円）、18～19歳では男子5.3%（同4,900円）、女子4.3%（同3,700円）、

表40 青少年1人平均月間所定内給与額（規模10人以上）

区 分		昭 和 5 2 年				総雇用者 年 齢 計
		総雇用者 年 齢 計	～17歳	18～ 19歳	20～ 24歳	
男 子	規 模 計	166.0	74.9	87.5	108.5	176.7
	1,000人以上	185.6	79.5	92.0	111.7	197.5
	100～999人	161.2	75.1	87.1	106.0	172.6
	10～99人	152.0	74.0	84.8	107.9	161.5
女 子	規 模 計	97.9	68.1	82.0	94.4	104.2
	1,000人以上	113.3	66.4	84.7	100.6	120.7
	100～999人	95.9	49.7	82.2	92.8	102.4
	10～99人	89.7	68.1	77.8	88.1	95.2

注1) 所定内給与額…労働契約、労働協約あるいは事業所の給与規則などによっ
のうち、超過労働給与額を除いたもの。

- 2) パートタイム労働者を除く。
3) 各年6月

20～24歳では男子5.3%（同6,000円），女子4.3%（同4,300円）となっている。なお，年齢階級別に青少年の対前年上昇率を規模別にみると，男子の場合，いずれも10～99人規模が最も高く，17歳以下では8.8%（上昇額6,700円），18～19歳では6.3%（同5,600円），20～24歳では6.0%（同6,800円）の上昇となっている。女子の場合，対前年上昇率の最も高い規模は17歳以下では1,000人以上規模で5.8%（上昇額4,100円），18～19歳では100～999人規模の5.2%（同4,500円），20～24歳でも100～999人規模の5.3%（同5,200円）の上昇となっている。

（千円）

5 3 年			総雇用者 年 齢 計	5 4 年		
～17歳	18～ 19歳	20～ 24歳		～17歳	18～ 19歳	20～ 24歳
77.7	92.2	112.9	186.3	83.2	97.1	118.9
79.8	97.3	116.3	209.6	80.7	101.4	122.2
79.8	91.5	110.7	182.3	84.0	97.1	116.3
76.4	89.0	112.4	171.0	83.1	94.6	119.2
71.7	86.4	99.3	109.9	75.1	90.1	103.6
70.3	89.1	105.7	127.3	74.4	93.0	110.1
73.0	86.4	97.8	108.4	76.4	90.9	103.0
71.7	82.3	92.7	101.2	74.4	85.0	96.9

て，あらかじめ定められている支給条件，算定方法によって支給される月間税込総額

(ロ) 新規学校卒業者の初任給

表4-1により、昭和54年3月新規学校卒業者の初任給をみると、中学校卒業者では男子7万5,400円、女子6万9,800円、高等学校卒業者では男子8万8,600円、女子8万4,700円、短期大学卒業者では男子9万5,800円、女子9万3,000円、大学卒業者では男子10万9,500円、女子10万3,700円となっている。初任給額の対前年上昇率は男子の場合、中学校卒業者3.6%、高等学校卒業者3.1%、短期大学卒業者3.0%、大学卒業者3.8%、女子は中学校卒業者3.9%、高等学校卒業者3.3%、短期大学卒業者2.5%、大学卒業者3.8%となっている。

高等学校卒業者の初任給額を100とした学歴別の初任給額の状況は、男

表4-1 産業、学歴別初任給額（規模計）

区 分		男 子								
		産 業 計	鉱 業	建 設 業	製 造 業	卸小 売業	金保 険 融業	不 動 産 業	運通 信 輸業	電気供 気道給 ガ ス熱業
昭和 53 年	中卒者	72.8	**	*68.5	73.7	70.3	—	**	*78.9	**
	高卒者	85.9	*85.6	84.7	87.6	84.6	83.1	*87.0	89.6	88.2
	短大卒者	93.0	**	93.9	95.3	91.9	*97.3	**	*94.5	*95.9
	大卒者	105.5	*109.8	103.7	106.3	105.7	104.1	111.1	107.1	*107.9
54	中卒者	75.4	**	72.6	77.0	73.7	**	**	*77.5	**
	高卒者	88.6	*93.2	88.0	89.4	88.2	85.2	*89.3	94.6	90.6
	短大卒者	95.8	**	100.1	98.3	91.8	*94.6	**	*100.1	*99.0
	大卒者	109.5	*112.7	108.2	110.3	109.8	106.7	118.2	111.8	*112.1

注1) **印を付けている欄は、サンプル数が極めて少ないため数値を掲載しな

2) *印を付けている欄は、サンプル数が少なく誤差率が大きいので利用する

子では中学校卒業者85, 短期大学卒業者108, 大学卒業者124, 女子では中学校卒業者82, 短期大学卒業者110, 大学卒業者122となっている。

初任給額の産業間格差は男女とも小さいが, 男子についてみると, 中学校卒業者では製造業がやや高く, サービス業がやや低い。高等学校卒業者では運輸・通信業, 電気・ガス・水道・熱供給業がやや高く, 金融・保険業, サービス業がやや低い。短期大学卒業者では建設業, 製造業でやや高く, 卸売・小売業がやや低い。大学卒業者では不動産業がやや高く, 金融・保険業がやや低い。女子の場合, 高等学校卒業者では電気・ガス・水道・熱供給業がやや高く, サービス業, 建設業がやや低い。

(規模10人以上) (千円)

サ ー ビ ス 業	女 子									
	産 業 計	鉱 業	建 設 業	製 造 業	卸小 売業	金保 融業	不 動 産 業	運通 信 業	電水供 気道給 ガ・ス 熱業	サ ー ビ ス 業
70.2	67.2	—	—	67.9	*72.4	—	**	*70.5	—	62.1
83.0	82.0	*86.4	79.2	81.9	82.6	82.4	*81.7	86.2	87.6	78.7
91.5	90.7	**	90.7	88.9	89.3	90.6	*88.4	96.7	*91.6	92.6
104.3	99.9	**	*98.9	98.1	99.1	97.9	*96.2	*101.8	**	103.3
71.8	69.8	—	**	70.4	*72.0	**	**	**	—	66.5
85.3	84.7	*82.1	82.5	84.7	85.7	84.2	*88.0	88.7	90.4	81.7
95.3	93.0	**	89.6	92.3	92.1	92.3	*100.3	98.4	*94.2	94.1
108.5	103.7	**	96.4	102.4	102.3	100.6	*103.7	*110.5	**	107.8

い。

際には注意を要する。

労働省 — 賃金構造基本統計調査

表42により、初任給額を規模別にみると、規模間格差はあまりないが、男子についてみると、中学校卒業者では300～999人規模が最も高く、次いで100～299人、10～99人の順になっており、1,000人以上が最も低い。高等学校卒業者では1,000人以上規模が最も高く、規模が小さくなるに従って初任給も低くなっている。短期大学卒業者、大学卒業者も最も高いのは1,000人以上規模であるが、短期大学卒業者では10～99人規模がこれに次いで2位となっている。

表42 規模別、学歴別初任給額（産業計）

区 分		男 子							
		中 卒 者		高 卒 者		短大卒者		大 卒 者	
		昭和 53年	54	53	54	53	54	53	54
初 任 給 額 (千円)	規模 1,000人以上	69.0	71.5	89.6	91.4	96.6	99.1	108.2	111.8
	300～999	75.1	78.9	86.2	89.4	90.4	94.2	105.5	109.1
	100～299	73.5	75.7	84.2	87.7	92.0	94.4	103.5	107.7
	10～99	72.6	75.2	83.2	86.5	94.0	96.6	104.1	108.6
学 歴 間 格 差 (注1)	1,000人以上	77	78	100	100	108	108	121	122
	300～999	87	88	100	100	105	105	122	122
	100～299	87	86	100	100	109	108	123	123
	10～99	87	87	100	100	113	112	125	126
規 模 間 格 差 (注2)	300～999	109	110	96	98	94	95	98	98
	100～299	107	106	94	96	95	95	96	96
	10～99	105	105	93	95	97	97	96	97

注1) 学歴間格差（高卒者＝100）

2) 規模間格差（規模1,000人以上＝100）

一方、女子についても、最も高いのは中学校卒業では300～999人規模、高等学校、短期大学、大学卒業は1,000人以上規模で、最も初任給の低い規模は各学歴とも、いずれも10～99人規模となっている。

また、学歴間の格差を男子についてみると、中学校卒業者と高等学校卒業者との格差は、1,000人以上規模で大きく開いており、高等学校卒業者と大学卒業者との格差は、規模が小さい10～99人規模で開きが大きく出ている。

(規模10人以上)

女		高卒者		短大卒者		大卒者	
中卒者	高卒者	高卒者	高卒者	短大卒者	短大卒者	大卒者	大卒者
53	54	53	54	53	54	53	54
67.1	69.4	84.4	87.1	92.3	95.2	100.9	105.6
68.8	71.4	83.2	86.8	91.2	94.6	101.0	103.2
68.8	71.1	81.0	84.1	88.7	92.7	101.7	104.2
64.7	68.2	77.7	80.2	89.8	90.8	96.6	102.0
80	80	100	100	109	109	120	121
83	82	100	100	110	109	121	119
85	85	100	100	110	110	126	124
83	85	100	100	116	113	124	127
103	103	99	100	99	99	100	98
103	102	96	97	96	97	101	99
96	98	92	92	97	95	96	97

ロ 労働時間・休日

表43により、昭和54年の週所定労働時間をみると、1企業平均では44時間28分（前年44時間35分）、労働者1人平均では41時間50分（同41時間55分）となっており、前年と比べると1企業平均で7分の減少、労働者1人平均で5分の減少となっている。

週所定労働時間階級別に労働者分布をみると「40時間以下」の労働者の割合が最も多く44.9%（前年44.7%）、次いで「45時間を超え48時間まで」21.7%（同21.5%）、「40時間を超え42時間まで」18.0

表43 主な週所定労働時間階級別企業数の割合及び労働者数の割合の推移

区 分	計	企 業					1企業平均週所定労働時間 (時間:分)	
		時間:分 ~ 40:00	40:01 ~ 42:00	42:01 ~ 45:00	45:01 ~ 48:00	48:01 ~		
昭和 45 年	計	100.0	3.3	7.6	14.8	71.7	2.6	
	1,000人以上	100.0	18.9	42.5	18.9	19.7	0.0	
	100~999人	100.0	5.2	14.8	23.7	55.3	1.0	
	30~99人	100.0	2.1	3.9	11.3	79.4	3.3	
53	計	100.0	15.0	13.6	23.2	46.8	1.4	44:35
	1,000人以上	100.0	63.0	22.9	8.6	5.5	—	40:03
	100~999人	100.0	24.7	17.9	23.8	32.7	0.9	43:22
	30~99人	100.0	9.7	11.6	23.5	53.5	1.7	45:14
54	計	100.0	15.8	14.4	22.9	45.8	1.1	44:28
	1,000人以上	100.0	64.5	22.7	7.2	5.4	—	39:57
	100~999人	100.0	26.5	18.5	22.0	32.0	1.0	43:13
	30~99人	100.0	9.9	12.4	23.7	52.7	1.2	45:07

注) 対象は9大産業、常用労働者30人以上の民間企業、各年9月30日現在

% (17.4%) , 「42時間を超え45時間まで」15.0% (同15.8%)等の順になっている。これを企業規模別にみると、1,000人以上の規模では9割強(91.2%)が「42時間以下(うち40時間以下が72.6%)」, 100~999人規模では5割強(53.0%)が「42時間以下(うち40時間以下が33.0%)」, 30~99人規模では5割(50.2%)が「45時間を超え48時間まで」で、「42時間以下」は23.9%(うち40時間以下は10.9%)となっている。

(%)

計	労働者					労働者1人平均 週所定労働時間 (時間:分)
	時間:分 ~ 40:00	40:01 ~ 42:00	42:01 ~ 45:00	45:01 ~ 48:00	48:01 ~	
100.0	14.6	26.9	17.8	39.7	1.1	
100.0	28.2	45.4	13.0	13.1	0.2	
100.0	7.3	19.5	25.8	46.5	0.9	
100.0	2.3	4.9	11.6	78.0	3.2	
100.0	44.7	17.4	15.8	21.5	0.6	41:55
100.0	72.5	17.9	6.0	3.6	0.0	39:41
100.0	31.7	19.5	22.0	26.1	0.7	42:43
100.0	11.1	12.2	24.4	50.6	1.7	45:03
100.0	44.9	18.0	15.0	21.7	0.5	41:50
100.0	72.6	18.6	4.9	3.9	0.1	39:36
100.0	33.0	20.0	20.8	25.8	0.6	42:35
100.0	10.9	13.0	24.8	50.2	1.2	44:59

以下同じ。

—週休2日制—

昭和54年における週休2日制の普及の割合は、企業数で46.1%（前年44.7%）、労働者数で72.9%（同72.3%）で、両者とも前年より若干伸びている。

週休2日制の適用を受けている労働者について、週休制の形態別割合をみると「完全週休2日制」が最も多く23.5%（前年24.0%）、次いで「月2回週休2日制」15.7%（同15.3%）、「月1回週休2日制」13.3%

表4.4 主な週休制の形態別企業数の割合及び労働者数の割合の推移

区 分	業	企 業									
		合 計	週 休 1日制	週 休 1 半 日 制	週 休 2 日 制						そ の 他
					計	完 全	月3回	隔 週	月2回	月1回	
昭和 45 年	計	100.0	88.3	3.2	4.4	0.4	0.2	1.0	1.3	1.6	4.0
	1,000人以上	100.0	64.5	7.3	26.1	4.2	1.4	7.7	4.4	8.4	2.2
	100~999人	100.0	81.9	6.7	8.1	0.6	0.5	1.9	1.6	3.5	3.3
	30~99	100.0	91.4	1.8	2.4	0.2	—	0.5	1.0	0.7	4.4
53	計	100.0	51.6	3.6	44.7	5.6	2.9	9.0	12.3	15.0	0.1
	1,000人以上	100.0	9.8	1.9	88.4	32.8	14.0	14.2	14.3	13.0	—
	100~999	100.0	36.0	2.9	61.1	10.9	5.2	12.3	16.1	16.6	—
	30~99	100.0	59.4	3.9	36.6	2.5	1.6	7.5	10.7	14.4	0.1
54	計	100.0	50.0	3.7	46.1	5.6	3.0	9.7	12.9	14.8	0.1
	1,000人以上	100.0	9.1	1.7	89.3	32.2	15.0	12.7	15.2	14.2	—
	100~999	100.0	34.1	3.8	62.2	11.1	4.7	13.3	15.9	17.1	—
	30~99	100.0	57.9	3.8	38.1	2.5	2.0	8.2	11.5	13.9	0.2

注1) 表4.3の(注)参照

2) 「週休1日半制」とは週6労働日のうち1日が半日のものをいう。

3) 「その他」とは、週休日の定めが季節や事業の繁閑によって不定期のもの

(同13.2%)，「隔週週休2日制」12.6% (同12.4%)，「月3回週休2日制」7.8% (同7.3%) の割合となっている。

企業規模別に週休2日制の適用労働者数の割合をみると，1,000人以上規模では93.6% (前年92.9%)，100～999人規模では68.2% (同67.4%)，30～99人規模では39.9% (同39.0%) となっており，各規模とも前年に比べると若干伸びている (表44)。

(%)

合 計	労働者									
	週休 1日制	週休 1日半 制	週休2日制							その他
			計	完全	月3回	隔週	月2回	月1回		
100.0	71.4	7.6	17.9	4.5	1.1	3.9	2.9	5.5	3.2	
100.0	53.4	9.0	34.6	10.4	1.7	7.0	4.7	10.8	3.0	
100.0	78.9	9.0	9.2	0.7	1.1	2.5	2.2	2.7	2.8	
100.0	91.6	1.8	2.2	0.2	—	0.7	0.7	0.7	4.4	
100.0	24.9	2.7	72.3	24.0	7.3	12.4	15.3	13.2	0.1	
100.0	5.5	1.6	92.9	44.0	10.8	13.3	15.1	9.7	0.1	
100.0	29.6	3.0	67.4	13.1	6.5	14.1	17.5	16.3	0.0	
100.0	56.3	4.6	39.0	2.8	1.8	7.6	11.8	15.0	0.1	
100.0	24.2	2.8	72.9	23.5	7.8	12.6	15.7	13.3	0.1	
100.0	5.1	1.2	93.6	42.8	12.1	12.5	16.5	9.8	0.1	
100.0	28.1	3.7	68.2	13.6	6.1	14.9	16.8	16.7	0.0	
100.0	55.5	4.4	39.9	2.6	2.2	8.8	12.2	14.0	0.3	

などをいう。

表45により、週休2日制の採用状況を産業別に企業数の割合でみると、金融・保険業（95.3%）及び電気・ガス・水道・熱供給業（79.6%）のほか、製造業で化学（81.6%）、電気機器（77.9%）及び石油・石炭（76.3%）の産業で、7割以上の高い普及率となっている。一方、鉱業及び建設業の産業では2割に満たない低い普及率となっている。

週休2日制の適用を受けている労働者について、週休制の形態別割合を産

表45 産業及び主な週休制の形態別企業数の割合及び労働者数の割合

産 業	企 業							
	合 計	週 休 1 日 制		週 休 2 日 制				
		週 休 1 日 制	週 休 1 日 半 制	計	完 全	月 3 回	隔 週	月 2 回
調 査 産 業 計	100.0	50.0	3.7	46.1	5.6	3.0	9.7	12.9
調 査 産 業 業	100.0	83.5	-	16.5	1.3	1.9	6.0	2.9
製 造 産 業 業	100.0	74.4	7.2	17.4	1.3	0.1	3.7	5.5
製 造 産 業 業	100.0	45.2	1.4	53.4	7.3	4.5	11.0	15.9
食 織 産 業 業	100.0	61.0	0.1	38.8	1.8	3.9	5.6	8.8
食 織 産 業 業	100.0	40.4	-	59.6	8.1	7.3	8.2	17.3
衣 織 産 業 業	100.0	66.5	1.7	31.8	1.3	0.6	4.1	14.5
衣 織 産 業 業	100.0	88.0	0.3	16.7	0.4	1.2	3.4	3.6
材 具 産 業 業	100.0	75.2	0.4	24.4	1.1	1.8	4.2	5.7
材 具 産 業 業	100.0	39.0	3.3	57.7	2.5	7.2	9.0	19.1
材 具 産 業 業	100.0	40.6	3.0	56.4	5.8	2.2	14.9	18.6
出 産 業 業	100.0	16.7	1.7	81.6	16.7	9.2	21.6	26.1
石 油 産 業 業	100.0	22.1	1.5	76.3	32.7	6.6	18.9	8.2
石 油 産 業 業	100.0	55.1	0.5	46.4	4.6	8.6	8.6	9.5
な め し 産 業 業	100.0	76.1	-	23.9	2.3	1.6	2.4	5.7
な め し 産 業 業	100.0	75.5	1.8	22.7	2.2	1.5	6.1	4.0
鉄 鋼 産 業 業	100.0	36.1	1.4	62.5	7.0	4.6	14.6	19.0
非 鉄 産 業 業	100.0	24.9	0.9	74.2	13.9	8.5	15.4	26.1
金 属 産 業 業	100.0	57.9	2.0	60.1	3.2	2.0	15.4	20.5
電 機 産 業 業	100.0	31.4	2.3	66.4	12.3	7.3	15.5	18.6
輸 送 産 業 業	100.0	20.8	1.3	77.9	14.2	5.0	18.0	25.4
輸 送 産 業 業	100.0	34.3	-	65.7	19.7	5.7	12.7	15.1
精 密 産 業 業	100.0	28.6	1.9	69.5	14.1	6.5	15.4	21.9
精 密 産 業 業	100.0	45.9	2.6	51.5	4.2	5.7	7.1	17.8
卸 売 産 業 業	100.0	38.6	6.1	55.3	4.0	3.0	9.2	16.6
卸 売 産 業 業	100.0	29.5	8.9	61.6	5.2	3.8	10.2	20.2
卸 売 産 業 業	100.0	54.9	0.9	44.2	1.9	1.4	7.4	10.1
金 融 産 業 業	100.0	2.9	1.7	95.3	1.6	2.6	10.3	29.9
金 融 産 業 業	100.0	31.6	7.8	60.6	14.1	4.0	15.7	10.3
不 動 産 産 業 業	100.0	68.4	4.4	27.3	5.4	1.0	8.9	4.3
電 気 産 業 業	100.0	15.0	7.4	79.6	9.4	9.0	40.9	12.5
サ ー ビ ス 産 業 業	100.0	53.7	3.8	42.5	8.0	1.9	13.9	6.7

注) 表44の(註)参照

業別にみると、「完全週休2日制」は、製造業の電気機器（69.3%）、輸送用機器（68.5%）の産業で約7割を占めて目立っている。「月3回週休2日制」は、製造業のゴム（34.7%）、「隔週週休2日制」は、電気・ガス・水道・熱供給業（76.6%）、「月2回週休2日制」及び「月1回週休2日制」は、金融・保険業（それぞれ44.4%、32.1%）で比較的多くなっている。

（昭和54年9月）

		(6) 労働者									
月1回	その他	合計	週休		週休2日制						その他
			1日制	1日半制	計	完全	月3回	隔週	月2回	月1回	
14.8	0.1	100.0	24.2	2.8	72.9	23.5	7.8	12.6	15.7	13.3	0.1
4.4	-	100.0	44.1	1.8	54.1	0.2	1.2	27.0	3.8	21.8	-
6.8	1.1	100.0	51.2	9.0	39.2	2.1	2.3	10.0	10.3	14.5	0.6
14.7	-	100.0	17.5	0.9	81.5	37.4	10.2	12.1	13.5	8.3	0.0
18.7	-	100.0	32.0	0.6	67.4	9.7	14.9	15.7	13.6	13.5	-
18.6	-	100.0	18.5	0.5	80.9	24.0	20.1	9.2	16.3	11.4	0.0
11.3	-	100.0	48.4	1.4	50.2	11.5	1.6	9.4	16.4	11.3	-
8.1	-	100.0	70.7	0.4	28.5	0.7	6.5	2.7	10.8	7.9	0.4
11.5	-	100.0	56.6	0.4	42.9	6.0	4.0	5.8	8.1	19.0	-
19.8	-	100.0	18.7	1.6	79.6	16.1	24.6	12.1	15.0	11.8	-
14.9	-	100.0	22.3	1.2	76.6	14.1	6.8	19.1	15.3	21.2	-
8.0	-	100.0	3.5	0.2	96.3	44.2	16.6	14.9	15.9	4.7	-
9.9	-	100.0	2.6	0.1	97.3	51.5	12.2	27.3	5.0	1.2	-
15.1	-	100.0	20.0	0.4	79.6	25.4	34.7	5.3	8.9	7.2	-
11.9	-	100.0	58.4	0.1	41.4	3.6	9.1	5.1	10.2	13.4	0.0
8.8	-	100.0	37.7	1.9	60.4	16.9	5.6	19.9	9.4	8.6	-
17.2	-	100.0	8.5	0.5	90.9	54.8	11.9	6.7	12.3	5.3	-
10.3	-	100.0	4.7	0.1	95.2	35.0	13.1	20.1	22.2	4.8	-
18.9	-	100.0	20.7	1.0	78.2	14.4	6.3	21.4	19.8	16.3	0.1
12.6	-	100.0	12.9	3.0	84.0	35.6	11.1	14.1	17.0	6.2	0.0
17.3	-	100.0	4.4	0.8	94.8	69.3	4.2	6.4	10.1	4.8	-
12.4	-	100.0	7.6	-	92.4	68.5	4.1	9.3	7.4	3.0	-
11.7	-	100.0	8.9	0.4	90.7	47.5	9.9	18.1	11.7	3.6	-
16.7	-	100.0	20.7	2.0	77.2	21.7	9.0	11.7	24.8	10.1	-
22.5	-	100.0	19.1	4.2	76.7	16.1	7.4	11.9	20.8	20.5	-
22.1	-	100.0	16.9	6.2	76.9	13.8	8.0	11.9	26.5	16.6	-
23.4	-	100.0	22.6	1.2	76.3	19.6	6.4	11.8	11.9	26.6	-
51.0	-	100.0	0.6	2.7	96.8	4.0	5.4	10.9	44.4	32.1	0.0
16.4	-	100.0	24.1	3.7	72.2	11.3	3.2	19.6	17.0	21.0	0.1
7.7	-	100.0	47.4	3.1	49.2	8.6	4.3	10.7	12.0	13.6	0.3
7.7	-	100.0	0.5	0.7	98.5	7.0	11.8	76.6	2.4	0.6	0.3
12.1	-	100.0	43.1	3.4	53.5	15.3	5.9	13.0	7.1	12.1	0.1

労働省一賃金労働時間制度総合調査

— 週休以外の休日 —

表46により、昭和54年の週休以外の休日日数をみると、一企業平均で16.7日となっており、前年(16.5日)より0.2日増加している。これを企業規模別にみると、1,000人以上規模は16.9日(前年16.8日)、1,000～999人規模は16.9日(同16.8日)、30～99人規模は16.6日(同16.4日)となっている。

休日日数階級別に企業分布をみると、「15日～19日」とする企業数の割合が42.9%(前年43.9%)と最も多く、「20日以上」が31.9%(同30.1%)、「14日以下」が25.1%(同26.0%)となっており、前年と比べると「20日以上」が増加し、「19日以下」が減少している。

表46 週休以外の休日日数階級別企業数の割合

(%)

企業規模	計	1～4 日	5～9 日	10～ 14日	15～ 19日	20～ 24日	25日 以上	1企業平均 休日日数 (日)
計								
昭和45年	100.0(96.6)	7.0	25.6	25.1	34.9	6.1	1.3	
53	100.0(96.3)	4.1	9.8	12.1	43.9	26.4	3.7	16.5
54	100.0(97.1)	4.1	8.9	12.1	42.9	28.2	3.7	16.7
1,000人以上								
53年	100.0(98.3)	3.7	6.0	12.7	51.8	21.7	4.2	16.8
54	100.0(98.7)	3.7	5.6	13.6	48.5	24.1	4.5	16.9
100～999人								
53年	100.0(96.4)	4.7	7.2	9.6	48.1	26.3	4.1	16.8
54	100.0(96.8)	5.0	7.2	9.4	46.4	27.3	4.7	16.9
30～99人								
53年	100.0(96.2)	3.9	11.0	13.1	41.9	26.6	3.6	16.4
54	100.0(97.2)	3.8	9.7	13.2	41.2	28.7	3.3	16.6

注1) 昭和45年はサービス業を含まない。

2) ()内は、週休以外の休日の採用企業数の割合を示す。

3) 平均休日日数は、延休日日数を週休以外の休日の採用企業数で除したものである。

労働省一賃金労働時間制度総合調査

表47により、週休以外の休日としてどのような休日が採用されているかをみると「国民の祝日」が93.4%（前年92.6%）、「年末年始の休日」94.0%（同92.6%）、「夏季休暇用特別休日」68.1%（同65.0%）、「その他の休日」39.5%（同38.3%）となっており、前年に比べて「夏季休暇用特別休日」を採用する企業数の割合が高まっている。

産業別に週休以外の休日の採用率をみると、産業間に休日の種類別違いがみられるが、休日全体でみると、運輸・通信業の81.0%、サービス業の90.2%が他の産業に比べて低いのが目立っている。

表47 産業別週休以外の休日の種類別平均休日日数及び採用率
（昭和54年9月）

産業・企業規模	合 計		国民の祝日		年末年始の休日		夏季休暇用特別休日		そ の 他	
	平均休日日数	採用率	平均休日日数	採用率	平均休日日数	採用率	平均休日日数	採用率	平均休日日数	採用率
計	16.7	97.1	9.4	93.4	4.0	94.0	2.2	68.1	1.2	39.5
鉱 業	14.0	100.0	5.8	91.5	4.1	100.0	2.0	61.2	2.1	37.7
建 設 業	15.9	100.0	7.4	95.4	4.8	100.0	2.5	76.2	1.2	60.6
製 造 業	17.8	99.5	9.6	97.9	4.4	98.7	2.5	77.1	1.3	44.8
卸 売 業 ・ 小 売 業	15.8	99.2	9.7	94.4	3.3	94.1	1.7	62.7	1.1	31.8
金 融 ・ 保 険 業	18.5	100.0	12.0	100.0	3.6	100.0	2.0	66.1	0.9	28.4
不 動 産 業	17.6	100.0	10.7	95.8	3.6	98.4	2.0	62.2	0.9	42.0
運 輸 ・ 通 信 業	15.6	81.0	10.1	75.2	3.1	71.7	1.3	39.6	1.0	31.3
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 ・ 熱 供 給 業	17.6	100.0	11.7	99.1	3.2	100.0	1.0	39.7	1.7	80.5
サ ー ビ ス 業	14.9	90.2	9.2	80.6	3.2	81.4	1.7	53.1	0.8	27.9

注1) 表46の(注3)参照

2) 週休以外の休日の「その他」とは、「会社創立記念日」、「地方祭」、「メーデー」等をいう。

3) 「年末年始の休日」には、1月1日を含んでいない。

(5) 労働災害

昭和54年度中に発生した労働災害による休業4日以上死傷者（自動車賠償責任保険のみにより処理されたものは含まれていない。）のうち、20歳未満の死傷者数は9,109人（前年9,317人）で、被災全労働者数の2.7%（同2.7%）を占めている。表48により20歳未満の死傷者の状況を産業別にみると、製造業に最も多く発生しており、20歳未満死傷者数の39.9%（前年41.3%）を占めている。次いで建設事業（20歳未満死傷者数の29.5%、前年30.0%）、運輸業（同4.5%、前年4.2%）等となっており、この3産業で20歳未満死傷者の74.0%を占めている

表48 産業別労働災害発生件数（昭和54年度）

産 業	計		
	全労働者	うち 18歳未満	18~19
計	340,890	2,860	6,249
林業	10,751	16	38
漁業	1,918	20	13
鉱業	8,716	4	63
建設事業	116,386	899	1,792
製造業	107,644	1,260	2,378
運輸業	31,123	51	358
電気ガス水道又は熱供給事業	261	0	6
その他	64,091	610	1,601

注) 自動車事故による災害のうち、自動車賠償責任保険のみにより処理された

(前年75.5%)。

なお、死傷者の内訳をみると、死亡者52人(前年66人)、休業4日以上を要する傷害者9,057人(同9,251人)である。これを更に産業別にみると、死亡者は建設事業で21人(20歳未満死亡者の40.4%、前年39.4%)、製造業で12人(同23.1%、前年24.2%)が目立っている。休業4日以上を要する傷害者では、製造業が最も多く3,626人(20歳未満の4日以上休業の傷害者の40.0%、前年41.5%)、次いで建設事業で2,670人(同29.5%、前年29.9%)、運輸業で407人(同4.5%、前年4.2%)の順になっている。

死			亡			休業(4日以上)		
全労働者	うち 18歳未満	18~19	全労働者	うち 18歳未満	18~19	全労働者	うち 18歳未満	18~19
2,668	16	36	338,222	2,844	6,213			
95	0	2	10,656	16	36			
20	0	0	1,898	20	13			
133	0	0	8,583	4	63			
1,198	9	12	115,188	890	1,780			
543	2	10	107,101	1,258	2,368			
254	1	1	30,869	50	357			
8	0	0	253	0	6			
417	4	11	63,674	606	1,590			

ものは含まれていない。

労働省労働基準局調べ

(6) 年少者に係る労働基準法違反状況

労働基準法は年少者（18歳未満の者）が心身の未成熟な者であるという特質に基づき、その就業について使用できる最低年齢、労働時間、休日、深夜業、危険有害業務の就労等について特別の制限規定を設け、全国348箇所の労働基準監督署が監督を実施している。

昭和54年1月から12月末までに定期監督等を実施した16万4,794事業場のうち、違反事業場数は10万4,359事業場（63.3%）で、このうち、年少労働者（18歳未満）に関連する法令違反状況は表49で示した

表49 労働基準法に基づく定期監督実施状況の推移

区 分		全 産 業				
		昭 和 5 0年	5 1	5 2	5 3	5 4
違反のあった事業場 (注1)		108,646 (65.7)	85,236 (64.7)	82,704 (62.1)	84,751 (61.7)	104,359 (63.3)
う ち	労働時間	458	428	413	295	429
年 少	休 日	267	148	176	274	270
労働者	深夜業	61	45	47	35	61
関係の	最低年齢	39	45	42	118	98
違 反	就業制限(注2)	327	231	194	237	237

注1) 労働安全衛生法、じん肺法及び最低賃金法の違反を含む。

2) 「就業制限」は成人女子を含む。

3) ()内は定期監督等実施事業場数中に占める同違反事業場数の割合(%)

とおりである。これによると、最も多いのは労働時間に関する違反で429事業場、次いで休日に関するもの270事業場となっている。違反状況を産業別にみると、労働時間に関するものでは製造業が最も多く(212事業場、49.4%)、休日に関するものでは商業(85事業場、31.5%)が最も多い。

なお、労働力調査により18歳未満の雇用者数をみると、昭和54年年平均(1~12月の数字の単純平均)で24万人(男子14万人、女子9万人)となっている。

う ち 主 な 産 業							
製 造 業		建 設 業		商 業		接 客 娯 楽 業	
50	54	50	54	50	54	50	54
48,653	45,055	40,129	34,657	3,505	9,225	1,121	3,894
(71.4)	(69.5)	(59.1)	(56.2)	(65.9)	(68.1)	(73.5)	(78.5)
248	212	10	27	54	89	23	52
93	67	18	15	53	85	18	57
29	18	3	3	6	16	3	13
5	5	-	5	32	85	2	2
161	102	139	122	1	5	3	1

労働省一労働基準法等に基づく監督業務実施状況

3 勤労青少年の福祉施策の現状

労働省婦人少年局（年少労働課）では、勤労青少年福祉法及び同法に基づく第2次勤労青少年福祉対策基本方針と労働基準法に基づく年少者（18歳未満）の保護を軸に主として次のような施策を推進している。

(1) 勤労青少年の福祉増進に関する施策

イ 「勤労青少年の日」を中心とした啓発活動（勤労青少年福祉法第5条関係）

広く国民が勤労青少年の福祉についての関心と理解を深め、かつ、勤労青少年が自ら進んで有為な職業人として健やかに成長しようとする意欲を高めるため「勤労青少年の日」（7月の第3土曜日）を中心に、労働省（本省、婦人少年室）、都道府県、勤労青少年ホーム等が全国各地で記念大会、スポーツ大会、レクリエーション大会、意見発表会等、法の趣旨にふさわしい諸事業を実施している。昭和55年の「勤労青少年の日」は7月19日で、本年の勤労青少年の標語「伸ばそう若い力ー明日を担う働く青少年」を強調するとともに、昭和55年は勤労青少年福祉法制定10周年に当たるため、その間の成果を国民一般に周知する等により、勤労青少年及び関係者の今後一層の努力を促す契機とすることを目的として、この日を中心に勤労青少年ホームを結ぶキャラバン隊、勤労青少年ホーム有名人一日館長など地方の実情に応じた多彩な行事が開催された。

労働省（本省）では、東京都、日本放送協会、社団法人日本勤労青少年団体協議会と共催、総理府、自治省、文部省の後援、労使諸団体の協賛により、東京都渋谷区のNHKホールで「勤労青少年福祉法制定10周年記念勤労青少年の日・中央大会」を開催し、勤労青少年3,000余名が参加した。なお、第1部の式典では優良勤労青少年クラブ労働大臣ほう賞、勤労青少年福祉功労者労働大臣表彰の授与、勤労青少年により行われた国際児童募金（昭和54年）について日本勤労青少年団体協議会よりその結果の報告などが行われた。第2部の勤労青少年によるバラエティーションでは、14ホームから総勢約220人が出演し、日頃のクラブ活動の成果を紹介するととも

に、時計修理、電子機器組立、配管、調理、ガス溶接、自動車、洋裁、旋盤（身障者）など技能オリンピック出場者による一技能に賭けた青春一、定時制・通信制高校生（生活体験発表労働大臣賞受賞者）の一仕事と勉学に賭けた青春一、バングラデシュ、ケニアなどに青年海外協力隊の一員として参加した青少年の一海外に賭けた青春一などが司会者との応答等により、体験や将来の抱負について発表された。

また、当大会中、勤労青少年ホームの手話サークルの青少年が、会場の聴力障害の青少年のために、ステージの横で手話通訳を行い、交流を深めた。

ロ 実態調査の実施（勤労青少年福祉法第19条関係等）

勤労青少年の実態をは握し、勤労青少年福祉対策基本方針を定めること等のため、毎年角度を変えた視点から実態調査を実施している。昭和55年度は、本年が勤労青少年福祉法の制定10周年に当たるため、同法第12条に規定する「職業訓練又は教育を受ける勤労青少年に対する（時間の）配慮」の事業主による実施状況等を統計的に明らかにすることにより、今後の福祉施策の充実に資するため、「夜間の高等学校に通学している勤労青少年の職業と学業との時間的両立等に関する調査」を昭和55年10～11月に実施した。

ハ 職業訓練又は教育を受けている勤労青少年に対する（時間の）配慮についての事業主に対する指導、啓発等（勤労青少年福祉法第12条関係等）

職業訓練校又は高等学校の定時制、通信制の課程等に学ぶ勤労青少年の通学に必要な時間の配慮について、前年度に引き続き事業主が配慮するよう事業主団体等を通じて啓発活動を行った。

ニ 勤労青少年ホームの充実（勤労青少年福祉法第15条、16条関係）

労働省では、昭和32年度から、主として福祉施設に恵まれない中小企業に働く青少年のために、日々の余暇における憩いや、レクリエーション・クラブ活動、教養向上活動等の健全な余暇活動のための場を提供するとともに、それらの青少年に対する相談・指導を行うこと等を目的に、地方公共団体に

補助金を交付し、勤労青少年ホームの設置普及を図ってきている。昭和54年度末現在、全国で421箇所設置されており、昭和55年度は更に25箇所増設中である(表50)。

また、勤労青少年ホームの運営については「勤労青少年ホームの設置及び運営についての望ましい基準」(昭和48年6月労働省告示第36号)に基づき、地域の実情を考慮し、その機能の一層の充実を図るため指導を行っている。

更に、労働省では、勤労青少年ホームにおける活動の充実を促進するため、次のような指導・奨励策を講じている。

(イ) クラブ活動の奨励

勤労青少年ホーム等を拠点とする勤労青少年クラブで、活動の内容が健全で社会的に評価され、他の模範と認められるクラブに対して「勤労青少年の日・中央大会」において毎年労働大臣ほう賞を行っており、昭和55年は全国で47クラブが選ばれた。

また、勤労青少年ホームを拠点とする勤労青少年クラブを対象として実施したレクリエーション交流会における優秀クラブに対しても、各都道府県1クラブあて労働大臣ほう賞を行っている。そのほか、クラブ活動の体験発表、意見交換等を行うための機会を設けるため、各婦人少年室及び都道府県が主体となりクラブ体験等発表会を開催している。

なお、昭和54年度末では全国の勤労青少年ホームで4,776クラブが活動している(表51)。

(ロ) 勤労青少年ジャンボリー大会の開催

勤労青少年ホーム利用者の広域的な交流を図るため、昭和51年度から「勤労青少年ジャンボリー大会」を開催している。これは全国を北海道、東北、北関東・新潟、南関東・甲信、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州の10ブロックに分け、ブロック内の勤労青少年ホーム利用者によるレクリエーション交流会で、昭和54年度は約2,600名が参加した。

(ハ) 勤労青少年生活設計講座の開催

勤労青少年がその生活の充実と発展を図るうえにおいて、各方面の学識経験者の指導、援助が必要であることにかんがみ、「勤労青少年生活設計講座」を勤労青少年ホームにおいて開催している。

昭和54年度は47箇所で開催された。

(一) 勤労青少年教養講座の開催

勤労青少年の職業生活の充実及び社会人としての資質の向上に資するため、勤労青少年ホームにおいて教養講座を開催し、勤労青少年がその職業生活の向上に関連する知識・技能の修得を促進している。昭和54年度は全国215箇所で開催された。

ホ 勤労青少年スポーツ活動の振興

スポーツ活動は、勤労青少年の心身のバランスのとれた成育を促すうえから、また、余暇の健全な活用のうえからも重要であるが、勤労青少年は同世代の在学青少年に比べ、スポーツ活動をする機会に恵まれていない。このため、スポーツ活動の振興を図り、スポーツ活動の日常化を促進するため、勤労青少年ホームにおいて「勤労青少年スポーツ教室」を開催するとともに、長野県富士見高原において「全国10マイルマラソン大会」を実施している。

「勤労青少年スポーツ教室」の種目は卓球、バドミントン、バレーボール、テニス、ソフトボール等、実施希望の強い種目のなかから実施可能な種目を選び基本的な解説及び実技指導を行っており、昭和54年度は全国194箇所で開催された。

「全国勤労青少年10マイルマラソン大会」は昭和55年で第7回を迎え、全国から266名の出場選手が集まり6月1日実施された。

なお、昭和54年度から「勤労青少年スポーツ交流会」を新たに開催している。これは全国を北海道、東北、北関東・新潟、南関東・甲信、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州の10ブロックに分け、ブロック内の勤労青少年ホーム利用者によるスポーツ交流会で、種目はバレーボール、卓球、バドミントン、ソフトボール、水泳、スキー等のうちから1種目を選んで実施しており、昭和54年度は約2,500名が参加した。

(2) 勤労青少年指導者の養成、確保に関する施策

勤労青少年の健全な育成を促すうえで、勤労青少年の職場内外の生活について適切な指導・援助を行う指導者の果たす役割は重要である。このため優秀な勤労青少年指導者の養成に努めるとともに、その効果的な活動を促進している。

イ 勤労青少年指導者大学講座の実施

「勤労青少年指導者大学講座（昭和51年4月開設，教育期間1年間）は、勤労青少年の余暇活動等に関し、勤労青少年や各種指導者を指導する専門的技術的資質を備えた指導者の養成を目的としており、修了者は地方公共団体や公共の施設等で活躍している。講座は、新規大学卒業者や地方公共団体の職員等に対し、受講手当を支給し、青少年問題，労働問題，時事問題，職場適応問題，余暇問題，組織管理論，相談・指導技術など広範囲にわたる講義研修のほか、勤労青少年ホームと企業における実地研修を行っており、昭和54年度は4期生15名（定員）が修了した。

ロ 勤労青少年ホーム指導員資格講習会の開催（勤労青少年福祉法第16条関係）

勤労青少年ホーム指導員は、勤労青少年ホームにおいて、勤労青少年のレクリエーション、グループ活動等の積極的余暇活動に関する指導や生活・職業相談等に当たる職員である。労働省では、勤労青少年ホーム指導員に必要な資格を付与するとともに、その資質向上を図るため、「勤労青少年ホーム指導員資格講習実施要綱（昭和48年5月）」に基づき、勤労青少年ホーム指導員資格講習会を毎年実施しており、昭和55年度は133名（昭和54年度124名）が修了した。

ハ 勤労青少年福祉推進者講習会の開催（勤労青少年福祉法第13条関係）

勤労青少年福祉推進者は、勤労青少年福祉法に基づき、20歳未満の勤労青少年を常時20人以上雇用している事業場ごとに事業主が選任するもので、勤労青少年の職場適応や労働条件、技能の習得、職業生活等、職業、職場に

関する問題についての相談・指導、レクリエーション等の事項を担当し、勤労青少年の福祉増進のための中核的役割を果たすものであるが、その資質向上を図るため、労働省が策定した実施要領に基づき、昭和46年度から各都道府県が中心となり、「勤労青少年福祉推進者講習会」を実施している。

講習は「勤労青少年福祉推進者講習教科基準」により、教科及び時間数が定められており、講習の課程は一般課程及び研究課程からなっている。一般課程は新たに選任された推進者又は選任予定者に対し、できるだけ早期に基礎的な知識、技法を講義を主体にして実施している。研究課程は原則として一般課程の修了者で、推進者の業務に若干の期間従事した者に対し、その業務遂行上の問題点を中心として追指導を行うものである。昭和54年度の勤労青少年福祉推進者講習会修了者は一般課程855名、研究課程317名であった。なお、昭和55年4月1日現在、全国の13,560事業場に19,464名の勤労青少年福祉推進者が置かれている(表52)。

二 勤労青少年福祉員の活動への援助

勤労青少年福祉員は、勤労青少年の福祉増進のために中小企業団体が選任するもので、余暇の有効活用、職場適応の促進、労働条件の改善等について相談・指導に当たるものである。

本制度は昭和33年「年少労働者福祉員制度」として発足したもので、以来、労働省では中小企業に働く年少労働者の保護と福祉増進を図るため、中小企業団体に対してその設置の勧奨を行ってきたが、情勢の変化に対応して昭和52年4月、制度の改正を行い、名称を「勤労青少年福祉員」と改め、対象者を従来の年少労働者(18歳未満)から、おおむね25歳未満の勤労青少年に広げ、更に役割も従来の保護・福祉の推進だけではなく、積極的余暇活動、職場適応等の分野をも含むものとしたものである。

勤労青少年福祉員に対しては労働大臣から奨励状を交付しており、また、連絡協議会・研究講習会等の開催、資料提供等により勤労青少年福祉員の自主的、積極的活動のための援助を行っている。昭和55年12月1日現在、全国の2,381の中小企業団体に3,586名の勤労青少年福祉員が置かれて

いる（表５２）。

ホ 婦人少年室協助手員及び婦人少年室特別協助手員制度の活用

婦人少年室協助手員（昭和２８年労働省訓令第３号により設置）及び婦人少年室特別協助手員（昭和４５年労働省訓令第２号により設置）は、社会的信望があり、婦人・青少年問題に深い理解と関心を持つ者から労働大臣が委嘱するもので、勤労青少年関係では労働条件、職場環境、余暇の活用に関する相談・指導等に当たっており、昭和５５年４月１日現在、婦人少年室協助手員２、９１０名、婦人少年室特別協助手員１３９名が置かれている。

ヘ 勤労青少年福祉シンポジウムの開催

全国の勤労青少年ホーム館長、勤労青少年福祉推進者、勤労青少年福祉員等の勤労青少年福祉関係者が一堂に会し、勤労青少年の福祉の向上や健全な育成に関する諸問題について、総合的に研究討議を行うとともに広く意見を交換して相互の理解と連携を深めるため、昭和４７年度から「勤労青少年福祉シンポジウム」を開催している。昭和５５年度は１０月２９日東京都千代田区日経ホールにおいて、約６００名の参加者により「伸ばそう若い力ー明日を担う働く青少年ー」をテーマとして開催された。

(3) 年少労働者の保護に関する施策

労働基準法では、原則として満１５歳に達しない児童の就労を禁止するとともに、満１５歳以上１８歳未満の年少者については、いまだ発育過程にあるため、健康上、風紀上、危険防止のうえから「時間外、休日、深夜」労働を禁止し、また、危険有害業務への就労を禁止するなどの保護規定を設けている。特に最近の就業構造の変化等による労働者の就労形態や労働条件の多様化の進行している中で、問題のある業種等について、労働条件の向上に関する指導啓発と実情は握るために、事業主に対する説明会、年少労働者の座談会、実態調査等を実施している。

昭和５４年度は、前年度に引き続き、昭和５２年度に実施した「中学生・高校生のアルバイト実態調査」の結果、特に問題の多い休日・労働時間・安全衛生教育等労働基準法等の規定に低触する労働条件の改善を図るため、中

学生・高校生のアルバイト就労に関する指導啓発を行うことを重点的に実施した。このため、全国の婦人少年室においては、アルバイト雇用事業主等に対する説明会、学校の生活指導担当教師との懇談会等各種会合を開催するとともに、報道機関を通じての広報活動、リーフレット「高校生などをアルバイトとして雇用する事業主の皆さんへ」の配布、事業主団体あるいは教育委員会に対し、事業主あるいは生徒に対する指導を要請する文書を送付するなど指導啓発を行った。

表 50 年度別，都道府県別，勤労青少年ホーム設置状況

区分	昭和 52	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	計
北海道							1			3	3	2	2	1	2	1	2	2	1	2	1	2	2	2	29
青森								1		1					2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
岩手												2	2	2	2	2	3	2	2	1	1	1	1	1	20
宮城								1				1	2	2	1	2	2	1	1	2	1	1	2	1	18
秋田				1				1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	2	1	1	1	1	10
山形										1	1	1	1	1	1	2	1	1						1	8
福島								1			1	1	1	1	1	2	1	1		1		1	1	1	11
茨城									1		2	1	1	1	2	2	1	1	1		1	1	1	1	13
栃木									1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	14
群馬										(1)	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1			8
埼玉						1					1	1	1	1	2	2	1	2	1	1		1	2		15
千葉県						1			1	1	1	1			1		2	1	1	1					9
東京都																									0
神奈川県													1												1
新潟								1	1	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	19
富山											1	1	1	1	1	1	2	1	1			1	1		13
石川								1		1		1	1	1	1	1									7
福井								1									1	1	1	1	1	1	2		9
山梨															1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	5
長野								1					1		1	2	1	3	2	1	2	1	1	1	16
岐阜						1					1		1	1	1	1	1	1	1	1		1	1		8
静岡県							1			2	1	2	1	1	1	2	1			1	1	1	1	1	16
愛知県									1	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		11
三重							1				1	1	1	1	1	1	1								5

表 5 1 勤労青少年ホーム利用状況

(その1) 登録人員

(昭和54年度末現在)

区 分	計		男		女	
	人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比
計	258,017 ^人	100.0 [%]	104,045 ^人	100.0 [%]	153,972 ^人	100.0 [%]
15歳以上20歳未満	39,306	15.2	14,230	13.7	25,076	16.3
20歳以上25歳未満	164,801	63.9	59,082	56.8	105,719	68.7
25歳以上	53,910	20.9	30,733	29.5	23,177	15.0
男女別構成比	100.0(%)		40.3		59.7	

(備考) 集計ホーム数403(昭和53年度末までに開館し、昭和54年度の全期間を通じて利用に供されたホーム等で市町単独で設置されたホーム及び類似施設25所を含む)。

1ホーム当たり登録人員640人

労働省婦人少年局調べ

(その2) 内容別利用延人員及び構成比の推移

内 容	延 人 員 (人)			
	昭和50年度	5 1	5 2	5 3
計	6,840,246	7,046,761	6,868,894	6,871,968
ホーム主催行事	2,058,914	1,518,043	1,556,269	1,672,524
講座・教室				
その他				
クラブ活動等団体利用	1,744,263	2,551,889	2,132,198	2,152,037
クラブ活動		1,763,366	1,884,633	2,003,243
その他		788,523	247,565	148,795
個別利用	3,037,069	2,976,829	3,180,427	3,047,407
体育室	1,029,566	981,258	1,121,767	1,148,880
娯楽談話室	665,118	743,874	782,931	689,292
音楽室	215,632	208,205	215,552	181,568
図書室	151,854	141,615	141,821	139,300
和室	127,557	138,335	152,724	158,655
その他の室	847,342	763,542	765,632	729,712

(その3) 昭和54年度年間利用者階級別勤労青少年ホーム数

利用者数	計	3,000人	3,000	5,000	10,000	15,000	20,000	30,000	50,000人
		未 満	～5,000 人未 満	～10,000 人未 満	～15,000 人未 満	～20,000 人未 満	～30,000 人未 満	～50,000 人未 満	以 上
勤労青少年 ホーム数	403	8	22	88	104	74	75	25	14
構 成 比 (%)	100.0	2.0	5.5	20.6	25.8	18.4	18.1	6.2	3.5

(備考) 1ホーム当たり平均利用延人員
 年間 17,309人
 月間 1,442人
 1日 58人

労働省婦人少年局調べ

5 4	構 成 比 (%)				
	昭和50年度	5 1	5 2	5 3	5 4
6,975,440	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1,727,293	30.1	21.5	22.7	24.3	24.8 (100.0)
1,254,465 { 472,828	25.5	36.2 (100.0)	31.0 (100.0)	31.3 (100.0)	32.9 (100.0)
2,292,591		(30.9)	(11.6)	(6.9)	(8.6)
2,095,404	44.4 (100.0)	42.3 (100.0)	46.3 (100.0)	44.4 (100.0)	42.4 (100.0)
1,030,942	(33.9)	(33.0)	(35.3)	(37.7)	(34.9)
677,018	(21.9)	(25.0)	(24.6)	(22.6)	(22.9)
182,589	(7.1)	(7.0)	(6.8)	(6.0)	(6.2)
130,357	(5.0)	(4.8)	(4.4)	(4.6)	(4.4)
141,303	(4.2)	(4.6)	(4.8)	(5.2)	(4.8)
793,347	(27.9)	(25.6)	(24.1)	(23.9)	(26.8)

労働省婦人少年局調べ

(その4) クラブ活動内容別利用状況(昭和54年度)

活動内容		クラブ数		利用延回数	利用延人員	
		実数	構成比 [%]		人員	構成比 [%]
ス ポ ー ツ	卓球	360	7.5	21,898	231,935 ^人	11.1 [%]
	バドミントン	207	4.3	11,387	157,064	7.5
	バレーボール	205	4.3	9,449	133,314	6.4
	テニス	161	3.4	7,706	98,328	4.7
	空手	103	2.2	7,001	63,752	3.0
	バスケットボール	64	1.3	2,724	34,817	1.7
	少林寺拳法	53	1.1	3,328	42,213	2.0
	柔道・剣道	51	1.1	2,754	34,227	1.6
	ソフトボール	36	0.8	1,048	13,533	0.6
	野球	30	0.6	803	7,127	0.3
	サッカー	18	0.4	760	6,454	0.3
	体操	16	0.3	1,044	12,642	0.6
	弓・アーチェリー	16	0.3	497	4,396	0.2
	各種武道	17	0.4	762	6,171	0.3
その他のスポーツ	25	0.5	2,071	15,174	0.7	
スポーツ愛好	22	0.5	715	9,846	0.5	
小計		1,384	29.0	73,947	870,993	41.6
野 外 レ ク	登山	66	1.4	1,895	21,024	1.0
	ハイキング	36	0.8	1,147	12,286	0.6
	スキー	25	0.5	449	5,576	0.3
	その他の野外レク	22	0.5	719	5,419	0.3
	レク愛好	67	1.4	1,804	18,253	0.9
小計		216	4.5	6,014	62,558	3.0

活動内容		クラブ数		利用延回数	利用延人員	
		実数	構成比		人員	構成比
ダンス	社交ダンス	314	6.6%	16,064	286,949人	13.7%
	フォークダンス	63	1.3	2,580	32,789	1.6
	スクエアダンス	14	0.3	742	10,453	0.5
	日本舞踊	12	0.3	372	3,897	0.2
	民舞	11	0.2	413	3,784	0.2
	その他のダンス・パレー	11	0.2	378	3,949	0.2
	小計	425	8.9	20,549	341,821	16.3
美術	絵画	103	2.2	3,832	27,206	1.3
	七宝焼	37	0.8	1,065	6,857	0.3
	陶芸	25	0.5	992	9,039	0.4
	その他の美術	22	0.5	572	4,615	0.2
	美術愛好	6	0.1	136	877	0.0
	小計	193	4.0	6,597	48,594	2.3
教養	書道	85	1.8	2,913	31,308	1.5
	英会話	43	0.9	1,461	10,923	0.5
	ペン習字	25	0.5	752	9,560	0.5
	学習会(勉強会)	24	0.5	515	3,370	0.2
	読書会	14	0.3	260	2,890	0.1
	各種研究会	12	0.3	287	1,627	0.1
	その他の教養	18	0.4	387	2,166	0.1
	小計	221	4.6	6,575	61,844	3.0
家政	茶道	162	3.4	5,621	46,405	2.2
	華道	126	2.6	4,542	56,346	2.7
	料理	122	2.6	3,867	45,746	2.2
	着物着付	35	0.7	914	9,213	0.4
	和裁	19	0.4	732	5,917	0.3
	洋裁	12	0.3	498	3,976	0.2
	編物	14	0.3	324	1,987	0.1
	その他の家政	9	0.2	199	1,618	0.1
	小計	499	10.5	16,697	171,208	8.2

活動内容		クラブ数		利用延回数	利用延人員	
		実数	構成比		人員	構成比
音 楽	バンド	365	7.6%	16,438	138,446人	6.6%
	ギター	148	3.1	5,719	37,315	1.8
	コーラス	89	1.9	3,341	36,554	1.7
	フォークソング	85	1.8	3,563	23,302	1.1
	民謡	19	0.4	622	5,917	0.3
	マンドリン	12	0.3	543	5,270	0.3
	その他の音楽器楽	29	0.6	940	7,294	0.3
	音楽愛好	84	1.8	2,778	20,889	1.0
小計		851	17.4	33,944	274,987	13.1
趣 味	写真	100	2.1	2,872	15,575	0.7
	人形劇	45	0.9	1,910	13,129	0.6
	演劇	42	0.9	1,956	14,991	0.7
	囲碁・将棋	32	0.7	1,135	9,114	0.4
	旅行	29	0.6	848	7,992	0.4
	フラワーデザイン	22	0.5	694	5,543	0.3
	手芸	22	0.5	607	3,406	0.2
	アマチュア無線	17	0.3	558	4,397	0.2
	詩吟	14	0.3	507	3,541	0.2
	映画	11	0.2	274	1,965	0.1
その他の趣味	107	2.2	3,876	24,037	1.1	
小計		441	9.2	15,237	103,690	4.9
ボランティア(手話・点字等)		114	2.4	3,444	31,333	1.5
スポーツ・親睦等総合クラブ		197	4.1	7,464	87,308	4.2
内容不明		255	5.4	5,538	41,068	2.0
合計		4,776	100.0	19,6006	2,095,404	100.0

(備考) ① 1ホーム当たり平均クラブ数 12クラブ

② 1回当たり平均利用人員 11人

労働省婦人少年局調べ

表52 勤労青少年福祉員の設置状況及び勤労青少年福祉推進者制度の推進状況

都道府県	勤労青少年福祉員（昭55.12.1現在）				勤労青少年福祉推進者（昭55.4.1現在）			
	福祉員設置 団体数	福祉員数	地区別 組織数	全県組織	推進者設置 事業場数	推進者数	地区別 組織数	全県組織
北海道	105	132	6	○	198	266		○
青森	63	79	6	○	50	59		
岩手	26	28		○	106	153		○
宮城	15	67			147	176		○
秋田	45	64		○	80	106		○
山形	36	36		○	119	121	2	
福島	51	66		○	133	201		
茨城	57	68		○	256	498	4	
栃木	79	93	1		409	742		○
群馬	82	111	1		226	381	6	
埼玉	30	90			322	628		○
千葉	15	65			488	652		
東京都	49	332		○	3,203	3,203		○
神奈川県	48	134			1,255	2,154	9	
新潟	60	75			541	860	15	
富山	72	77		○	52	58		
石川	60	62		○	89	127		
福井	31	37		○	90	97		
山梨	19	19			51	76		
長野	51	66		○	211	338	6	○
岐阜	81	115	1	○	204	298		
静岡県	47	62		○	466	659	3	
愛知県	99	166		○	1,172	1,435	4	
三重	60	70	11	○	98	144		
滋賀	36	42		○	80	136		
京都	21	59			187	580		
大阪	57	145		○	771	1,460		
兵庫県	112	122		○	487	1,058	4	
奈良	39	61		○	33	33		
和歌山	35	43			137	158		
鳥取	30	38		○	43	59		
島根	33	48		○	26	38		
岡山	64	76		○	140	194		
広島	82	125		○	213	288	2	○
山口	79	95		○	205	267	2	
徳島	35	38	1	○	45	64		
香川県	27	35		○	122	142		
愛媛	43	53		○	93	122	4	○
高知	26	28		○	18	19		
福岡	76	116	2		401	532	8	○
佐賀	31	34			56	57		
長崎	41	42	1	○	87	94		
熊本	80	86		○	102	178		
大分	28	31			162	238	1	
宮崎	34	37		○	98	148		○
鹿児島	56	81	1	○	70	89		○
沖縄	35	37		○	58	78		
計	2,381	3,586	31	34	13,560	19,464	70	13

労働省婦人少年局調べ

参 考 資 料

- 1 勤労青少年福祉法
- 2 勤労青少年福祉対策基本方針に関する公示
- 3 勤労青少年ホーム一覧
- 4 有給教育訓練休暇奨励給付金
- 5 勤労青少年ホーム災害補償保険制度

参 考 資 料

1 勤労青少年福祉法 昭和45・5・25法律第98号 改正 昭和53・5・8法律第40号

目 次

第1章 総則（第1条－第5条）

第2章 勤労青少年福祉対策基本方針等（第6条・第7条）

第3章 福祉の措置（第8条－第14条）

第4章 福祉施設（第15条－第17条）

第5章 雑則（第18条－第20条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、勤労青少年の福祉に関する原理を明らかにするとともに、勤労青少年について、職業指導の充実、職業訓練の奨励、福祉施設の設置等の措置を計画的に推進し、もって勤労青少年の福祉の増進を図ることを目的とする。

（基本的理念）

第2条 すべて勤労青少年は、心身の成長過程において勤労に従事する者であり、かつ、特に将来の産業及び社会をになう者であることにかんがみ、勤労青少年が充実した職業生活を営むとともに、有為な職業人としてすこやかに成長するように配慮されるものとする。

第3条 勤労青少年は、勤労に従事する者としての自覚をもち、みずからすすんで有為な職業人として成育するように努めなければならない。

（関係者の責務）

第4条 事業主は、その雇用する勤労青少年の福祉を増進するように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、勤労青少年の福祉を増進するように努めなけれ

ばならない

- 3 事業主がその雇用する勤労青少年の福祉の増進のための措置を講じ、又は国若しくは地方公共団体が勤労青少年の福祉の増進のための施策を講ずるにあたっては、事業主又は国若しくは地方公共団体は、その措置又は施策を通じて、前2条に規定する基本的理念が具現されるように配慮しなければならない。

(勤労青少年の日)

- 第5条 ひろく国民が勤労青少年の福祉についての関心と理解を深め、かつ、勤労青少年がみずからすすんで有為な職業人としてすこやかに成育しようとする意欲をたかめるため、勤労青少年の日を設ける。
- 2 勤労青少年の日は、7月の第3土曜日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、勤労青少年の日において、その日の趣旨にふさわしい事業が実施されるように努めなければならない。

第2章 勤労青少年福祉対策基本方針等

(勤労青少年福祉対策基本方針)

- 第6条 労働大臣は、勤労青少年の福祉に関する施策の基本となるべき方針(以下「勤労青少年福祉対策基本方針」という。)を定めるものとする。
- 2 勤労青少年福祉対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。
 - ① 勤労青少年の職業生活の動向に関する事項
 - ② 勤労青少年の福祉の増進について講じようとする施策の基本となるべき事項
- 3 勤労青少年福祉対策基本方針は、勤労青少年の労働条件、意識並びに地域別、産業別及び企業規模別の就業状況等を考慮して定められなければならない。
- 4 労働大臣は、勤労青少年福祉対策基本方針を定めるにあたっては、あらかじめ、婦人少年問題審議会の意見をきくほか、都道府県知事の意見を求めるものとする。
- 5 労働大臣は、勤労青少年福祉対策基本方針を定めたときは、遅滞なく、

その概要を公表するものとする。

6 前2項の規定は、勤労青少年福祉対策基本方針の変更について準用する。
(都道府県勤労青少年福祉事業計画)

第7条 都道府県知事は、勤労青少年福祉対策基本方針を参酌して、当該都道府県における勤労青少年の福祉に関する事業の基本となるべき計画(以下「都道府県勤労青少年福祉事業計画」という。)を策定するように努めなければならない。

2 都道府県知事は、都道府県勤労青少年福祉事業計画を定めるにあたって必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内の市町村の長の意見をきくものとする。

3 前条第2項、第3項及び第5項の規定は、都道府県勤労青少年福祉事業計画の策定について、同条第5項及び前項の規定は、都道府県勤労青少年福祉事業計画の変更について準用する。この場合において、同条第5項中「労働大臣」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

第3章 福祉の措置

(職業指導等)

第8条 職業安定機関は、勤労青少年がその適性、能力、経験、技能の程度等にふさわしい職業を選択することを促進するため、勤労青少年その他関係者に対して雇用情報、職業に関する調査研究の成果等を提供し、勤労青少年の特性に適応した職業指導を行なう等必要な措置を講ずるものとする。

第9条 職業安定機関は、勤労青少年が職業に適応することを容易にするため、その就職後においても、勤労青少年その他関係者に対して、相談に応じ、及び必要な指導を行なうことができる。

第10条 職業安定機関の長は、必要に応じ、勤労青少年が職業に適応することを容易にするため、勤労青少年その他関係者に対して、相談に応じ及び必要な指導を行なうことを当該業務について熱意と識見を有する者に委託することができる。

(職業訓練に関する啓もう宣伝等)

第11条 国、都道府県及び雇用促進事業団は、勤労青少年が職業に必要な技能（これに関する知識を含む。）を習得することを促進するため、勤労青少年その他関係者に対して、職業訓練に関する啓もう宣伝を行なう等必要な措置を講ずるように努めなければならない。

（職業訓練又は教育を受ける勤労青少年に対する配慮）

第12条 事業主は、その雇用する勤労青少年が職業訓練法（昭和44年法律第64号）第10条に規定する準則訓練又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条に規定する高等学校の定時制の課程若しくは通信制の課程等で行う教育を受ける場合は、当該勤労青少年が職業訓練又は教育を受けるために必要な時間を確保することができるような配慮をするように努めなければならない。

○本条……一部改正（昭和53・5法律40号附則17条）

（勤労青少年福祉推進者）

第13条 事業主は、その雇用する勤労青少年が職場に適応することを容易にするため、事業場ごとに、必要な指導、相談、レクリエーション等の事項を担当する者（以下「勤労青少年福祉推進者」という。）を選任するように努めなければならない。

2 前項の事業場の範囲及び勤労青少年福祉推進者の資格に関する事項は、労働省令で定める。

（余暇の有効活用）

第14条 国及び地方公共団体は、勤労青少年の勤労による疲労の回復とすこやかな育成に資するため、勤労青少年の勤労の余暇の有効な活用に必要なレクリエーションその他の事業が実施されるように努めるとともに、勤労青少年の健全なクラブ活動を援助する等必要な措置を講ずるように努めなければならない。

第4章 福祉施設

（勤労青少年ホーム）

第15条 地方公共団体は、必要に応じ、勤労青少年ホームを設置するように

努めなければならない。

- 2 勤労青少年ホームは、勤労青少年に対して、各種の相談に応じ、及び必要な指導を行ない、並びにレクリエーション、クラブ活動その他勤労の余暇に行なわれる活動のための便宜を供与する等勤労青少年の福祉に関する事業を総合的に行なうことを目的とする施設とする。
- 3 労働大臣は、勤労青少年ホームの設置及び運営についての望ましい基準を定めるものとする。

(勤労青少年ホーム指導員)

第16条 勤労青少年ホームには、勤労青少年に対する相談及び指導の業務を担当する職員(以下「勤労青少年ホーム指導員」という。)を置くように努めなければならない。

- 2 勤労青少年ホーム指導員は、その業務について熱意と識見を有し、かつ、労働大臣が定める資格を有する者のうちから、選任するものとする。

(雇用促進事業団が設置する施設)

第17条 雇用促進事業団は、雇用促進事業団法(昭和36年法律第116号)第19条第1項第5号の福祉施設のうち、勤労青少年に係るものの設置及び運営を行なうにあたっては、勤労青少年の職業生活の動向及び生活の実態に即応するように配慮しなければならない。

第5章 雑 則

(国の助言等)

第18条 国は、勤労青少年の福祉を増進するための事業を推進するために必要な助言、指導その他の援助を行なうように努めなければならない。

(調査等)

第19条 労働大臣は、勤労青少年福祉対策基本方針を定めるについて必要な調査を実施するものとする。

- 2 労働大臣は、この法律の施行に関し、関係行政機関の長に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。
- 3 労働大臣は、この法律の施行に関し、都道府県知事から必要な調査報告

を求めることができる。

(船員に関する特例)

第20条 船員職業安定法(昭和23年法律第130号) 第6条第1項に規定する船員及び同項に規定する船員になろうとする者に関しては、第6条第1項、同条第4項(同条第6項において準用する場合を含む。)、同条第5項(同条第6項及び第7条第3項において準用する場合を含む。)、第7条第3項及び第19条中「労働大臣」とあるのは「運輸大臣」と、第6条第4項(同条第6項において準用する場合を含む。) 中「婦人少年問題審議会」とあるのは「船員中央労働委員会」と、第13条第2項中「労働省令」とあるのは「運輸省令」とする。

附 則 (抄)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 53・5・8 法律第40号) (抄)

第1条 この法律は、昭和53年10月1日から施行する。

2 勤労青少年福祉対策基本方針に関する公示

勤労青少年福祉法（昭和45年法律第98号）第6条第1項の規定に基づき、勤労青少年福祉対策基本方針を次のように定めたので、同条第5項の規定により公示する。

昭和51年6月7日

労働大臣 長谷川 峻

勤労青少年福祉対策基本方針

（全文略、以下にその概略を示す）

勤労青少年福祉対策基本方針概要

第1 勤労青少年の職業生活の動向に関する事項

1 職業生活に関する動向

(1) 勤労青少年人口の推移と雇用の動向

15歳から24歳までの勤労青少年人口は、青少年人口の絶対数の減少、進学率の上昇から、昭和50年の818万人から、昭和55年には約700万人に減少するものと考えられる。

なお、勤労青少年については、今後も労働力需要超過の状況が続くものと予想され、また、都市へ集中する傾向は、弱まりながらも引き続き続くものと考えられる。

(2) 職場生活の動向

進学率の上昇から、大学卒業者のグレーカラー職種等幅広い職業への進出が予想される等、勤労青少年の職業分野の変化や職務内容の変化が続くと予想される。

このような状況下で、学校卒業後かなりの期間にわたり、安定した職業生活の確立に至らない者が少なくない。

(3) 余暇活動に関する動向

週休2日制の普及、労働時間の短縮が進み、余暇時間が増大し、勤

労青少年も余暇活動を重視しているにもかかわらず、実際には余暇は十分積極的に活用されていない。

2 勤労青少年の職業生活をめぐる諸問題

(1) 職業不適応と離転職に関する諸問題

高学歴化の進行、勤労青少年の職業観の変化などから、適正な職業選択が従来にも増して必要となる。実際には、職場に対する不適応、都市生活に対する不適応などから安易な離転職が見られるなど勤労青少年の職業生活の安定、充実のために好ましくないと考えられる。

(2) 余暇活動に関する諸問題

余暇活動に関する諸問題としては次の4点があげられる。

- ① 勤労青少年のための公共余暇施設は十分でない。特に、大都市について、その傾向が強い。
- ② 適切な助言や指導を行う指導者が不足している。
- ③ 勤労青少年の日常のスポーツ活動が十分でない。
- ④ 勤労青少年のうちには、仲間に恵まれない者が少なくない。

第2 勤労青少年の福祉増進に関する基本的施策

1 勤労青少年福祉に関する気運の高揚

勤労青少年の福祉の増進について、地域の実情に応じて効果的な方法により、事業主、勤労青少年及び国民各層に対する指導啓発を行う。特に「勤労青少年の日」を中心として、諸事業を展開する。

2 職業選択の適正化と職業適応に関する措置

大学卒業者を含め、勤労青少年が正しい自己理解と十分な職業情報に基づいて適切な職業選択を行い得るよう、職業安定機関と学校その他関係機関との連携体制を強化し、職業指導、職業相談の充実努める。

3 職業訓練の奨励

大学卒業者を含め勤労青少年が、学歴、職歴、性別などにこだわらずに能力の開発向上をはかり得るよう、職業訓練制度の充実と職業訓練の奨励に努める。また技能を尊重し、正しく評価する気運の高揚に努める。

4 企業内における福祉対策の推進

(1) 勤労青少年福祉推進者制度の充実

勤労青少年福祉推進者の未選任事業場に対する選任勧奨、講習会等による資質の向上をはかる他、事業主に対して必要な指導啓発を行う。

(2) 職場環境の整備

事業主に対し、作業環境の整備、安全衛生教育の充実等職場環境の整備、向上について指導する。

5 健全な余暇活動の推進

(1) 福祉施設の整備

勤労青少年の日常における健全な余暇活動のための施設として、勤労青少年ホーム、勤労青少年体育施設の増設に努める。特に大都市における設置を推進する。勤労青少年ホームの施設内容については、スポーツ関係施設の充実に重点をおくものとする。

(2) 指導者の育成

勤労青少年の余暇活動を中心とする指導助言に当たる指導者の養成確保、特に専門的な指導者の養成配置に努める。

(3) スポーツ活動の振興

スポーツ講習会の実施等により、初心者に対する指導と、マラソン等簡易スポーツの普及に努め、勤労青少年のスポーツ活動の日常化を図る。

(4) クラブ活動の振興

勤労青少年が仲間づくりを進めるうえでの有効な方法としての活動の指導、援助を行う。また、勤労青少年が、地域内または他地域の仲間と広く接するよう、クラブ相互間の交流を促進する。

3 勤労青少年ホーム一覧

都道府県名	ホーム名	所在地	電話番号	休館日
北海道	札幌市中央 勤労青少年ホーム	〒060 札幌市中央区南4条東4丁目	011-241-8439	月曜日
	滝川市	〒073 滝川市本町 5-3-31	0125-23-2801	日曜日
	根室市	〒087 根室市弥生町 2-5	01532-3-4747	日曜日
	帯広市	〒080 帯広市西7条南 8-1	0155-23-4893	日曜日
	小樽市	〒047 小樽市緑町 1-9-4	0134-24-0909	日曜日
	室蘭市	〒050 室蘭市東町 1-20-27	0143-44-1135	日曜日
	旭川市	〒070 旭川市常盤公園内	0166-22-3224	日曜日
	札幌市円山	〒060 札幌市中央区北8条西24丁目	011-631-7647	水曜日
	稚内市	〒097 稚内市大黒町 3-4-30	01622-3-3643	金曜日
	北見市	〒090 北見市常盤町 2-1-68	0157-23-4255	日曜日
	苫小牧市	〒053 苫小牧市旭町 3丁目 1-12	0144-33-4525	月曜日
	深川市	〒074 深川市 4条 18-2	01642-3-4549	水曜日
	札幌市アカシア	〒065 札幌市東区北22条東1丁目	011-752-7959	月曜日
	美唄市	〒072 美唄市西4条北2丁目	01266-4-4523	日曜日
	三笠市	〒068-21 三笠市若草町 280-2	01267-2-3542	月曜日
	岩見沢市	〒068 岩見沢市 5条西7丁目 4	0126-23-9235	日曜日
	札幌市ポプラ	〒062 札幌市白石区平和通 1-南10	011-862-6802	水曜日
	音更町	〒080-01 河東郡音更町柏寿台 1	01554-2-2263	
	網走市	〒093 網走市桂町 13	01524-3-3396	月曜日
	羽幌町	〒078-41 苫前郡羽幌町南7条 3-1	01646-2-1186	火曜日
	池田町	〒083 中川郡池田町西2条 1丁目	01557-2-5222	火曜日
	余市町	〒046 余市郡余市町大川町10丁目 6	01352-3-5939	日曜日
	増毛町	〒077-02 増毛郡増毛町大字暑寒沢村 25	01645-3-2427	月曜日
	札幌市豊平	〒062 札幌市豊平区豊平8条11丁目 4	011-823-5256	月曜日
	芽室町	〒082 河西郡芽室町東1条 8丁目 1	01556-2-0066	日曜日
	釧路市	〒084 釧路市鳥取南 7-2-20	0154-51-8456	日曜日

都道府県名	ホーム名	所在地	電話番号	休館日	
北海道	広尾町 勤労青少年ホーム	〒089-25 広尾郡広尾町字野塚989	01558-2-5061	月曜日	
	(岩内町) "	—	—		
	(浦河町) "	—	—		
	青森	※支笏湖勤労青少年 フレンドシップセンター	〒066-02 千歳市モラップ	01232-5-2055	年末年始
		八戸市 勤労青少年ホーム	〒031 八戸市沼館2-13-20	0178-22-8612	第2,4日曜日 第1,3,5月曜日
		青森市 "	〒030 青森市松原1-6-3	0177-35-1649	火曜日 祝日の翌日
		弘前市 "	〒036 弘前市五十石町7	0172-34-4361	月曜日
		三沢市 "	〒033 三沢市幸町1-7-5	01765-3-6257	第1,3,5月曜日 第2,4日曜日
		むつ市 "	〒039-51 むつ市大湊上町3-12	01752-4-2410	火曜日
		十和田市 "	〒034 十和田市西3番町2-12	01762-3-3286	木曜日
黒石市 "		〒036-03 黒石市大字内町24-1	01725-3-1612	火曜日 祝日の翌日	
五所川原市 "		〒037 五所川原市字栄町20	01735-4-3602	日曜日	
三戸町 "		〒039-01 三戸郡三戸町大字川守田 字関根4-1	01792-2-0173	第1,3,5水曜日 第2,4日曜日 祝日の翌日	
岩手	鯉ヶ沢町 "	〒038-27 西津軽郡鯉ヶ沢町大字舞 戸町字小夜51	01737-2-4705	日曜日	
	大間町 "	〒039-46 下北郡大間町大字大間字 大間平41-7	01753-7-4346	第1,3,5水曜日 第2,4月曜日	
	(野辺地町) "	—	—		
	盛岡市中央通 勤労青少年ホーム	〒020 盛岡市中央通3-11-15	0196-23-2701	月曜日	
	北上市 "	〒024 北上市幸町1-1	0197-63-5812	水曜日	
	宮古市 "	〒027 宮古市宮町3-2-3	01936-2-7712	水曜日	
	一関市 "	〒021 一関市田村町3-20	0191-23-7869	日曜日	
	花巻市 "	〒025 花巻市南川原町182-5	0198-23-4839	金曜日	
	大船渡市 "	〒022 大船渡市盛町中道下1	01922-7-4203	水曜日	
	陸前高田市 "	〒029-22 陸前高田市高田町字砂畑73	01925-5-2941	日曜日	
水沢市 "	〒023 水沢市字大鐘67-2	01972-4-2917	日曜日		
久慈市 "	〒032 久慈市川崎町1-66-49	01945-3-2320	日曜日		
江刺市 "	〒023-11 江刺市岩谷堂字下谷地27	01973-5-2111	日曜日		
遠野市 "	〒028-05 遠野市新町1-10	01986-2-4411	月末の火曜日		

都道府県名	ホーム名	所在地	電話番号	休館日
岩手	二戸町 勤労青少年ホーム	〒028-61 二戸市石切所字穴切 20	01952-3-4174	月曜日
	胆沢町 "	〒023-03 胆沢郡胆沢町小山字箱130	01974-7-0527	日曜日
	雫石町 "	〒020-05 岩手郡雫石町40地割字千刈田 5	01969-2-0611	日曜日
	東山町 "	〒029-03 東磐井郡東山町長坂字町裏 179	01914-7-2245	月曜日
	大東町 "	〒029-05 東磐井郡大東町摺沢字新右エ門土手 13-6	01917-5-3541	日曜日
	一戸町 "	〒028-53 二戸郡一戸町高善寺字大川鉢 24-9	01953-3-2111	金曜日
	紫波町 "	〒028-33 紫波郡紫波町日詰字西裏 54-1	01967-6-2344	日曜日
	盛岡市仙北 "	〒020 盛岡市仙北 2-4-13	0196-35-9355	日曜日
	(岩手町) "	—	—	—
	宮城	※釜石 勤労福祉センター	〒026 釜石市嬉石町 1-7-8	0193-24-2241
仙台市一番町 勤労青少年ホーム		〒980 仙台市一番町 2-1-4	0222-22-2319	水曜日
石巻市 "		〒986 石巻市中央 1-12-25	0225-23-0919	日曜日
古川市 "		〒989-61 古川市大柿千刈町 7	02292-3-2384	火曜日
白石市 "		〒989-02 白石市字益岡 9-1	02242-5-3720	第1,3,5水曜日 第2,4日曜日
塩釜市 "		〒985 塩釜市北浜 4-6-52	02236-4-6483	日曜日
名取市 "		〒981-12 名取市大手町 5-6-1	02238-2-0829	日曜日
仙台市卸町 "		〒983 仙台市卸町 2-12-9	0222-94-2409	水曜日
多賀城市 "		〒985 多賀城市鶴ヶ谷 1-6-2	02236-4-9747	日曜日
角田市 "		〒981-15 角田市字牛館 19-5	02246-3-2224	日曜日
岩沼市 "		〒989-24 岩沼市桜 2-8-30	02232-2-3394	日曜日
中新田町 "		〒981-42 加美郡中新田町四日市場字船橋 243	02296-3-5332	日曜日
鹿島台町 "		〒989-41 志田郡鹿島台町木間塚字小谷地 504-1	02295-6-2510	第1,3,5日曜日 第2,4月曜日
涌谷町 "		〒987-01 遠田郡涌谷町字下道 69	02294-2-3113	日曜日
桃生町 "		〒986-03 桃生郡桃生町城内字東嶺 164	02257-6-4565	月曜日
七ヶ浜町 "		〒985 宮城郡七ヶ浜町吉田浜字野山 5-9	022357- 3302	第1,3日曜日 第2,4,5月曜日
泉市 "		〒981-31 泉市野村字新桂島前 60	02237-4-0575	月曜日
山元町 "		〒989-22 亶理郡山元町浅生原字日向 12-1	02233-7-2949	
(亶理町) "		—	—	—

都道府県名	ホーム名	所在地	電話番号	休館日	
宮城県 秋田	柴田町 ★ 柴田郡柴田町大字船岡字 勤労青少年ホーム 館山19-1	〒989-16	02245-4-3411	火曜日	
	秋田県能代 勤労青少年ホーム	〒016 能代市青葉町 5-37	01855-2-3129	月曜日	
	大館市 "	〒017 大館市三の丸 60	0186-42-0872	日曜日	
	横手市 "	〒015 横手市城西町 1-1	01823-2-1507	水曜日	
	湯沢市 "	〒012 湯沢市佐竹町 4-52	01837-3-4950	木曜日	
	大曲市 "	〒014 大曲市大町 7-2	01876-2-1312	金曜日	
	本荘市 "	〒015 本荘市美倉町 30	01842-2-5425	日曜日	
	男鹿市 "	〒010-05 男鹿市船川港金川姫ヶ沢 150-4	0185-24-3381	日曜日	
	鹿角市 "	〒018-52 鹿角市花輪字扇の間 7-1	01862-3-6701		
	矢島町 "	〒015-04 由利郡矢島町七日町上山 寺 54-1	01845-6-2540		
	(仁賀保町) "	—	—		
山形	★ 秋田市 "	〒010 秋田市八橋片田添 83	0188-24-5377	第3日曜日	
	山形市 勤労青少年ホーム	〒990 山形市緑町 4-15-12	0236-23-0746	日曜日	
	上市市 "	〒999-31 上市市長清水字鞍掛 226-1	02367-2-0007	日曜日	
	長井市 "	〒993 長井市宮 1288-4	02388-3-2716	火曜日	
	南陽市 "	〒999-22 南陽市三間通 420-1	0238-43-5000	水曜日	
	寒河江市 "	〒991 寒河江市大字西根字石川西 533	02378-6-2192	火曜日	
	村山市 "	〒995-01 村山市大字大久保甲 610-2	02375-4-2320	第3日曜日	
	天童市 "	〒994 天童市大字老野森 2-6-2	02365-4-4520	火曜日	
	福島	いわき市平 勤労青少年ホーム	〒970 いわき市平谷川瀬字三十九町 10	0246-74-8647	第2,4,5日曜日 第1,3日曜日
		郡山市 "	〒963 郡山市麓山1-8-4	0249-34-1212	月曜日
二本松市 "		〒964 二本松市榎戸1-92	02432-3-5121	水曜日	
いわき市勿来 "		〒970 いわき市金山町朝日台 1	02466-3-2879	第1,3日曜日 第2,4,5日曜日	
喜多方市 "		〒966 喜多方市字舞台田 3119-1	02412-2-1403	第2,4,5日曜日 第1,3日曜日	
原町市 "		〒975 原町市三島町 2-45	02442-2-2047	第2,4,5日曜日 第1,3日曜日	
会津若松市 "		〒965 会津若松市城東町 14-52	02422-6-6661	月曜日	
本宮町 "		〒969-11 安達郡本宮町字矢来39-1	02433-3-4488	第2,4日曜日	
須賀川市 "		〒962 須賀川市大字和田字柏崎 44	02487-3-2387	月曜日	

都道府県名	ホーム名	所在地	電話番号	休館日	
福島	安達町 勤労青少年ホーム	〒 969-14 安達郡安達町油井字瀧石 ₃₋₁	02432-3-3721	第3日曜日	
	(鏡石町) "	—	—	—	
茨城	古河市 勤労青少年ホーム	〒 306 古河市幸町 3-42	0280-32-2197	木曜日	
	水戸市梅香 "	〒 310 水戸市梅香 1-2-20	0292-24-6600		
	勝田市 "	〒 312 勝田市中央町 14-2	0292-72-5883	日曜日	
	土浦市 "	〒 300 土浦市文京町 9-2	0298-22-7921	月曜日	
	那珂湊市 "	〒 311-12 那珂湊市中央 1-1-1	02926-3-1218	第2,4日曜日 第1,3,5水曜日	
	竜ヶ崎市 "	〒 301 竜ヶ崎市字光順田 1759	02976-2-1415	月曜日	
	水海道市 "	〒 303 水海道市栄町 2680-1	02972-3-0667	月曜日	
	日立市 "	〒 316 日立市末広町 1-1-2	0294-35-1466	月曜日	
	笠間市 "	〒 309-16 笠間市石井 349	02967-2-5333	第1,2,4,5日曜日 第3水曜日	
	水戸市五軒 "	〒 310 水戸市五軒町 1-2-12	0292-26-3161	月曜日	
	総和町 "	〒 306-02 猿島郡総和町大字北利根 ₁₀	02809-2-2505	火曜日	
	高萩市 "	〒 318 高萩市高浜町 1-42	02932-3-7177	月曜日	
	(石岡市) "	—	—	—	
	姦結城市 "	〒 307 結城市結城 196-1	02963-3-3192	日曜日	
	栃木	栃木市 勤労青少年ホーム	〒 328 栃木市日の出町 14-36	0282-22-3113	水曜日
		鹿沼市 "	〒 322 鹿沼市千手町 2609-1	0289-62-6945	日曜日
足利市 "		〒 326 足利市東砂原後町 1068-1	0284-41-3402	月曜日	
宇都宮市松原 "		〒 320 宇都宮市松原 3-1-5	0286-22-1296	日曜日	
佐野市 "		〒 327 佐野市大橋町 2048-3	0283- 3-2398	日曜日	
小山市 "		〒 323 小山市犬塚 428-1	0285-23-3402	日曜日	
大田原市 "		〒 324 大田原市美原町 3080-5	02872-2-6878	日曜日	
大平町 "		〒 328 下都賀郡大平町蔵井 2002	02824 - 5191	日曜日	
田沼町 "		〒 327-03 安蘇郡田沼町大字田沼884	02836-2-5610	日曜日	
今市市 "		〒 321-12 今市市平ヶ崎 160	0288-22-6211	火曜日	
黒磯市 "		〒 325 黒磯市上厚崎 640	02876-3-7410	日曜日	
壬生町 "		〒 321-02 下都賀郡壬生町大字安塚 南原 1079-3	02828-6-3044	日曜日	

都道府県名	ホーム名	所在地	電話番号	休館日
栃木	石橋町 勤労青少年ホーム	〒329-05 下都賀郡石橋町大字石橋 1567-5	02855-3-6543	月曜日
	宇都宮市東 "	〒321 宇都宮市今泉町3007	0286-63-3155	日曜日
群馬	高崎市 勤労青少年ホーム	〒370 高崎市並榎町123	0273-23-6732	日曜日
	前橋市 "	〒371 前橋市大渡町2-3-15	0272-52-0500	火曜日
埼玉	太田市 "	〒373 太田市下浜田1088-2	0276-46-0344	日曜日
	藤岡市 "	〒375 藤岡市藤岡854-2	02742-3-2564	日曜日
	吾妻郡 "	〒377-04 吾妻郡中之条町大字西中 之条字永田原135	0279-75-5174	月曜日
	沼田市 "	〒378 沼田市白岩町甲213	0278-4-0135	日曜日
	富岡市 "	〒370-33 富岡市田篠1238-7	02746-4-1309	金曜日
	川口市 勤労青少年ホーム	〒332 川口市本町2-4-5	0482-22-3570	日曜日
	埼玉県大宮 "	〒330 大宮市高鼻町4-130	0486-41-2656 42-4426	
	埼玉県川越 "	〒350 川越市三久保町18-3	0492-22-5241	日曜日
	埼玉県秩父 "	〒368 秩父市熊木町8-44	04942-3-2294	月末の土、日曜日
	埼玉県飯能 "	〒357 飯能市双柳429-1	04297-2-2113	
	埼玉県蕨 "	〒335 蕨市中央4-21-29	0484-32-4749	第1,3日曜日
	埼玉県新座 "	〒352 新座市北野2-15-1	0484-79-0717	
	埼玉県桶川 "	〒363 桶川市末広3-19-8	0487-28-3393	月末の日曜日
	埼玉県草加 "	〒340 草加市住吉2-2-8	0489-28-5550	
埼玉県和光 "	〒351 和光市新倉1-20-40	0484-65-4841	第1,3,5日曜日 第2,4土曜日	
埼玉県鴻巣 "	〒365 鴻巣市本町3-12-18	0485-42-8403	第1,3日曜日	
埼玉県三郷 "	〒341 三郷市大字谷口570	0489-53-1040		
白岡町 "	〒349-02 南埼玉郡白岡町大字小久 喜1227-1	04809-2-6000	水曜日	
吹上町 "	〒369-01 北足立郡吹上町大字明用 1230	0485-49-0777	日曜日 第1,3土曜日	
小川町 "	〒355-03 比企郡小川町大字腰越 43-3	04937-2-0331	月曜日	
	吉見町勤労青少年 ※フレンドシップセ ンター	〒355-01 比企郡吉見町大字黒岩 602	04935-4-2030	
	※川口市 青少年工業センター	〒332 川口市栄町3-7-1	0482-53-2882	月曜日
	※埼玉県本庄 勤労青少年ホーム	〒367 本庄市小島南1-8-2	0495-21-1684	日曜日

都道府県名	ホーム名	所在地	電話番号	休館日
埼玉	埼玉県狭山 勤労青少年ホーム	〒350-13 狭山市入間川4-14-8	0429-53-2777	月2回日曜日
	埼玉県行田 #	〒361 行田市佐間1-22-11	0485-56-8674 2649	第3日曜日
	埼玉県熊谷 #	〒360 熊谷市大字石原1407-1	0485-23-3122	
	埼玉県蓮田 #	〒349-01 蓮田市見沼町4-3	0487-68-8743	第3日曜日
千葉	埼玉県幸手 #	〒340-01 北葛飾郡幸手町幸手225	04804-2-5800	
	千葉県 勤労青少年ホーム	〒260 千葉市新港43	0472-43-9589	金曜日
	船橋市 #	〒273 船橋市夏見町2-11-44	0474-22-3979	木曜日
	茂原市 #	〒297 茂原市千代田町2-8-12	04752-2-5090	木曜日
	柏市 #	〒277 柏市根戸高野台467	0471-31-6098	木曜日
	野田市 #	〒278 野田市鶴奉5-1	0471-22-4548	木曜日
	八千代市 #	〒276 八千代市八千代台北8-9-12	0474-82-0913	金曜日
	旭市 #	〒289-25 旭市中谷里8340-44	04796-2-0686	月曜日
	流山市 #	〒270-01 流山市後平井173	0471-59-0798	金曜日
	八日市場市 #	〒289-21 八日市場市イ2030	04797-3-4515	月曜日 祝日の翌日
東京	市川市 #	〒272 市川市南八幡5-20-3	0473-25-1357 23-3404	木曜日
	千種勤労青少年 センター	〒281 千葉市千種町286	0472-59-1192	
	全国勤労青少年会 館(サンプラザ)	〒164 東京都中野区中野4-1-1	03-388-1151	
	横浜市 勤労青少年ホーム	〒220 横浜市西区老松町25	045-241-0673	月曜日
	長岡市 勤労青少年ホーム	〒940 長岡市今朝白1-10-12-1	0258-32-4429	
	新潟市 #	〒951 新潟市古町通り13番町 5148-2	0252-22-2728	日曜日
	上越市 #	〒943 上越市本城町8-1	0255-23-2440	日曜日
	三条市 #	〒955 三条市本町1-6-18	02563-2-3362	日曜日
	十日町市 #	〒948 十日町市辰甲815-1	02575-7-8918	日曜日
	新発田市 #	〒957 新発田市御幸町3-1-21	02542-3-3219	土曜日
	栃尾市 #	〒940-02 栃尾市滝の下町1-5	02585-2-4432	日曜日
	新潟	燕市 #	〒959-12 燕市水道町1-3-28	02566-3-5666
柏崎市 #		〒945 柏崎市諏訪町6-6	02572-3-3340	日曜日
新井市 #		〒944 新井市学校町1-17	02557-2-4825	日曜日

都道府 県名	ホー ム 名	所 在 地	電話番号	休 館 日
新 潟	糸魚川市 勤労青少年ホーム	〒 941 糸魚川市大字横町 3-1	02555-2-2859	日曜日
	加茂市	〒 959-13 加茂市大字狭口字駒岡 1082-1	02565-2-6116	月曜日
	五泉市	〒 959-16 五泉市粟島 851	02504-3-1050	月曜日 第 3 日曜日
	吉田町	〒 959-02 西蒲原郡吉田町大字本所 178-1	02569-2-4100	火曜日
	小千谷市	〒 947 小千谷市大字養生乙 1234	02588-2-8510	
	六日町	〒 949-67 南魚沼郡六日町字二日町 428-1	02577-3-6678	日曜日
	村上市	〒 958 村上市大字瀬波 771-5	02545-3-2005	水曜日
	両津市	〒 952-34 両津市大字城腰字開山 363	02592-7-7521	月曜日
富 山	(与板町)	—	—	
	富山市第 1 勤労青少年ホーム	〒 930 富山市牛島町 2-3	0764-32-0241	土曜日
	高岡市	〒 933 高岡市御馬出町 51-1	0766-22-0320	日曜日
	魚津市	〒 937 魚津市火の宮町 1-19	0765-22-4330	日曜日
	氷見市	〒 935 氷見市南大町 26-13	0766-72-5510	日曜日
	滑川市	〒 936 滑川市清水町 106	0764-75-2090	日曜日
	新湊市	〒 934 新湊市放生津町 19-4	07668-2-6314	日曜日
	福岡町	〒 939-01 西砺波郡福岡町荒屋敷 634	07666-4-3485	日曜日
	新川広域圏事務組合	〒 939-06 下新川郡入善町下飯野 364	0765-72-2788	火曜日
	小矢部市	〒 932 小矢部市小矢部町 10-1	0766-67-0304	日曜日
	砺波市	〒 939-13 砺波市中村 629	07653-3-1541	日曜日
	立山町	〒 930-02 中新川郡立山町榎 1	07646-3-4655	火曜日
	富山市第 2	〒 930-11 富山市山室 181	0764-92-1256	土曜日
	小杉町	〒 939-03 射水郡小杉町黒河 711	07665-6-6562	日曜日
石 川	豪城端町	〒 939-18 東砺波郡城端町 969-27	07636-2-2267	第 3 日曜日
	小松市 勤労青少年ホーム	〒 923 小松市御宮町 1	0761-22-7000	日曜日
	金沢市	〒 920 金沢市本多町 3-2-26	0762-20-2202	土曜日
	輪島市	〒 928 輪島市河井町 18-36	07682-2-3299	水曜日
	加賀市	〒 922 加賀市大聖寺東町 2-3	07617-2-4005	日曜日
	松任市	〒 924 松任市成町 404	0762-76-1345	月曜日

都道府県名	ホーム名	所在地	電話番号	休館日
石川	七塚町 勤労青少年ホーム	〒929-11 河北郡七塚町字遠塚口 ₅₇₋₆	07628-5-1989	火曜日
	(根上町) "	—	—	—
福井	福井市 勤労青少年ホーム	〒910 福井市左内町7-1	0776-35-1023	日曜日
	丸岡坂井 "	〒910-02 坂井郡丸岡町西里丸岡 ₁₂₋₂₁	0776-66-5880	第1,2,4,5月曜日 第3日曜日
	武生市 "	〒915 武生市高瀬2-9-32	0778-24-0444	日曜日
	金津町 "	〒919-06 坂井郡金津町東2-14-1	07767-3-3825	第1,2,4,5月曜日 第3日曜日
	朝日町 "	〒916-01 丹生郡朝日町西田中 ₈₋₂₇₋₁	07783-4-2050	第1,3日曜日
	鯖江市 "	〒916 鯖江市水落町2-24-2	0778-52-5988	日曜日
	敦賀市 "	〒914 敦賀市木崎24-7-1	07702-5-8141	第1,2,4,5月曜日 第3日曜日
	(大野市) "	—	—	—
	(今立町) "	—	—	—
山梨	豪福井市森田 "	〒910-01 福井市下森田町三字36-1	0776-56-0200	日曜日
	塩山市 勤労青少年ホーム	〒404 塩山市下於曾1704	05533-3-6955	日曜日
	山梨県東部地方 "	〒409-06 大月市猿橋町猿橋字蜂通 ₈₆₇	05542-3-1271	月曜日
	山梨県狭南地方 "	〒409-29 南巨摩郡中富町宮木1705	05564-2-2770	月曜日
	山梨県狭中地方 "	〒409-38 中巨摩郡玉穂村一丁目畑字形見1189	05527-3-6479	月曜日
	山梨県富士北麓 "	〒401-04 南都留郡鳴沢村字丸尾 ₈₅₃₁₋₄₅	05558-5-2884	月曜日
長野	上田市 勤労青少年ホーム	〒386 上田市二の丸3-23	0268-22-7117	日曜日
	下諏訪町 "	〒393 諏訪郡下諏訪町西鷹野町 ₄₆₁₃₋₄	02662-7-3204	火曜日
	長野市 "	〒380 長野市吉田1-13-8	0262-43-1358	日曜日
	松本市 "	〒390 松本市双葉4-8	0263-26- ¹⁰⁸³ ₁₀₈₄	火曜日
	更埴市 "	〒387 更埴市大字杭瀬下1150	02627-2-1056	日曜日
	岡谷市 "	〒394 岡谷市下浜8824	02662-3-2201	日曜日
	中野市 "	〒383 中野市三好町1-4-27	02692-2-2801	日曜日
	塩尻市 "	〒399-07 塩尻市大字広丘原 ₂₉₁₋₂	02635-2-0157	月曜日
	大町市 "	〒398 大町市大字常盤泉5640-4	02612-2-7658	日曜日
	伊那市 "	〒396 伊那市大字伊那5839	02657-2-3090	日曜日
	飯山市 "	〒389-24 飯山市大字照里1215	02696-5-2841	日曜日

都道府県名	ホーム名	所在地	電話番号	休館日
長野	茅野市 勤労青少年ホーム	〒391 茅野市宮川4552-2	02667-2-8079	日曜日
	飯田市	〒395 飯田市松尾7443	0265-23-5571	月曜日
	須坂市	〒382 須坂市大字小山3-55	02624-8-0393	月曜日
	諏訪市	〒392 諏訪市湖岸通り5-12-18	02665-8-5298	月曜日
	(長野市南部)	—	—	—
岐阜	※富士見勤労青少年 フレンドシップセンター	〒399-02 諏訪郡富士見町落合 10039-4	02666-2-2400	月曜日
	羽島市 勤労青少年ホーム	〒501-62 羽島市竹鼻町86	0583-92-1126	第1,3,5月曜日 第2,4火曜日
	多治見市	〒507 多治見市弁天町4-2	0572-22-4969	月曜日
	瑞浪市	〒509-61 瑞浪市上平町1-1	0572-68-3027	月曜日
	関市	〒501-32 関市塔之洞字岩本3885-1	05752-2-3242	月曜日
	中津川市	〒508 中津川市手賀野字会所沢 172-1	05736-6-5204	月曜日
	各務原市	〒509-01 各務原市鶴沼朝日町3丁目 163-2	0583-84-6254	月曜日
	土岐市	〒509-53 土岐市妻木町字東山 5009-47	05725-7-3010	火曜日
	美濃市	〒501-37 美濃市曾代117-14	05753-5-1476	月曜日
	※高山市	〒506 高山市花岡町2-39	0577-32-0394	第1,3土曜日 第2,4日曜日
静岡	浜松市 勤労青少年ホーム	〒432 浜松市鹿谷町11-2	0534-71-6206	日曜日
	静岡県富士	〒417 富士市石坂456-5	0545-21-6129	日曜日
	清水市	〒424 清水市桜が丘町7-1	0543-52-6412	月曜日
	沼津市	〒410 沼津市御幸町15-1	0559-31-1071	日曜日
	島田市	〒427 島田市横井2-7-9	05473-7-7376	月曜日
	磐田市	〒438 磐田市見付2989-2	05383-2-8647	日曜日
	三島市	〒411 三島市大宮町1-8-38	0559-75-2562	日曜日
	静岡市	〒420 静岡市駿府町2-80	0542-53-0731	日曜日
	浜北市	〒434 浜北市貴布祿289-3	05358-7-2201	日曜日
	湖西市	〒431-04 湖西市古見1070	05357-6-2746	日曜日
	裾野市	〒410-11 裾野市深良435	05599-2-3800	月曜日
	富士宮市	〒418 富士宮市大宮1715-1	05442-4-0094	日曜日
	菊川町	〒439 小笠郡菊川町堀之内61	05373-5-3510	日曜日

都道府県名	ホーム名	所在地	電話番号	休館日
静岡	天竜市 勤労青少年ホーム	〒431-33 天竜市山東 2290-1	05392-6-1930	火曜日
	袋井市 “	〒437 袋井市上田町 267-5	05384-3-4594	日曜日
愛知	(藤枝市) “	—	—	—
	豊橋市 勤労青少年ホーム	〒440 豊橋市鍵田町 55-3	0532-55-0413	金曜日
	西尾市 “	〒445 西尾市鶴ヶ崎町 6-2	05635-6-3923	月曜日
	岡崎市 “	〒444 岡崎市上六名 3-3-7	0564-51-4104	月曜日
	蒲郡市 “	〒443 蒲郡市三谷町水神町通 10-2	0533-69-3815	火曜日
	稲沢市 “	〒492 稲沢市井之口沖ノ田町 38	0587-32-7905	水曜日 第3日曜日
	瀬戸市 “	〒489 瀬戸市熊野町 98	0561-83-3579	月曜日
	犬山市 “	〒484 犬山市大字羽黒新田字上堅坂 1-1	0568-67-3772	火曜日
	高浜市 “	〒444-13 高浜市高取町下小脇 100-1	0566-52-4017	金曜日
	新城市 “	〒441-13 新城市西入船 5-2	05362-3-1123	月曜日
	尾張旭市 “	〒488 尾張旭市東大道町山の内 2410-2	05615-4-4787	—
	※三好町 “	〒470-02 西加茂郡三好町三好仲ヶ 山 43-2	05613-2-3044	月曜日
	※一色町 “	〒444-04 幡豆郡一色町前野字新田 38-1	05637-3-4348	月曜日
	※祖父江町 “	〒495 中島郡祖父江町上牧字下川田 454	05879-7-2121 内線 75	木曜日
三重	松阪市 勤労青少年ホーム	〒515 松阪市殿町 1563	0598-21-3430	木曜日
	桑名市 “	〒511 桑名市鍛冶町 14	0594-21-3260	日曜日
	四日市市 “	〒510 四日市市日永東 1-2-28	0593-45-3286	日曜日
	津市 “	〒514 津市大字藤方 1623-2	0592-27-4919	火曜日
	鈴鹿市 “	〒510-02 鈴鹿市白子駅前 6-33	0593-87-6125	日曜日
滋賀	大津市 勤労青少年ホーム	〒520 大津市打出浜 13-22	0775-22-7474	火曜日
	彦根市 “	〒522 彦根市尾末町 8-1	0749-22-8153	水曜日
	草津市 “	〒525 草津市野村町 58-7	0775-63-3700	日曜日
	八日市市 “	〒527 八日市市市辺町 2353	07482-2-1288	火曜日 祝日の翌日
	安曇川町 “	〒520-12 高島郡安曇川町大字田中 630-1	07403-2-0003	—
	山東町 “	〒521-02 坂田郡山東町志賀谷	07495-5-3029	水曜日
	浅井町 “	〒526-02 東浅井郡浅井町野瀬 809	07497-6-0001	月曜日

都道府県名	ホーム名	所在地	電話番号	休館日
滋賀県	甲西町 勤労青少年ホーム	〒520-52 甲賀郡甲西町大字吉永字 中川原 302	07487-2-4199	月曜日
	京都市西陣 勤労青少年ホーム	〒603 京都市北区紫野北船岡町船岡 山公園内	075-451-6700	火曜日
京都府	京都市南	〒601 京都市南区西九条南田町 72	075-671-0356	火曜日
	京都市東山	〒605 京都市東山区東大路 7 条上ル 妙法院前側町 446	075-541-0619	火曜日
	京都市下京	〒600 京都市下京区西 7 条北東野町 90	075-314-5636	火曜日
	福知山市	〒620 福知山市字岡 175-1	0773-23-1616	水曜日
	京都市山科	〒607 京都市山科区竹鼻 4 丁野町 42	075-593-4911	火曜日
	※京都市中京青年の家	〒604 京都市中京区東洞院通六角下ル	075-231-0640	火曜日
	※京都市伏見青年の家	〒612 京都市伏見区御駕籠町 91	075-611-4910	火曜日
	大阪府立中央 勤労青少年ホーム	〒540 大阪市東区石町 2-35	06-941-2681	水曜日
	大阪府立中央	〒541 大阪市東区安土町 1-7	06-271-4953	月曜日
	大阪府立豊中	〒560 豊中市北桜塚 3-1-28	06-854-1400	水曜日
	大阪府立阿倍野	〒545 大阪市阿倍野区文の里 1-4-2	06-628-0003	水曜日
	守口市	〒570 守口市菊水通 4-52	06-996-9360	火曜日
	大阪府立東大阪	〒577 東大阪市中小阪 5-14-30	06-723-1210	水曜日
	吹田市	〒564 吹田市寿町 2-19-20	06-383-4101	祝日の翌々日 火曜日
	大阪市立福島	〒553 大阪市福島区海老江 6-1-14	06-453-0207	月曜日
	岸和田市春木	〒596 岸和田市春木宮川町 5-16	0724-38-1007	火曜日
	寝屋川市	〒572 寝屋川市東大利町 2-14	0720-28-0761	月曜日
	大阪市立東淀川	〒533 大阪市東淀川区豊新 2-1-4	06-327-5650	月曜日
	大阪市立旭	〒535 大阪市旭区森小路 2-5-29	06-955-1144	月曜日
	大阪市立天王寺	〒543 大阪市天王寺区味原町 10-7	06-763-3525	月曜日
大阪市立住之江	〒559 大阪市住之江区浜口西 3-4-22	06-674-5405	月曜日	
和泉市	〒594 和泉市府中町 913	0725-44-9221	水曜日	
大阪市立浪速	〒556 大阪市浪速区下寺 2-2-12	06-643-0694	月曜日	
大阪市立大正	〒551 大阪市大正区泉尾 3-9-16	06-554-5377	月曜日	
大阪市立大淀	〒531 大阪市大淀区本庄東 1-24-11	06-374-0870	月曜日	
大阪市立鶴見	〒538 大阪市鶴見区今津中 1-1-14	06-967-1033	月曜日	

都道府 県名	ホーム名	所在地	電話番号	休館日
大 阪	熊取町 勤労青少年ホーム	〒 590-04 泉南郡熊取町大字野田 2183-1	07245-3-0600	火曜日
	忠岡町	〒 595 泉北郡忠岡町忠岡 1-17-19	0725-22-1130	木曜日
	大阪市立東住吉	〒 546 大阪市東住吉区東田辺 2-11-28	06 -699-3600	月曜日
	大阪市立西	〒 550 大阪市西区本田 3-7-2	06 -582-9553	月曜日
	泉大津市	〒 595 泉大津市下条町 11-28	0725-32-6432	
	(大阪市立西成)	—	—	
	(大阪市立生野)	—	—	
	※ 泉佐野勤労青少年 フレンドシップセンター	〒 598 泉佐野市日根野 5565	0724-68-0300	
	※ 高槻市 勤労青少年ホーム	〒 569 高槻市城西町 2-30	0726-71-5805	日曜日
	※ 大阪市立港	〒 552 大阪市港区磯路 2-11-10	06 -573-7792	月曜日
	※ 大阪市立城東	〒 536 大阪市城東区新喜多東 1-1-7	06 -968-3350	月曜日
	※ 大阪市立東成	〒 537 大阪市東成区東中本 2-3-16	06 -976-0300	月曜日
	※ 大阪市立平野	〒 547 大阪市平野区瓜破 3-3-64	06 -707-0900	月曜日
	※ 大阪市立西淀川	〒 555 大阪市西淀川区姫里 2-13-22	06 -474-7245	月曜日
	※ 大阪市立加美 ユースセンター	〒 547 平野区加美鞍作町 1-2-31	06 -791-8618	月曜日
	※ 大阪市立生野 ユースセンター	〒 544 生野区中川東 2-4-16	06 -752-8000	月曜日
	※ 大阪市立此花 ユースセンター	〒 554 此花区四貫島 2-26-17	06 -463-1881	月曜日
※ 大阪市立大畑山会館	〒 581 八尾市大字恩智 1045	0729-43-7236	月曜日	
兵 庫	姫路市 勤労青少年ホーム	〒 670 姫路市西延末字手柄山 509	0792-94-0424	火曜日
	伊丹市	〒 664 伊丹市瑞原 2-59	0727-82-1728	木曜日
	尼崎市	〒 660 尼崎市栗山前田町 3	06 -429-3020	木曜日
	高砂市	〒 676 高砂市高砂町朝日町 1-2-1	07944-2-4832	日曜日
	西宮市	〒 662 西宮市松原町 2-37	0798-35-5286	火曜日
	宝塚市	〒 665 宝塚市御殿山 2-1-2	0797-84-1881	日曜日
	三木市	〒 673-04 三木市上の丸町 8-30	07948-2-0941	火曜日
	氷上町	〒 669-36 氷上郡氷上町成松字甲賈1	07958-2-3719	火曜日
	※ 西脇市	〒 677 西脇市西脇 801-52	07952-2-6329	金曜日
	奈 良	桜井市 勤労青少年ホーム	〒 633 桜井市桜井 281-9	07444-2-2396

都道府県名	ホーム名	所在地	電話番号	休館日	
奈良	奈良市 勤労青少年ホーム	〒630 奈良市大宮1-10-2	0742-33-0516	水曜日 祝日の翌日	
	大和高田市 "	〒635 大和高田市大字野口20-1	0745-22-6045	火曜日 祝日の翌日	
	大和郡山市 "	〒639-11 大和郡山市今国府町60-9	07435-6-4581	火曜日 祝日の翌日	
	橿原市 "	〒634 橿原市小房町30	07442-4-4782	火曜日 月曜日の午後	
和歌山	和歌山市 勤労青少年ホーム	〒640 和歌山市寄合町18	0734-31-2500	土曜日	
	海南市 "	〒642 海南市日方1290-14	07348-2-4114	水曜日	
	田辺市 "	〒646 田辺市上屋敷町193-14	0739-25-0272	日曜日	
	御坊市 "	〒644 御坊市園88-1	07382-2-5436	日曜日	
	新宮市 "	〒647 新宮市新宮4800	0735-21-0755	水曜日	
	橋本市 "	〒648 橋本市東家1-1-19	07363-3-1575	日曜日	
	鳥取	鳥取市 勤労青少年ホーム	〒680 鳥取市吉成739-1	0857-24-1702	火曜日
		倉吉市 "	〒682 倉吉市上井町2-9-8	08582-6-0041	日曜日
島根	出雲市 勤労青少年ホーム	〒693 出雲市今市町北本町1-7	0853-21-0424	火曜日	
	浜田市 "	〒697 浜田市殿町123-10	08552-2-5043	火曜日	
	安来市 "	〒692 安来市南十神町33	08542-2-4333	日曜日	
	大田市 "	〒694 大田市大田町大田イ125	08548-2-2450	火曜日	
	江津市 "	〒695 江津市嘉久志町1505-1	08555-2-2152	月曜日	
	益田市 "	〒698 益田市赤城町18-6	08562-2-8699	火曜日	
	平田市 "	〒691 平田市平田町2280-1	08536-3-3077	火曜日	
	木次町 "	〒699-13 木原郡木次町大字木次 1012-1	08544-2-5211	月、金曜日	
	岡山	井原市 勤労青少年ホーム	〒715 井原市井原町3619	08666-2-1364	木曜日
		倉敷市児島 "	〒711 倉敷市児島小川2-1-10	0864-73-1523	水曜日
岡山市 "		〒703 岡山市小橋町1-1-30	0862-72-7881	水曜日	
津山市 "		〒708 津山市勝部20-2	08682-2-5605	水曜日	
備前市 "		〒705 備前市伊部2523-3	08696-4-4895	水曜日	
総社市 "		〒719-11 総社市総社235	08669-2-5558	月曜日	
笠岡市 "		〒714 笠岡市六番町1-10	08656-3-4055	水曜日	
倉敷市水島 "		〒712 倉敷市連島中央4-2-18	0864-46-6288	水曜日	

都道府 県名	ホーム名	所在地	電話番号	休館日
岡山	玉野市 勤労青少年ホーム	〒706 玉野市田井5-22-2	0863-31-9101	水曜日
	新見市	〒718 新見市下熊谷23-4	08677-2-3375	水曜日
広島	高梁市	〒716 高梁市落合町近似267-7	08662-2-1880	月曜日
	福山市福山 勤労青少年ホーム	〒720 福山市草戸町2276-1	0849-53-2006	水曜日
	府中市	〒726 府中市用土町城山438-1	0847-45-6560	水曜日
	広島市中央	〒730 広島市中央区八丁堀3-2	0822-22-2513	日曜日
	三原市	〒723 三原市城町6	08486-3-4077	日曜日
	尾道市	〒722 尾道市西土堂町18-5	0848-22-5396	水曜日
	五日市町	〒738 佐伯郡五日市町新宮苑11-43	0829-22-8424	水曜日
	福山市松永	〒729-01 福山市松永町1383	08485-3-5320	水曜日
	海田町	〒736 安芸郡海田町海田市158-1	08282-3-1936	日曜日
	広島市安佐	〒731-01 広島市安佐南区安古市町 大字大町933-7	—	
山口	(大竹市)	—	—	
	徳山市 勤労青少年ホーム	〒745 徳山市岐山通2-10	0834-22-8722	日曜日
	防府市	〒747 防府市緑町1-9-2	0835-23-1500	
	下関市	〒750 下関市大字彦島字老の山公園 1-1	0832-67-1146	火曜日
	光市	〒743 光市大字光井3946-1	0833-72-2245	水曜日
	新南陽市	〒746 新南陽市大字富田2569	0834-62-0001	火曜日
	平生町	〒742-11 熊毛郡平生町大字平生村 字横割178	08205-6-4219	日曜日
	山陽町	〒757 厚狭郡山陽町大字鴨庄3-5	08367-2-1998	水曜日 火曜日の午後
	美祿市	〒759-22 美祿市大嶺町東分285-1	08375-2-3500	火曜日
	小野田市	〒756 小野田市大字東高泊1739-2	08368-3-3146	年末年始
徳島	※ 宇部市 勤労青少年会館	〒755 宇部市松山町1-12	0836-31-5515	
	※ 柳井市 勤労青少年ホーム	〒742 柳井市大字柳井3718	08202-2-0680	月曜の夜間
	徳島市 勤労青少年ホーム	〒770 徳島市福島1-8-19	0886-52-7914	日曜日
	阿南市	〒774 阿南市富岡町トノ町24-21	0884-22-4572	日曜日
	藍住町	〒771-12 板野郡藍住町奥野字矢上 前52-1	088692-3620	日曜日
	鳴門市	〒772 鳴門市撫養町南浜字東浜 27-3	08868-5-5179	月曜と5月15日

都道府 県名	ホーム名	所在地	電話番号	休館日	
徳島	(市場町) 勤労青少年ホーム	—	—		
	小豆島 勤労青少年ホーム	〒761-44 小豆郡内海町西村甲 ¹⁷⁹²⁻¹	08798-2-0201	日曜日	
香川	志度町 〃	〒769-21 大川郡志度町大字鴨庄 ²⁵⁷⁶	08789-5-2200	日曜日	
	新居浜市 勤労青少年ホーム	〒792 新居浜市一宮町 2-2-17	0897-32-9246	日曜日	
愛媛	伊予三島市 〃	〒799-04 伊予三島市中曾根町 500	0896-3-1192	月曜日	
	宇和島市 〃	〒798 宇和島市和霊東町 3-1-9	0895-22-2089	日曜日	
高知	今治地区 〃	〒794 今治市北宝来町 1-1-16	0898-32-2698	月曜日	
	大洲市 〃	〒795 大洲市大洲 1 番地甲 - 5	08932-4-3161	日曜日	
	八幡浜市 〃	〒796 八幡浜市大字矢野町 1377-1	08942-4-1822	月曜日	
	砥部町 〃	〒791-21 伊予郡砥部町宮内 1369	08996-2-4822	日曜日	
	須崎市 勤労青少年ホーム	〒785 須崎市西札町 4-4	08894-2-0670	日曜日	
	福岡	北九州市立八幡 勤労青少年ホーム	〒805 北九州市八幡東区桃園 2-5-1	093-681-2798	日曜日
		北九州市立小倉 〃	〒803 北九州市小倉北区大門 ¹⁻⁶⁻¹⁰	093-561-1262	日曜日
	甘木市 〃	〒838 甘木市大字菩提寺 71	09462-2-7409	第 2, 4 日曜日 第 1, 3 火曜日	
	直方市 〃	〒822 直方市大字感田 360 1-4	09492-4-6200	月曜日 第 3 日曜日	
	大川市 〃	〒831 大川市大字向島 1840-2	09448-8-0106	日曜日	
	北九州市立若松 〃	〒808 北九州市若松区浜町 2-10-17	093-761-7500	日曜日	
	北九州市立門司 〃	〒801 北九州市門司区清滝 3-2-3	093-331-7177	日曜日	
	那珂川町 〃	〒811-12 筑紫郡那珂川町大字西隈 ⁶⁴⁻¹	09295-2-8711	第 1, 2, 4, 5 月曜日 第 3 日曜日	
	久留米市 〃	〒830 久留米市野中町 1075-2	0942-34-4996	第 1, 3 月曜日	
	中間市 〃	〒809 中間市大字中間 5867	093-25-3511	日曜日	
	豊前市 〃	〒828 豊前市大字吉木 955	09798-2-5552	日曜日	
	八女市 〃	〒834 八女市大字馬場 420	09432-4-0029	火曜日	
	佐賀	(田主丸町) 〃	—	—	
		(久山町) 〃	—	—	
		鳥栖市 勤労青少年ホーム	〒841 鳥栖市元町 1239-1	09428-2-4780	第 1, 3, 5 火曜日 第 2, 4 日曜日
唐津市 〃		〒847 唐津市藤崎通り 6929	09557-2-3424	火曜日	
武雄市 〃		〒845 武雄市武雄町大字武雄 5535	09542-3-5165	火曜日	

都道府県名	ホーム名	所在地	電話番号	休館日
佐賀	有田町 勤労青少年ホーム	〒844 西松浦郡有田町中部丙 ¹⁰⁰²⁻²	09554-2-6207	日曜日
	大町町 "	〒849-21 杵島郡大町町大字福母 ¹⁵⁸⁻¹	095282-3500	月曜日
長崎	大村市 勤労青少年ホーム	〒856 大村市西三城町8	09575-3-1353	日曜日
	佐々町 "	〒857-03 北松浦郡佐々町本田123	09566-2-3127	日曜日
	(長与町) "	—	—	
熊本	熊本市 勤労青少年ホーム	〒862 熊本市新屋敷1-18-28	0963-64-0633	日曜日
	八代市 "	〒866 八代市蛇籠町3-29	09653-3-2383	水曜日
	荒尾市 "	〒864 荒尾市荒尾4051	09686-3-0622	火曜日
	本渡市 "	〒863 本渡市船の尾町11-4	09692-3-4049	日曜日 祝日の翌日
	山鹿市 "	〒861-05 山鹿市大字山鹿1026-2	09684-3-1131	日曜日
	人吉市 "	〒868 人吉市西間下町20	09662-4-3871	火曜日
	(菊池市) "	—	—	
大分	中津市 勤労青少年ホーム	〒871 中津市中央町1-3-45	0979-22-7637	日曜日
	日田市 "	〒877 日田市中城町1-66	09732-3-3835	日曜日
	竹田市 "	〒878 竹田市大字玉来1-11	09746-3-1047	日曜日
	佐伯市 "	〒876 佐伯市11766-2	09722-3-1010	日曜日
	宇佐市 "	〒879-04 宇佐市大字四日市264	09783-2-3316	
	豊後高田市 "	〒879-06 豊後高田市大字高田 ¹⁰⁰⁸⁻³	09782-4-2270	日曜日
	別府市 "	〒874 別府市上野口町19-22	0977-21-5890	月曜日 祝日の翌日
宮崎	延岡市 勤労青少年ホーム	〒882 延岡市西階町1-4341-1	0982-32-4071	日曜日
	都城市 "	〒885 都城市松元町4-14	0986-23-5160	月曜日
	宮崎市 "	〒880 宮崎市神宮東1-2-27	0985-24-9138	日曜日
	日南市 "	〒887 日南市油津1-4-21	09872-2-5666	日曜日
	日向市 "	〒883 日向市本町10-5	09825-2-2111 内線635	日曜日
	串間市 "	〒888 串間市大字西方5655	09877-2-1352	火曜日
	小林市 "	〒886 小林市細野38-1	09842-3-9653	日曜日
	えびの市 "	〒889-43 えびの市原田3456	09843-3-1115	日曜日
	(西都市) "	—	—	

都道府 県名	ホーム名	所在地	電話番号	休館日
鹿児島	出水市 勤労青少年ホーム	〒 899-02 出水市上知識 3878	09966-3-2136	火曜日
	鹿屋市	〒 893 鹿屋市向江町 29-1	09944-3-4640	水曜日
	国分市	〒 899-43 国分市中央 3-2-27	09954-5-5111	日曜日
	鹿児島市	〒 890 鹿児島市鴨池 2-32-30	0992-55-5771	土曜日
	枕崎市	〒 898 枕崎市西鹿籠 12746-1	09937-2-2277	月曜日
	西之表市	〒 891-31 西之表市西之表 15-182-1	09972-2-1579	日曜日
	川内市	〒 895 川内市西開聞町 5-1	0996-20-1281	火曜日 第3日曜日
	(高山町)	—	—	
沖縄	那覇市 勤労青少年ホーム	〒 900 那覇市旭町 35	0988-62-6037	日曜日
	宜野湾市	〒 901-22 宜野湾市伊佐 289-296	09889-8-4700	月曜日
	平良市	〒 906 平良市字下里 416-4	09807-2-0362	月曜日

注1) ()印のホームは昭和55年度設置予定のものを示す。

2) ※印は地方公共団体が国の補助を受けなくて設置したもの及びホームの類似施設を示す。

3) 休館日は、原則として週1回に定められたものを示す。なお、各ホームとも祝日、年末年始を休館日としているところが多いが、多少ホームによって異なる。

労働省婦人少年局調べ

4 有給教育訓練休暇奨励給付金

有給教育訓練休暇奨励給付金は定年退職前職業講習，職業訓練，職業安定促進講習，職場適応訓練，職業訓練派遣奨励給付金と並んで能力開発事業各種給付金の1つである。この給付金は労働者の教育訓練の受講機会を確保し，その職業能力の開発向上を図ることを目的としており，雇用する労働者に有給の教育訓練休暇を与える事業主が受給できるものである。

(1) 受給できる事業主

有給教育訓練休暇奨励給付金の支給を受けられる事業主は，一定の教育訓練を受ける労働者に対して，次のすべてに該当する有給教育訓練休暇を与える事業主である。

- イ 有給教育訓練休暇は，労働協約又は就業規則に基づき与えられるものであること。この場合において，有給教育訓練休暇を与えられる労働者の範囲が不当に限定されていないこと。
- ロ 有給教育訓練休暇の全期間について，所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金が支払われるものであること。
- ハ 有給教育訓練休暇が労働者の申出に基づいて与えられるものであること。
- ニ 有給教育訓練休暇の日数が一教育訓練コースについて10労働日以上であること。ただし，公共職業訓練施設又は職業訓練大学の行う職業訓練を受ける場合には当該職業訓練の日数が10日未満であっても対象となる。

なお，一定の教育訓練とは，次の(イ)から(ウ)までのいずれかをいう。

- (イ) 公共職業訓練施設又は職業訓練大学の行う職業訓練
- (ロ) 高等学校，大学又は高等専門学校の行う学校教育
- (ウ) 専修学校，各種学校等の行う教育のうち労働大臣の指定したもの

(2) 受給できる額

- イ 受給できる額は次のとおりである。

有給教育訓練休暇奨励給付金、休暇を付与された労働者1人につき1,220円(中小企業事業主は、1,620円)に教育訓練を受けた日数を乗じて得た額

- ロ 受給できる日数は、労働者1人につき100日(45歳以上の労働者は、150日)が限度である。

(3) 受給のための手続

有給教育訓練休暇奨励給付金又は中高年齢者教育訓練受講奨励金の支給を受けようとする事業主は、有給教育訓練休暇付与計画書に有給教育訓練休暇に関する労働協約又は就業規則及びその細則の写を添えて、有給教育訓練休暇を労働者に与える前(期日が定められている。)までに、事業所の所在地を担当する都道府県立公共職業訓練施設の長を経由して、都道府県知事に提出すること。

次いで、有給教育訓練休暇に係る教育訓練の修了後2箇月以内に有給教育訓練休暇奨励給付金支給申請書に当該労働者が受けた教育訓練の修了証明書及び教育訓練期間中賃金が支払われたことを証明する書類を添えて上記職業訓練施設の長を経由して、都道府県知事に提出すること。

5 勤労青少年ホーム災害補償保険制度

(1) 制度の趣旨

ホーム利用者及びホーム主催（共催）行事等参加者が被むる不測の事故に対処するため「勤労青少年ホーム災害補償保険制度」を設立・運営し、もってホーム利用者等の事故に際し十分かつ、速やかな補償を行えるようにし、ひいてはホーム活動の円滑な運営に資することを目的とする。

(2) 制度の概要

- 本制度は「傷害保険」と「賠償責任保険」を一体不可分に組み合わせ、ホーム利用者等の事故に際してできるだけ漏れのない十分な補償を行えるようにしたものである。

また、保険契約は社団法人全国勤労青少年ホーム協議会が代表契約者となって行うので個別に加入するより有利な内容となっている。

○ 補償の対象

傷害保険……傷害保険加入者がホーム活動中に被った傷害事故が補償の対象となる。

賠償責任保険……ホーム側の責任で傷害事故が発生した場合のホーム側が負担する法律上の損害賠償金が補償の対象となる。

- 本制度は「ホーム活動」中の事故が対象となる。「ホーム活動」とはホームの管理下において行われる活動であって以下の各種活動（例：奉仕活動・文化活動・スポーツ活動等）をいう。

ホーム施設内で行われる各種活動。ただし、ホームへの往復途上は対象とならない。

ホーム施設外の各種活動のうちホームが主催若しくは共催する活動又は事前にホームに書面で届出て行われる団体活動

これらは、所定の集合地でホームの管理下に入った時から所定の解散地で解散するまでの間が補償の対象となる。

※届出の内容……責任者、行事種目、日程、参加者氏名

- ホーム活動中に災害が発生した場合に適用される保険は以下のとおりである。

区 分	災害の発生に対するホーム側の責任	
	な し	あ り
傷害保険加入者	傷 害 保 険	傷害保険+賠償責任保険
上記以外の者		賠償責任保険

- 傷害保険の保険金の種類及び保険金額

種 類	内 容	保 険 金 額	
		Aタイプ	Bタイプ
死 亡 保 険 金	事故の日から180日以内に死亡	300万円	150万円
後遺障害保険金	事故の日から180日以内に後遺障害が発生	程度により 9～300万円	程度により 4.5～150万円
医 療 保 険 金	入院180日,非入院90日を限度として8日目より支給	入 院 1日につき 1,500円 非入院 1日につき 1,000円	

- 傷害保険加入依頼金（1名当たり）

Aタイプ…… 290円（年額） Bタイプ…… 190円（年額）

※Aタイプ・Bタイプの選択は加入者ごとに自由にできる。

- 賠償責任保険補償限度額

人身事故のみを補償する。被害者1名につき3,000万円を限度（免責金額3万円）、同一の原因の事故発生につき1億円を限度とする。

- 賠償責任保険加入依頼金（1ホーム当たり）

ホーム施設の延床面積

1,000㎡未満…………… 5,900円（年額）

1,000㎡以上～2,000㎡未満 …… 7,600円（年額）

2,000㎡以上…………… 9,300円（年額）

(3) 加入手続き等

「勤労青少年ホーム災害補償保険制度加入依頼書」に加入依頼金の「振り込み領収書(写)」を添えて協議会に提出する。加入手続きの概略は次のとおりである。

手続き1 傷害保険加入者の取りまとめ「傷害保険加入者名簿」の作成

手続き2 傷害保険加入者の取りまとめ完了後「ホーム災害補償保険制度加入依頼書」の作成

手続き3 「勤労青少年ホーム災害補償保険制度加入依頼金」の振り込み

手続き4 「勤労青少年ホーム災害補償保険制度加入依頼書」と加入依頼金合計額の「振り込み振り替え領収書(銀行又は郵便局が発行)」(写)の送付

申込期間(ホームが加入必要書類を協議会へ発送する時期)	3月20日までに発送	4月8日までに発送	5月20日までに発送	8月20日までに発送	11月20日までに発送
保険(補償)期間	4月1日午前0時から翌年3月31日午後12時	4月15日午前0時から翌年4月14日午後12時	6月1日午前0時から翌年5月31日午後12時	9月1日午前0時から翌年8月31日午後12時	12月1日午前0時から翌年11月30日午後12時

※各ホームでは保険期間を上記のうちから1つ選択する。

手続き5 傷害保険中途加入者の取扱い

「傷害保険加入者名簿」への追加記載

「傷害保険中途加入者報告書」の作成と送付

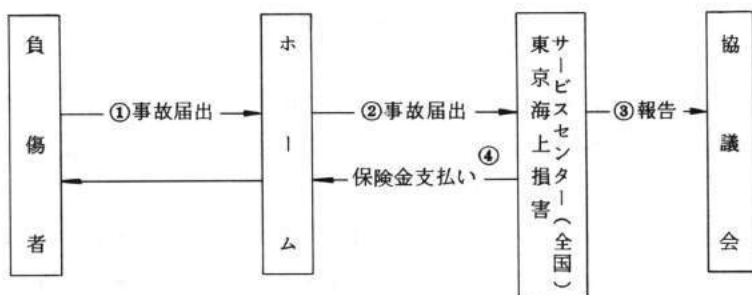
○ 「中途加入依頼金」(傷害保険依頼金のみ)

保険期間開始後6箇月未満までに中途加入の「中途加入依頼金」は年間加入依頼金と同一(Aタイプ290円, Bタイプ190円)である。

保険期間開始後6箇月を経て後に中途加入した者の「中途加入依頼金」はAタイプ150円, Bタイプ100円となる。

(4) 事故の際の手続き

○ 傷害保険の場合



昭和56年1月10日 発行

昭和55年版

勤労青少年の現状

年少労働資料 35号

発行 労働省婦人少年局

郵便番号 100

東京都千代田区大手町1の3の1

印刷 大蔵省印刷局

GAa1/1

労働省婦人少年局



女性と仕事の未来館



00747195

(大蔵省印刷局製造)